

# 社会保障審議会日本年金機構評価部会（第4回）

平成22年3月29日（月）9時半～

於：全国都市会館第一会議室（3階）

## 議事次第

### 1. 開会

### 2. 議事

（1）日本年金機構中期計画及び平成21年度計画について

（2）その他（最近の動き等について報告）

### 3. 閉会

## 社会保障審議会日本年金機構評価部会（第4回）配付資料一覧

- 資料1 社会保障審議会日本年金機構評価部会による視察について
- 資料2-1 日本年金機構中期計画・年度計画のポイントについて
- 資料2-2 日本年金機構中期計画・平成21年度計画について
- 資料2-3 日本年金機構の業務の取組状況
- 資料3 平成22年度における国民年金保険料の収納対策の概要
- 資料4 厚生年金保険料と政府管掌健康保険料の収納状況
- 資料5 年金業務監視委員会の開催について
- 資料6 国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案（年金確保支援法案）について
- 資料7 平成20年度厚生年金保険・国民年金事業の概況について
- 資料8 平成20年度国民年金被保険者実態調査結果の概要について
- 資料9-1 日本年金機構の役員の報酬・退職手当の支給基準
- 資料9-2 役員に対する報酬及び退職手当の支給基準の届け出について

社会保障審議会日本年金機構評価部会による視察について  
(第3回社会保障審議会日本年金機構評価部会)

1. 日程

平成22年3月1日(月)

2. ご出席いただいた委員

本田部会長、石井委員、岩瀬委員、大山委員、斎藤委員、西沢委員、長沼委員

3. 視察先

日本年金機構本部(高井戸庁舎、お台場庁舎(全国一括業務部門))  
南関東ブロック本部・新宿年金事務所

4. 当日の行程

- (1) 日本年金機構本部(高井戸庁舎)視察  
機構全体の概況説明後、事務室内視察
- (2) 南関東ブロック本部・新宿年金事務所視察  
南関東ブロック本部及び新宿年金事務所の概況説明後、事務所内視察
- (3) お台場庁舎(全国一括業務部門)視察  
ねんきん特別便等の記録整備事業の概況説明後、事務室内視察

## I 計画期間

中期計画：平成22年1月1日～平成26年3月31日

年度計画：平成22年1月1日～平成22年3月31日

## II 年金記録問題への対応に関する事項

○ 中期目標に定められた各般の取組を計画的に進める。

## III 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

### ○ 厚生年金保険等の適用の促進

- ・ 年金記録問題への対応状況を踏まえつつ、毎事業年度(平成21年度を除く。)、取組に係る数値目標や具体的なスケジュールを定めた行動計画を機構全体及び各年金事務所ごとに策定し、効的・効率的な推進に努める。
- ・ 重点的加入指導(職員による個別訪問及び年金事務所への呼び出し)など適用促進に関する各種取り組みについては、中期計画期間中のできるだけ早い時期に、社会保険庁における平成18年度の実績水準を回復し、その後、更なる上積みを行うことを目指す。

### ○ 国民年金納付率の向上

- ・ 毎事業年度(平成21年度を除く。)、取組に係る数値目標や具体的なスケジュールを定めた行動計画を機構全体及び各年金事務所毎に策定し、当該計画に基づき効的・効率的に実施する。
- ・ 国民年金保険料の最終納付率について、中期目標期間中、各年度の現年度納付率から4～5ポイント程度の伸び幅を確保することを目指す。
- ・ 現年度分保険料について、当面納付率の低下傾向に歯止めをかけ、これを回復させることを目標とする。具体的には、中期目標期間中のできるだけ早い時期に、平成21年度の実績を上回り、その後、更なる改善を目指す。

※ 年度計画において、平成21年12月末時点の納付率から平成22年3月末までの間において、1ポイント程度以上の納付率の伸びを確保することを目指す旨を記載する。

## ○ 厚生年金保険等の徴収対策の推進

- ・ 年金記録問題への対応状況等を踏まえつつ、毎事業年度(平成21年度を除く。)、取組に係る数値目標や具体的なスケジュールを定めた行動計画を機構全体及び各年金事務所ごとに策定し、当該計画に基づき効果的・効率的な推進に努める。

## ○ 給付事務

- ・ 請求書受付から年金証書が届くまでの所要日数の目標(サービススタンダード)を設定。
- ・ 中期目標期間中、毎年度の達成率について、前年度と同等以上の水準を確保するとともに、最終年度においては当該達成率を90%以上とすることを目指す。

### ＜サービススタンダード＞

- ①老齢基礎・老齢厚生年金、遺族基礎・遺族厚生年金:2か月以内(加入状況の再確認を要しない方は、1か月以内)、②障害基礎年金:3か月以内、③障害厚生年金:3か月半以内

## ○ 年金相談の充実

- ・ 来所相談の待ち時間を、通常期で30分、混雑期で1時間を超えないよう、短縮に努める。
- ・ ねんきんダイヤル応答率について、毎年度の応答率について、前年度の応答率と同等以上の水準を確保し、最終年度においては、当該応答率を70%以上とすることを目指す。

## ○ お客様の声を反映させる取組

- ・ 「お客様へのお約束10か条」を策定し、その実現に努める。
- ・ 年金事務所におけるお客様モニター会議の開催、「ご意見箱」の設置等お客様の声を収集し、サービス改善につなげる仕組みを導入する。
- ・ お客様の声の内容を蓄積し、分析を行うためのデータベースを構築する(平成23年度中の導入・稼働を目指す)。
- ・ 「お客様へのお約束10か条」の取組状況等を客観的に評価するための覆面調査を実施し、お客様に対するサービス向上を図る。
- ・ 年次報告書(アニュアルレポート)を作成し、分かりやすく情報提供を行う。

## ○ 電子申請の推進

- ・ 平成23年度末においてオンライン利用率65%を目指し、電子申請の利用を促進する。

## IV 業務運営の効率化に関する事項

### ○ 運営経費の抑制等

- ・ 機構の人員体制について、基本計画に基づき、合理化・効率化を進める。ただし、国家プロジェクトの期間中、年金記録問題の解決に必要な人員については、別途確保する。
- ・ 人件費について、国家公務員の給与水準の動向や社会一般の情勢も踏まえ、効率化を進める。
- ・ 一般管理費及び業務経費について業務の効率化を進め、中期目標期間の最後の事業年度において、一般管理費(人件費を除く。)については平成22年度比で12%程度、業務経費(年金記録問題対策経費、年金相談等事業経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)については平成22年度比で4%程度に相当する額の削減を目指す。

### ○ 外部委託の推進

- ・ 委託業者とのサービス品質に関する合意の締結等により、委託業務の品質の維持・向上を図る。

### ○ 社会保険オンラインシステムの見直し

- ・ 新しい年金制度の検討状況を踏まえつつ、オンラインシステムの見直しに取り組む。

### ○ 契約の競争性・透明性の確保及びコスト削減

- ・ 調達コストについて、毎事業年度、調達計画額を定めるとともに、中期目標期間中の実績において、中期目標期間中の当該計画額(機構設立時に契約を締結するものを除く。)の合計額の10%以上を削減することを目指す。
- ・ 契約について、競争入札(総合評価方式を含む。)によることを徹底し、契約予定価格が少額のものを除く契約について、競争入札の件数が占める割合が80%以上の水準を確保することを目指す。

## V 業務運営における公正性及び透明性の確保その他業務運営に関する重要事項

### ○ 内部統制システムの構築

- ・ 業務上のリスクを未然に防ぎ、仮に発生した場合にも迅速に対応し、再発を防ぐことのできる厳格な内部統制の仕組みを構築する。
- ・ 文書管理規程を策定し、文書の原本管理・保管を徹底する。特にお客様からの申請書類等で重要文書として指定したものは永年保存とするなど、適正に管理・保管する。

### ○ 情報公開の推進

- ・ 毎事業年度の年次報告書(アニュアルレポート)の作成・公表等を行い、日本年金機構の業務運営等に関する情報等を分かりやすい形で、積極的にお客様に発信する。
- ・ 年金記録問題への対応に関する業務の進捗状況等について、週次、月次等定期的に情報提供を行う。
- ・ 不適正事案や事務処理誤りなどの報告の仕組みを整備するとともに、必要に応じて調査し、迅速に情報公開を行う等、適切に対処する。

### ○ 人事及び人材の育成

- ・ すべての正規職員について、全国異動により管理業務と現場業務の経験を通じて幹部育成を行うことを基本とするキャリアパターンを確立する。
- ・ 年功序列を排した能力・実績本位の人材登用や給与体系等を確立する。
- ・ 職員の意欲向上、意識改革を図り、業務効率化等に資する人事評価制度を導入する。
- ・ 職員の専門性を高めるための体系的な研修を実施するとともに、社内資格制度を設ける。

### ○ 個人情報の保護

- ・ 年金事業に対する信頼回復を図るため、個人情報の保護・管理に万全を期する。

※ 年度計画(平成22年1月～3月の3か月間)については、中期計画に基づき、当該期間における取組事項を記載。

日本年金機構中期目標	日本年金機構中期計画	平成21年度計画
<p>前文</p> <p>日本年金機構は、社会保険庁が様々な問題を起こし国民の不信を招いたという反省の上に立ち、日本年金機構になって生まれ変わった、サービスが良くなったと国民から評価される組織とならなければならない。</p> <p>このため、日本年金機構においては、「国家プロジェクト」である年金記録問題への対応に全力を挙げる必要がある。国民の老後生活等の支柱である公的年金制度の業務運営について、国民目線に立った不断の改善を行い、その結果を積極的に公表し、透明性の高い業務運営に取り組むことを求める。</p> <p>その際、国民目線のサービス改善を図る観点から、国民の皆様からのご意見・ご要望や、お客様とじかに接する年金事務所等第一線の職員の意見を積極的に吸収し、業務運営に反映させるよう努められたい。日本年金機構の発足は、国民の信頼確保に向けた組織改革である。発足当初の3か月は、まずは発足に伴う混乱の回避と円滑な移行に最大限注力されたい。そして、平成22年度以降は、サービス向上に向け、職員の士気高揚・組織の活性化を通じた本格的な取組を優先順位を付けて計画的に進められたい。</p> <p>日本年金機構は、厚生労働省と緊密な意思疎通を図り、共同して業務に取り組むことが必要である。公的年金の制度設計に関しても、業務運営を担う立場として、その改善点等について、厚生労働省に対し積極的に提案を行うことを期待する。</p> <p>日本年金機構が策定する中期計画及び年度計画においては、この中期目標を</p>	<p>前文</p> <p>日本年金機構は、厚生労働大臣の監督の下、公的年金事業に関する業務運営を行うことにより、公的年金事業及び公的年金制度に対するお客様である国民の皆様の信頼を確保し、もって国民生活の安定に寄与することを、その使命とする。</p> <p>この使命を果たすためには、日本年金機構の前身である社会保険庁が国民の皆様の不信を招いた様々な問題を踏まえ、何よりも年金記録問題への対応を最優先課題として全力を挙げて取り組む。また、日本年金機構法(平成19年法律第109号)に定める基本理念や「日本年金機構の当面の業務運営に関する基本計画」(平成20年7月29日閣議決定。以下「基本計画」という。)に基づき、正確・確実な業務遂行や提供するサービスの質の向上を図り、厚生労働大臣から示された中期目標の達成を図るとともに、業務についてお客様目線に立って不断の改善を行い、その成果を積極的に公表する。</p> <p>お客様の信頼確保に向けた組織改革のため、発足当初の3か月は発足に伴う混乱回避と円滑な移行に最大限注力し、平成22年度以降、サービス向上に向け、職員の士気高揚・組織の活性化を通じた本格的な取組を、優先順位を付けて計画的に進める。</p> <p>真にお客様に信頼される組織を目指し、日本年金機構が国民生活にとって重要な組織であり、課せられた使命が極めて重大であることをしっかりと認識しながら、厚生労働省と緊密な意思疎通を図り、職員一人ひとりが使命感と誇りを持ち、一丸となって取組を進める。</p>	<p>—</p>



<p>達成するために、諸外国における類似機関の取組事例も参考にしながら、できる限り具体的かつ定量的な目標を掲げて取り組むことを求める。</p> <p>最後に、日本年金機構は公的年金事業という国民にとって極めて重要な業務を担っていることにかんがみ、職員一人ひとりが使命感と誇りを持って職務に全力で取り組むよう望む。</p>		
<p>1 中期目標の期間</p> <p>○ 日本年金機構の中期目標の期間は、平成22年1月1日から平成26年3月31日までの4年3か月とする。</p>	—	—
<p>2 年金記録問題への対応</p> <p>○ 国においては、年金記録問題への対応を「国家プロジェクト」と位置付け、その早期解決に向け、平成22年度及び平成23年度の2年間に集中的に予算・人員を投入して取り組み、平成25年度までの間に多角的に取り組むこととしている。日本年金機構においては、厚生労働省と緊密に連携して、年金記録問題への対応を当面の最重要課題として取り組むこと。</p> <p>○ 年金記録問題の解決に向けては、厚生労働省に設置されている外部有識者による委員会等の議論も踏まえ、以下の事項について、計画的に取り組むこと。</p> <p>・年金記録問題に関する未解明事案についての実態解明</p> <p>・基礎年金番号に未統合になっている記録の統合・解明</p>	<p>I. 年金記録問題への対応に関する事項</p> <p>○ 年金記録問題の解決に向け、以下の取組を計画的に進める。</p> <p>(1)年金記録問題に関する未解明事案についての実態解明 ・各種のサンプル調査の実施などを通じて未解明事案についての実態解明を進める。</p> <p>(2)基礎年金番号に未統合になっている記録の統合・解明 ・未統合記録については、「ねんきん特別便」・「ねんきん定期便」、各種解明作業に基づく「年金記録の確認のお知らせ」(黄色便)等の回答に係る記録確認作業を引き続き実</p>	<p>I 年金記録問題への対応に関する事項</p> <p>年金記録問題の解決に向け、以下の取組を進める。特に、ねんきん特別便、ねんきん定期便の処理及び再裁定の迅速化について、重点的に体制を整備して取り組む。</p> <p>(1)年金記録問題に関する未解明事案についての実態解明 ・各種のサンプル調査の実施などを通じて未解明事案についての実態解明を進める。</p> <p>(2)基礎年金番号に未統合になっている記録の統合・解明 ・未統合記録については、「ねんきん特別便」・「ねんきん定期便」、各種解明作業に基づく「年金記録の確認のお知らせ」(黄色便)等の回答に係る記録確認作業を引き続き</p>

<p>・受給者・加入者への年金記録の確認作業及び確認作業に当たっての市町村との連携</p> <p>・年金記録情報総合管理・照合システム(コンピュータ記録と電子画像化した紙台帳の検索を一体的に行う機能、突合せ結果を管理する機能等を有するシステム)によるコンピュータ記録と紙台帳の突合せ</p> <p>・年金記録の訂正や再裁定後の支給等を迅速に行うための体制整備</p> <p>・標準報酬等の遡及訂正事案についての実態解明・迅速な記録回復</p>	<p>施することにより、解明・統合を進める。</p> <p>(3)受給者・加入者への年金記録の確認作業及び確認作業に当たっての市町村との連携  ・受給者・加入者の年金記録について、ねんきん特別便による確認作業を行う。  ・特に、名寄せ特別便については、「訂正なし」と回答のあった方及び未回答の方のうち、結び付く可能性が高い記録について、フォローアップを確実に行う。  ・その際、市区町村が保有する電話番号や住所等の情報提供及び電話又は訪問による記録の確認調査の実施などに協力いただくことにより、年金記録の確認の促進を図る。</p> <p>(4)年金記録情報総合管理・照合システムによるコンピュータ記録と紙台帳の突合せ  ・平成22年度前半に年金記録情報総合管理・照合システムを構築し、当該システムを用いて、紙台帳等とコンピュータ記録との突合せを、優先順位を付けた上で効率的に実施する。</p> <p>(5)年金記録の訂正や再裁定後の支給等を迅速に行うための体制整備  ・年金記録の統合状況等に応じて、再裁定の迅速な処理を行うための体制を整備する。</p> <p>(6)標準報酬等の遡及訂正事案についての実態解明・迅速な記録回復  ・受給者・加入者にご自身の年金記録を確認していただいた上で、一定の条件を満たす場合には年金事務所段階での記録回復を行うことにより、被害の救済を速やかに進める。</p>	<p>実施することにより、解明・統合を進める。</p> <p>(3)受給者・加入者への年金記録の確認作業及び確認作業に当たっての市町村との連携  ・受給者・加入者の年金記録について、ねんきん特別便による確認作業を行う。  ・年金受給者に送付した名寄せ特別便に対して「訂正なし」と回答した方及び未回答の方のうち、ご本人の記録である可能性が高い方には、記録確認の注意喚起の文書、特別便に未回答の方には回答のお願いをねんきん定期便に同封する。  ・電話番号等の情報提供及び電話や訪問による記録の確認調査に協力いただける市区町村と連携を図り、年金記録の確認の促進を図る。</p> <p>(4)年金記録情報総合管理・照合システムによるコンピュータ記録と紙台帳の突合せ  ・年金記録情報総合管理・照合システムの構築に向けて、紙台帳の電子画像化、アプリケーションソフトの開発、サーバ等のハード機器の整備等を進めるとともに、紙台帳とコンピュータ記録との突合せに向けて、第1次審査要員の確保等必要な調達手続きを進める。</p> <p>(5)年金記録の訂正や再裁定後の支給等を迅速に行うための体制整備  ・年金記録の統合状況等に応じて、再裁定の迅速な処理を行なうための体制を整備する。</p> <p>(6)標準報酬等の遡及訂正事案についての実態解明・迅速な記録回復  ・加入者への「ねんきん定期便」や受給者への「厚生年金加入記録のお知らせ」の送付等により、ご本人に記録を確認していただくことを通じて、被害の救済を速やかに進める。  ・一定の条件を満たす場合には、年金記録確認第三者委員会に送付することなく、年金事務所段階での記録回復を行うことにより、被害の救済を速やかに進める。</p>
---	--	---

<p>・ねんきん定期便や常に年金記録が確認できる仕組みによる加入情報の提供</p> <p>・その他年金記録問題の解決に向けて取り組むことが必要な事項</p>	<p>(7)ねんきん定期便や常に年金記録が確認できる仕組みによる加入者情報の提供</p> <p>・被保険者に対して、保険料納付実績や年金見込み額をお知らせする「ねんきん定期便」を実施する。</p> <p>・自分の年金記録(年金見込額及び保険料納付額を含む)を常に確認可能とする仕組みを構築する。</p> <p>その他年金記録問題の解決に向けて必要な取組を進める。</p>	<p>(7)ねんきん定期便や常に年金記録が確認できる仕組みによる加入者情報の提供</p> <p>・被保険者に対して、保険料納付実績や年金見込み額をお知らせする「ねんきん定期便」を送付する。</p> <p>・自分の年金記録(年金見込額及び保険料納付額を含む)を常に確認可能とする仕組みの構築に向けて検討する。</p> <p>その他年金記録問題の解決に向けて必要な取組を進める。</p>
<p>3 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>(1)適用事務に関する事項</p> <p>○ 国民年金の適用を促進すること。</p> <p>○ 厚生年金保険等の適用については、未適用事業所を把握の上、促進すること。</p>	<p>II 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 適用事務に関する事項</p> <p>(1)国民年金の適用の促進</p> <p>以下の取組により、国民年金の適用の促進を図る。</p> <p>ア 住民基本台帳ネットワークシステムにより把握した20歳到達者について、職権による適用事務の実施により、適用を促進する。</p> <p>イ 転職者等の被保険者種別変更の届出について、事業主説明会等における周知や関係情報に基づく積極的な確認・勧奨により、適正な届出を促進する。</p> <p>ウ 国民健康保険の保険者である市町村との連携により、適正な届出を促進する。</p> <p>(2)厚生年金保険・健康保険・船員保険の適用の促進</p> <p>以下の取組により、厚生年金保険等の適用を促進する。これらの取組にあたっては、年金記録問題への対応状況を踏まえつつ、毎事業年度(平成21年度を除く。)、数値目標や具体的なスケジュールを定めた行動計画を機構全体及び各年金事務所ごとに策定し、当該計画に基づき効果的・効率的な推進に努める。</p> <p>なお、重点的加入指導(職員による個別訪問及び年金事務所への呼び出し)など適用促進に関する各種取り組みについては、中期計画期間中のできるだけ早い時期に、社会保険庁における平成18年度の実績水準を回復し、その後、更なる上積みを行うことを目指す。</p>	<p>II 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 適用事務に関する事項</p> <p>(1)国民年金の適用の促進</p> <p>中期計画に沿って、住民基本台帳ネットワークシステムを活用した20歳到達者の適用促進その他の対策を着実に推進する。</p> <p>(2)厚生年金保険・健康保険・船員保険の適用の促進</p> <p>①厚生年金保険等の適用の促進について、年金記録問題への対応状況を踏まえつつ、平成21年度は特に以下の点について重点的に取り組む。</p>

	<p>①未適用事業所の適用の促進</p> <p>ア 公共職業安定所や地方運輸局等が保有する社会保険加入状況等の情報を収集・活用し、未適用事業所の効率的かつ的確な把握に努める。</p> <p>イ 未適用事業所の加入勧奨等の適用促進業務について、外部委託により効率的に行う。</p> <p>ウ 加入指導から立入検査及び職権適用に至る実施手順、判断基準を定める。</p> <p>エ ウによる手順・基準に基づき、外部委託先と連携しつつ、呼出や訪問等による重点的な加入指導を実施する。</p> <p>オ ウによる手順・基準に基づき、加入指導後に届出を行わない事業所に対して、立入検査の上、職権適用を着実に実施する。</p> <p>カ 未適用事業所について、システムによる的確な管理を実施する。</p> <p>②事業主からの適正な届出の促進</p> <p>ア 適用事業所の事業主に対する適正な届出の指導を実施する。</p> <p>イ 事業所の業種や被保険者の特性を踏まえて、重点的な事業所調査を実施する。</p> <p>ウ 遡及して提出された資格喪失届、標準報酬月額変更届や全喪届について、事実関係の確認を徹底する。</p>	<p>ア 未適用事業所の確実な把握</p> <p>公共職業安定所が保有する雇用保険の適用事業所情報、新規設立法人情報や地方運輸局等が保有する貨物自動車運送事業者等の社会保険加入状況等の情報等を活用して、未適用事業所の的確な把握に努める。</p> <p>イ 未適用事業所への重点的な加入指導及び職権適用の実施</p> <p>平成21年12月末までに民間委託による文書・訪問による加入勧奨を実施したにもかかわらず、自主的な適用届の提出を行わない事業所について、重点的な加入指導を実施し、着実に適用へと結びつける。</p> <p>また、重点的な加入指導を3回実施しても加入の見込みがない事業所については、職権による適用を実施する。</p> <p>②各年金事務所においては、各社会保険事務所が平成21年6月に策定した計画や平成21年12月までの取組状況を踏まえ、以下の事項について3か月間の目標を適正に設定し、進捗管理を徹底する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重点加入指導実施事業所数</li> <li>・立入検査数(職権適用事業所数)</li> </ul>
<p>(2)保険料等収納事務に関する事項</p> <p>○ 国民年金制度への理解と信頼を深め、保険料の納付率の低下傾向に歯止めをかけ、これを回復させるよう努めること。また、厚生年金保険等の保険料について、未適用事業所の適用を進</p>	<p>2. 保険料等収納事務に関する事項</p> <p>(1)国民年金の納付率の向上</p> <p>以下の取組により、国民年金保険料の最終納付率について、中期目標期間中、各年度の現年度納付率から4～5ポイント程度の伸び幅を確保することを目指す。</p> <p>また、現年度分保険料について、当面納付率の低下傾向に</p>	<p>2. 保険料等収納事務に関する事項</p> <p>(1)国民年金の納付率の向上</p> <p>①国民年金保険料の納付率の向上に向けて、年金記録問題への対応状況を踏まえつつ、平成21年度は特に以下の点について重点的に取り組み、現年度納付率については、平成21年12月末時点の納付率から平成22年3月末まで</p>

めつつ、収納の確保を図ること。その際、市町村や公共職業安定所等との効果的な連携に努めること。

歯止めをかけ、これを回復させることを目標とする。具体的には、中期目標期間中のできるだけ早い時期に、平成21年度の納付実績を上回り、その後、更なる改善を目指す。

ア 効果的かつ効率的な納付督促の実施、強制徴収の厳正な執行、免除又は猶予制度の利用促進等、未納者属性に応じて、外部委託も活用した効果的な収納対策を進める。当該取組にあたっては、毎事業年度(平成21年度を除く)、取組に係る数値目標や具体的なスケジュールを定めた行動計画を機構全体及び各年金事務所ごとに策定し、当該計画に基づき効果的・効率的に実施する。

イ 保険料の納付督促業務及び免除等勧奨業務について、要求水準を明確にして外部委託を行うとともに、適切な進捗管理を実施する。

ウ 強制徴収については、関係法令に基づき、適切に実施するとともに、徴収が困難な事案については、ブロック本部と年金事務所の連携を密にして、早期に滞納の解消を図り、保険料収入の確保に努める。さらに、必要に応じ、国税庁に委任する仕組みを適切に活用する。

エ 口座振替の勧奨及び広報を実施し、口座振替の促進を図る。口座振替実施率について、中期目標期間中、毎年度の口座振替実施率が前年度の当該率と同等以上の水準を確保することを目指す。

オ コンビニエンスストア、インターネットバンキング及びクレジットカードによる保険料納付を周知し、その利用促進を図る。これらの納付件数について、中期目標期間中、毎年度の合計数が前年度の当該件数以上の水準を確保することを目指す。

カ 所得情報の取得や周知等に係る協力等、市町村や各種団体と連携・協力して取組を進める。

の間において、1ポイント程度以上の納付率の伸びを確保することを目指す。

ア 現年度のみ未納者への納付督促

現年度のみ未納期間を有する者に対して、納付勧奨のチラシを同封した納付書を送付する。(平成22年2月末から3月中旬を目途に送付。)

イ 市場化テスト受託事業者との連携

アによる納付書送付者に対し、市場化テスト受託事業者との連携による納付督促を実施する。

ウ 強制徴収の取組み

平成20年度以前着手分について、優先的に整理する。

エ 口座振替の勧奨

現金納付による優良納付者に対する口座振替勧奨を実施する。(平成22年2月初旬に口座振替勧奨DMを送付。)

②各年金事務所においては、各社会保険事務所が平成21年6月に策定した計画や平成21年12月までの取組状況を踏まえ、「納期限内納付月数」及び「督促納付月数」について、3か月間の目標を適切に設定し、進捗管理を徹底する。

(また、厚生年金保険等の保険料について、未適用事業所の適用を進めつつ、収納の確保を図ること。その際、市町村や公共職業安定所等との効果的な連携に努めること。(再掲))

(2)厚生年金保険・健康保険・船員保険等の徴収対策の推進

厚生年金保険等の保険料等について、未適用事業所の適用を進めつつ、以下の取組により、確実に保険料収入を確保するとともに、保険料等を滞納する事業主又は船舶所有者に対する納付の督促及び滞納処分等を確実に実施する。

ア 口座振替の勧奨及び周知を実施し、口座振替の促進を図る。厚生年金保険等の保険料収納に係る口座振替実施率について、中期目標期間中、毎年度の口座振替実施率が前年度の当該率と同等以上の水準を確保することを目指す。

イ 年金記録問題への対応状況等を踏まえつつ、毎事業年度(平成21年度を除く。)、取組に係る数値目標や具体的なスケジュールを定めた行動計画を機構全体及び各年金事務所ごとに策定し、当該計画に基づき、滞納事業所に対する納付指導及び滞納処分を確実に実施する。

ウ 強制徴収については、関係法令に基づき、適切に実施するとともに、徴収が困難な事案については、ブロック本部と年金事務所の連携を密にして、早期に滞納の解消を図り、保険料収入の確保に努める。さらに、必要に応じ、国税庁に委任する仕組みを適切に活用する。

(2)厚生年金保険・健康保険・船員保険等の徴収対策の推進

①厚生年金保険等の収納確保に向けて、年金記録問題への対応状況を踏まえつつ、平成21年度は特に以下の点について重点的に取り組む。

ア 口座振替の推進

保険料の納め忘れの防止や納付手続きの簡素化を図るため、口座振替による保険料納付の推進を図る。

イ 滞納事業所に対する納付指導及び滞納処分

滞納事業所に対しては、速やかに保険料の納付督促を行い、確実な徴収と滞納の長期化の防止を図る。

なお、現下の厳しい経済情勢を踏まえ、滞納事業所から納付が困難である旨の申出があった場合には、事業所の経営状況や将来の見通しなどを丁寧に聞き取ったうえで、きめ細やかな納付指導を行う。

②各年金事務所においては、各社会保険事務所が平成21年6月に策定した計画や平成21年12月までの取組状況を踏まえ、以下の事項について3か月間の目標を適正に設定し、進捗管理を徹底する。

- ・収納率及び滞納事業所解消数
- ・口座振替実施率

<p>(3)給付事務に関する事項</p> <p>○ 給付事務について所要日数や正確性に関する目標を定め、当該目標の達成に向け、年金給付の迅速な決定及び正確な支給に努めること。</p> <p>○ 申請忘れ、申請漏れの方を極力少なくするための実効ある取組を進めること。</p>	<p>3. 給付事務に関する事項</p> <p>①以下の取組により、年金給付の迅速な決定及び正確な支給に努める。</p> <p>ア 請求書を受け付けてから年金証書が届くまでの所要日数の目標(サービススタンダード)を次のとおり定め、所要日数(請求者に対する不備返戻、医師照会、実地調査及び市町村からの回付に要した日数を除く。)での当該目標の達成に向けて、迅速な決定に努めるとともに、問題点を分析し、取組の改善を図る。中期目標期間中、毎年度の達成率が前年度の当該率と同等以上の水準を確保するとともに、設定した各サービススタンダードについて、最終年度においては当該達成率を90%以上とすることを旨とする。</p> <p>&lt;サービススタンダード&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老齢基礎・老齢厚生年金、遺族基礎・遺族厚生年金:2か月以内(加入状況の再確認を要しない方は、1か月以内)</li> <li>・障害基礎年金:3か月以内</li> <li>・障害厚生年金:3か月半以内</li> </ul> <p>イ 年金給付の支給の誤りを防止するため、年金給付に関する業務処理マニュアルの徹底を図るとともに、事務処理誤りが発生した場合には、事務処理誤りに関する組織内の情報共有を徹底するなど、再発防止のための必要な改善措置を講じる。</p> <p>②年金支給年齢の到達前に受給権の発生をお知らせする文書を送付する等、受給者の申請忘れ、申請漏れを極力防ぐための実効ある取組を進める。</p>	<p>3. 給付事務に関する事項</p> <p>①迅速な決定</p> <p>ア 「サービススタンダード」の達成状況を把握し、問題点については改善のための対策を徹底する。</p> <p>イ 障害年金について、事務処理の標準化、効率化及び迅速化を図る観点から、事務処理方法等の見直しを検討し、年金裁定の処理日数の短縮を図る。</p> <p>②適正な届出の周知</p> <p>新規裁定者全員に対するパンフレットの送付や60歳を超える就労者が多い事業所に対する適正な届出の指導等を行う。</p> <p>③正確な支給</p> <p>年金給付の支給の誤りを防止するため、以下の措置を講じる。</p> <p>ア 年金給付に関する業務処理マニュアルの徹底を図り、必要に応じて研修等を行う。</p> <p>イ 年金給付に関する事務処理誤りについて、組織内の情報伝達ルートを整備し、情報共有を徹底する。</p> <p>④申請忘れ、申請漏れを防ぐ取組</p> <p>受給者の申請忘れ、申請漏れを防止するため、年金支給年齢(60歳又は65歳)に到達する直前に、あらかじめ年金加入履歴等が記載されている年金請求書(ターンアラウンド方式)を本人宛に送付する等の取組を進める。</p>
--	--	---

<p>(4)相談、情報提供等に関する事項</p> <p>○ 国民が利用しやすい相談体制の整備、国民の視点に立った懇切丁寧な対応や他の相談機関の適切な紹介、来所相談における待ち時間の短縮、電話相談における応答率の向上に努めること。</p> <p>○ 市町村や社会保険労務士との連携強化を図り、年金相談の充実に努めること。また、年金委員をはじめとする市民との連携協力を努めること。</p>	<p>4. 相談、情報提供等に関する事項</p> <p>(1)年金相談の充実</p> <p>年金相談について、被保険者、受給権者その他の関係者の立場に立って、利用しやすい相談体制を整備するとともに、必要に応じて市町村や税務署等の他の相談機関を紹介する等、懇切丁寧に対応することに留意し、適正に実施する。</p> <p>ア 窓口の混雑状況やお客様のニーズを踏まえながら、受付時間の延長や休日の開庁等を適切に実施する。また、電話相談について、応答状況を踏まえながら、適切な体制を整備する。来所相談について、通常期で30分、混雑期においても1時間を超えないよう待ち時間の短縮に努める。混雑時には待ち時間の目安を表示する。ねんきんダイヤル応答率については、中期目標期間中、毎年度の応答率が前年度の応答率と同等以上の水準を確保することとし、最終年度においては、当該応答率を70%以上とすることを旨とする。</p> <p>イ 年金相談センターの運営を全国社会保険労務士会連合会に外部委託し、効果的な業務実施を図る。</p> <p>ウ 社会保険労務士会や市町村等と連携・協力し、市町村の庁舎等を活用した年金相談の効果的な実施を図る。</p> <p>エ 端末装置の設置市町村数の拡大を図るなど、市町村との連携強化に取り組む。</p> <p>オ 年金委員をはじめとする市民との連携協力をを行い、相談体制の拡充を図る。</p>	<p>4. 相談、情報提供等に関する事項</p> <p>(1)年金相談の充実</p> <p>ア 年金事務所等における待ち時間の短縮や平日昼間に相談できない方への相談時間を確保するため、また、「ねんきん定期便」及び「厚生年金加入記録のお知らせ」の実施による相談の増加に対応するため、年金相談について以下の取組を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昼休み時間帯における年金相談の実施</li> <li>・毎週月曜日における年金相談の受付時間の延長</li> <li>・毎月第2土曜日における年金相談の実施</li> <li>・ねんきん定期便専用ダイヤル増席</li> </ul> <p>イ 窓口の混雑状況(事務所別、曜日時間帯別の平均待ち時間)をホームページ等で提供するとともに、混雑時の待ち時間の目安等の積極的な情報提供や手続のご案内により、手続や相談のためにわざわざ年金事務所に来ていただく必要を減らすこと、及び予約制による年金相談を含めた対策により、通常期で30分、混雑期においても1時間を超えないよう待ち時間の短縮に努める。</p> <p>ウ 年金相談センターの運営を全国社会保険労務士会連合会に委託する等、社会保険労務士等の協力を得て、効果的な業務実施を図る。</p> <p>エ 年金事務所の配置や地域ニーズを考慮して、市町村の庁舎、郵便局、農協等を活用した相談事業を実施する。</p> <p>オ 端末装置の設置市町村数の拡大を図るなど、市町村との連携強化に取り組む。</p> <p>カ 年金相談担当者の事務所内研修の実施及び年金相談マニュアルの充実を図り、相談員のレベルの統一化・向上を図るとともに、円滑かつ効率的に対応できる相談体制を整備する。</p>
<p>○ 公的年金事業に関する国民の理解と信頼を確保するため、分かりやすく効果的な情報提供を行うこと。また、インターネットの活用等による年金個人情報の</p>	<p>(2)分かりやすい情報提供の推進</p> <p>公的年金事業に関するお客様の皆様の理解と信頼を確保するため、分かりやすく効果的な情報提供を行う。</p> <p>ア 公的年金制度の内容やメリット、各種手続きについて、正</p>	<p>(2)広報活動の推進</p> <p>①社会保険事業の効果的な広報</p>



<p>提供を図ること。</p>	<p>しく分かりやすい情報提供を実施する。</p> <p>イ 分かりやすく利用しやすいホームページを作成・提供する。</p> <p>ウ 被保険者に対して、保険料納付実績や年金見込額等をお知らせする「ねんきん定期便」を実施する。</p> <p>エ インターネットや他の個人あて文書交付の機会を活用して、年金個人情報の提供の充実を図る。</p>	<p>ア 広報目的や対象に応じて適切な広報媒体を選定することにより、より効果的な広報の実施を図る。</p> <p>イ 次のような施策目的に沿った分かりやすい周知広報を充実する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・制度改正に伴う施行事務の円滑な実施のための改正内容の周知広報</li> <li>・国民年金の保険料について、口座振替割引制度、保険料の減免手続、電子納付やコンビニ収納等についての周知広報</li> <li>・健康保険、厚生年金等の適用の適正化及び適正な保険料収入の確保並びに保険給付の適正化のため、被保険者資格等の適正な届出、保険料の納期内納入等について、事業主に対する周知広報</li> <li>・インターネットや磁気媒体(FD)による届出の普及促進を図るため、事業主等に対する周知広報</li> </ul> <p>ウ 年金委員、社会保険労務士等の協力・連携による周知・理解の推進</p> <p>エ 国民年金のメリットや安心感などのポイントを分かりやすく解説した資料やお客様の多様な関心事項に的確に回答した資料等を作成し、年金制度の意義役割の周知、年金制度に対する漠然とした不信感を払拭するための広報を展開する。</p> <p>オ 年金制度の仕組みや必要な届出等について解説した資料を年金手帳の交付時等に合わせて配布する。</p> <p>カ 機構ホームページにおいて、年金制度を解説したネット番組の配信や子ども向けのキッズページ等を含め、わかりやすい広報を展開する。</p> <p>② 年金個人情報の提供の充実</p> <p>ア 被保険者に対して保険料納付実績や年金見込額等をお知らせする「ねんきん定期便」を送付する。</p> <p>イ インターネットによる年金個人情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネットによる年金見込額試算照会の受付を機構ホームページで行い、試算結果等を郵送により提供する。</li> <li>・機構独自のID・パスワード認証方式による仕組みにより、被保険者・受給者に対して年金加入記録を即時に回答す</li> </ul>
-----------------	--	--

		<p>る</p> <p>ウ 「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」の裏面を活用し、国民年金第1号被保険者を対象に前年1年間の各月の年金加入状況を通知する。</p> <p>エ 「ねんきん定期便」の送付に並行して、厚生年金保険被保険者及び国民年金第3号被保険者に係る住所記録の整備を推進する。</p>
<p>(5)国民の声を反映させる取組に関する事項</p> <p>○ 国民の声を的確に把握・分析するとともに、これを具体的なサービス改善につなげるための多様な仕組みを開発・導入すること。その際、国民の声を直接伺う年金事務所等の職員の意見をサービス改善に反映させるよう具体的な取組を行うこと。また、国民の声の分析結果を公表すること。</p>	<p>5. お客様の声を反映させる取組に関する事項</p> <p>公的年金事業及び日本年金機構に対するお客様の信頼を確保するため、お客様の声を的確に把握・分析し、それを業務運営に適切に反映する仕組みを整備し、PDCA サイクルの中で具体的なサービス改善の取組を進める。特に、お客様の声に直に接する年金事務所等の職員の意見をサービス改善に反映させるよう取り組む。</p> <p>ア お客様に対するサービスを向上させるための具体的な目標を定めた「お客様へのお約束10か条」を策定し、その実現に努める。</p> <p>イ 年金事務所におけるお客様モニター会議の開催等、現場主導のサービス改善の仕組みを導入する。お客様モニター会議については、22年度から数か所の年金事務所においてモデル的に実施し、モデル実施の結果を踏まえ、実施事務所数の拡大を検討する。また、各年金事務所に「ご意見箱」を設置し、お客様の声の収集に努める。</p> <p>職員からのサービス改善・業務改善のための提案制度を設け、効果的かつ効率的な運用につなげる。</p> <p>ウ 現場で受け付けたお客様の声(苦情含む)については、現場から本部に直接報告する仕組みを導入するとともに、その内容を蓄積、対応を管理し、分析を行うためのデータベースを構築する。データベースの構築に向けては、22年度中に導入に向けた必要な調査・検討を行い、23年度中の導入・稼働を目指す。</p>	<p>5. お客様の声を反映させる取組に関する事項</p> <p>① お客様へのお約束</p> <p>お客様に対するサービスを向上させるための具体的な目標を定めた「お客様へのお約束10か条」を策定し、役職員の常時携帯を徹底するとともに、その実現に向けて取り組む。</p> <p>② 現場主導のサービス改善</p> <p>機構業務についてお客様の視点に立った見直しを進め、年金事務所におけるお客様モニター会議の開催に向けた準備を進める。また職員提案制度を設け、適切に運用する。また、各年金事務所に「ご意見箱」を設置し、お客様の声の収集に努める。</p> <p>③ お客様の声の集約</p> <p>現場で受け付けたお客様の声(苦情を含む)について、現場から本部に直接報告する仕組みを導入し、本部で情報を集約するとともに、本部で受け付けたお客様の声の内容等について毎週公表する。</p>

<p>○ サービス改善の取組状況を客観的に評価するための覆面調査などを実施し、その結果を分かりやすく国民にお知らせすること。また、顧客満足度を示す指標を設定し、サービス改善に努めること。</p> <p>(6)電子申請の推進に関する事項</p> <p>○ 業務効率化、業務品質の向上及び利便性の向上を図る観点から、社会保険関係の主要手続について、電子申請の利用を促進するための取組を推進すること。</p>	<p>エ お客様満足度を測るためのアンケートや「お客様へのお約束10か条」の取組状況等を客観的に評価するための覆面調査を実施し、お客様に対するサービス向上を図る。</p> <p>オ 「お客様へのお約束10か条」の達成状況や、お客様から寄せられた声とその業務への反映状況等について、毎事業年度、年次報告書(アニュアルレポート)を作成し、分かりやすく情報提供を行う。</p> <p>カ 機構の理事長の諮問機関として「運営評議会」を設置する。機構の理事会は、意思決定にあたり、運営評議会の意見を積極的に聴き、これらを適切に反映することにより、お客様本位の業務運営の実現を目指す。</p> <p>6 電子申請の推進に関する事項</p> <p>業務効率化、業務品質の向上及び利便性の向上を図る観点から、「オンライン利用拡大行動計画」(平成20年9月12日IT戦略本部決定)等に基づき、主として、事業主等が反復的又は継続的に利用する社会保険関係の主要手続について、平成23年度末においてオンライン利用率65%を目指し、電子申請の利用を促進するための取組を推進する。</p>	<p>④ 窓口サービスの改善</p> <p>ア 全国の年金事務所等の窓口サービスについて「お客様満足度アンケート」を実施し、結果を機構ホームページに公表する。</p> <p>イ 利用者のニーズに対応した社会保険サービスを提供するため、職員教育の充実を図る。</p> <p>⑤ 開かれた組織運営</p> <p>機構の事業内容や業務の実施方法等について、保険料拠出者やお客様の意見を反映させ、その改善を図るため、理事長の諮問機関として運営評議会を開催するとともに、運営評議会の意見を積極的に業務運営に反映する。</p> <p>6 電子申請の推進に関する事項</p> <p>業務効率化、業務品質の向上及び利便性の向上を図る観点から、「オンライン利用拡大行動計画」(平成20年9月12日IT戦略本部決定)等に基づき、主として、事業主等が反復的又は継続的に利用する社会保険関係の主要手続について、電子申請の利用を促進するための取組を推進する。具体的には、磁気媒体届書作成プログラムを活用した電子申請の利用や社会保険労務士の協力を得た電子申請の利用の促進に係る取組を実施する。</p>
<p>4 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>(1)効率的な業務運営体制に関する事項</p> <p>○ 常に業務手順を点検し、業務の合理化・効率化を図るとともに、標準化を進めること。</p>	<p>Ⅲ 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1. 効率的な業務運営体制に関する事項</p> <p>ア 業務について、お客様と直接接する年金事務所等一線の職員の声を収集することや外部コンサルティングの活用などにより、常にその手順を点検し、合理化及び効率化を図るとともに、標準化を進める。</p>	<p>Ⅲ 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1. 効率的な業務運営体制に関する事項</p> <p>・ 業務の合理化及び効率化を図るため、お客様と直接接する年金事務所等一線の職員の声を収集などにより、常に業務の手順を点検する。また、業務の標準化を進め、業務処理要領等に反映させる。</p>

<p>○ 届出入力等の事務について、都道府県域を越えた広域集約化に向けた準備を進めるとともに、年金事務所の配置のあり方など、体制の見直しに着手すること</p>	<p>イ 各種届書の入力・審査・決定事務及び通知書等の印刷・交付事務については、社会保険オンラインシステム刷新後の都道府県域を越えた広域単位の集約化の実現に向け、当面、都道府県単位の設置する事務センターへの完全集約化を実現する。</p> <p>ウ 業務運営の実施状況を踏まえて、本部及びブロック本部のあり方について検討する。年金事務所については、お客様の利便性等を踏まえた再配置計画の策定を検討する。</p>	
<p><b>(2)運営経費の抑制等に関する事項</b></p> <p>○ 人員体制については、「日本年金機構の当面の業務運営に関する基本計画」(平成20年7月29日閣議決定)(以下「基本計画」という。)に基づき、合理化・効率化を進めること。ただし、年金記録問題の解決が早急かつ確実にできる体制とすること。なお、人件費については、国家公務員の給与水準の動向や社会一般の情勢も踏まえ、効率化を進めること。</p> <p>○ 中期目標期間の最後の事業年度において、一般管理費(人件費を除く。)及び業務経費(年金記録問題対策経費、年金相談等事業経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)について、平成22年度比での削減目標をそれぞれ設定し、業務の効率化を進めること。</p>	<p><b>2. 運営経費の抑制等に関する事項</b></p> <p>機構の人員体制について、基本計画に基づき、合理化・効率化を進める。ただし、国家プロジェクトの期間中、年金記録問題の解決に必要な人員については、別途確保する。</p> <p>人件費について、国家公務員の給与水準の動向や社会一般の情勢も踏まえ、効率化を進める。</p> <p>一般管理費及び業務経費について業務の効率化を進め、中期目標期間の最後の事業年度において、一般管理費(人件費を除く。)については平成22年度比で12%程度、業務経費(年金記録問題対策経費、年金相談等事業経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)については平成22年度比で4%程度に相当する額の削減を目指す。</p>	<p><b>2. 運営経費の抑制等に関する事項</b></p> <p>運営経費について、効率的な執行を進める。</p>
<p><b>(3)外部委託の推進に関する事項</b></p> <p>○ 「基本計画」に基づき、外部委託を推進するとともに、委託業務の品質の維持・向上を図ること。</p>	<p><b>3. 外部委託の推進に関する事項</b></p> <p>基本計画に基づき、業務の外部委託を進める。外部委託にあたっては、以下により、委託した業務の品質の維持・向上を図る。</p>	<p><b>3. 外部委託の推進に関する事項</b></p> <p>ア 納付督励等の外部委託について引き続き推進するとともに、新たに、平成22年1月から、年金相談センターの業務を全国社会保険労務士会連合会へ委託する。</p>

	<p>ア 業務の性格に応じ、総合評価落札方式や企画競争を活用するとともに、提案依頼書の作成・提示や標準チェックリストに基づく事前審査、会計監査による事後確認等により、委託業者の適切な選定を行う。</p> <p>イ 委託業者とサービス品質に関する合意を締結するとともに、委託業者からの定期的な報告や必要に応じた立入検査の実施等により的確にモニタリングを実施し、委託業者の業務内容を適正に管理・監視する。また必要に応じ、委託業者の変更を行う。</p> <p>ウ 効率化を図ることができる場合には、積極的に複数年契約を活用する。</p>	<p>イ 業務の性格に応じ、総合評価落札方式や企画競争を活用するとともに、提案依頼書の作成・提示や標準チェックリストに基づく事前審査、会計監査による事後確認等を行い、委託業者を適切に選定する。</p> <p>ウ 委託業者とサービス品質に関する合意を締結するとともに、委託業者からの定期的な報告や必要に応じた立入検査の実施等により的確にモニタリングを実施し、委託業者の業務内容を適正に管理・監視する。</p> <p>エ 効率化を図ることができる場合には、積極的に複数年契約を活用する。</p>
<p>(4)社会保険オンラインシステムの見直しに関する事項</p> <p>○ 新年金制度の検討状況を踏まえつつ、「社会保険業務の業務・システム最適化計画」(平成18年3月厚生労働省)の基本的な理念に沿って、社会保険オンラインシステムの見直しに取り組むこと。</p>	<p>4. 社会保険オンラインシステムの見直しに関する事項</p> <p>新しい年金制度の検討状況を踏まえつつ、「社会保険業務の業務・システム最適化計画」(平成18年3月厚生労働省)の基本的な理念に沿って、社会保険オンラインシステムの見直しに取り組む。</p>	<p>4. 社会保険オンラインシステムの見直しに関する事項</p> <p>新しい年金制度の検討状況を踏まえつつ、「社会保険業務の業務・システム最適化計画」(平成18年3月厚生労働省)の基本的な理念に沿って、社会保険オンラインシステムの見直しに取り組む。</p>
<p>(5)その他業務運営の効率化の取組に関する事項</p> <p>○ 契約の性質に応じた適正かつ合理的な契約方法の活用、調達案件の厳正な審査・点検の実施等により、契約の競争性・透明性の確保及びコスト削減に努めること。</p>	<p>5. その他業務運営の効率化の取組に関する事項</p> <p>以下の取組により、契約の競争性・透明性の確保及びコスト削減に努める。調達コストについて、中期目標期間中、毎事業年度、調達計画額を定めるとともに、中期目標期間中の実績において、中期目標期間中の当該計画額(機構設立時に契約を締結するものを除く。)の合計額の10%以上を削減することを目指す。</p> <p>ア 契約について、競争入札(総合評価方式を含む。)によることを徹底し、契約予定価格が少額のものを除く契約について、競争入札の件数が占める割合が80%以上の水準を確保することを目指す。</p> <p>イ 調達委員会を設置し、事業年度を通じた調達の進行管理、一定額以上の調達案件の事前審査等を行う。</p> <p>ウ 複数年契約等合理的な契約形態を活用する。なお複数年契約は、中期目標期間内において行うことを原則とするが、土地建物、事務機器等の賃貸借に係る契約、システム</p>	<p>5. その他業務運営の効率化の取組に関する事項</p> <p>以下の取組により、契約の競争性・透明性の確保及びコスト削減に努める。</p> <p>① 調達における競争性・透明性の確保を図るため、競争入札(総合評価方式を含む。)に付すことを徹底するとともに、調達に係る計画数値に基づき、調達コストの削減に努める。</p> <p>② 調達委員会を設置し、年間を通じた調達の進行管理や一定額以上の調達案件の事前審査等を行い、調達の適正化、透明性の確保及び調達コストの削減に努める。</p> <p>③ 複数年契約等合理的な契約形態を活用する。</p>

	開発及び運用保守に係る契約、業務委託契約、宿舍管理等の管理保守業務に係る契約、損害保険契約等において、合理的と判断されるものについては、中期目標期間を超えて行うことができることとする。	
<p>5 業務運営における公正性及び透明性の確保その他業務運営に関する重要事項</p> <p>(1)内部統制システムの構築に関する事項</p> <p>○ コンプライアンス確保やリスクの未然・再発防止を重視した内部統制の仕組みを構築すること。</p> <p>○ 国民からの申請書類など重要文書として指定するものは永年保存するなど文書の原本管理・保管を徹底すること。</p>	<p>IV 業務運営における公正性及び透明性の確保その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 内部統制システムの構築に関する事項</p> <p>効率的かつ公正・透明な業務運営の実現を図るため、業務の有効性・効率性と法令等の遵守に重点を置くとともに、業務上のリスクを未然に防ぎ、仮に発生した場合にも迅速に対応し、再発を防ぐことのできる厳格な内部統制の仕組みを構築する。また、内部監査機能を充実し、内部統制の有効性を検証するとともに、継続的にその改善を図る。</p> <p>具体的には、「内部統制システム構築の基本方針」(業務方法書第16条)に基づき、①コンプライアンスの確保、②業務運営における適切なリスク管理、③業務の有効性・効率性の確保、④適切な外部委託の管理、⑤情報の適切な管理及び活用等、⑥業務運営及び内部統制の実効的な監視及び改善、⑦IT への適切な対応の7つの事項を柱として、理事会の統括の下で、日本年金機構の業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)を構築するとともに、継続的にその改善を図る。</p> <p>特に、コンプライアンス確保やリスク管理について、その必要性についての機構の役職員の意識の醸成に重点を置き、効果的な研修内容の検討・実施を行う。</p> <p>また必要な仕組みや体制を整備し、特に、不正や事務処理誤りなどの業務上のリスクを未然に防止する観点から、毎年度、リスクアセスメント調査を実施してリスクを把握し、調査結果に基づく必要な改善措置を講じる。また、事務処理誤りの内容については、一元的に把握し、組織内の情報共有の徹底を図る。</p> <p>文書管理規程を策定し、文書の原本管理・保管を徹底する。特にお客様からの申請書類等で重要文書として指定したものは永年保存とするなど、適正に管理・保管する。</p>	<p>IV 業務運営における公正性及び透明性の確保その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 内部統制システムの構築に関する事項</p> <p>「内部統制システム構築の基本方針」(業務方法書第16条)に基づき、効率的かつ公正・透明な業務運営の実現を図るため、業務の有効性・効率性と法令等の遵守に重点を置くとともに、業務上のリスクを未然に防ぎ、仮に発生した場合にも迅速に対応し、再発を防ぐことのできる厳格な内部統制の仕組みを構築する。また、内部監査機能を充実し、内部統制の有効性を検証するとともに、継続的にその改善を図る。</p> <p>平成21年度は、特に、コンプライアンス確保やリスク管理について、その必要性についての機構の役職員の意識の醸成に重点を置き、効果的な研修内容の検討・実施を行う。また、事務処理誤りの内容を本部で一元的に把握・管理し、当該情報を組織内で共有することの必要性について、役職員への周知を図る。</p> <p>さらに文書管理について、特に社会保険庁から引き継いだ文書の適切な管理・保管を徹底する。</p>
(2)情報公開の推進に関する事項	<p>2. 情報公開の推進に関する事項</p> <p>以下の取組により、業務運営の状況や目標の達成状況、組</p>	<p>2. 情報公開の推進に関する事項</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 他国の先進事例等も参照し、業務運営の状況や報酬をはじめとする役員に関する情報等を、国民の視点に立って、年次報告書(アニュアルレポート)その他の分かりやすい方法で広く公開すること。</li> <li>○ 年金記録問題への対応に関する業務の進捗状況等について、週次、月次等定期的に情報提供すること。</li> <li>○ 不適正事案や事務処理誤りなどについて、率先して調査し、迅速に情報公開すること。</li> </ul>	<p>織や役員に関する情報を、お客様の視点に立ち、分かりやすい形で広く適切に公開するとともに、法令に基づく情報公開に適切に対応する。</p> <p>ア 毎事業年度の年次報告書(アニュアルレポート)の作成・公表等を行い、日本年金機構の業務運営、組織及び報酬をはじめとする役員に関する情報等を分かりやすい形で、積極的にお客様に発信する。</p> <p>イ 年金記録問題への対応に関する業務の進捗状況等について、週次、月次等定期的に情報提供を行う。</p> <p>ウ 不適正事案や事務処理誤りなどの報告の仕組みを整備するとともに、必要に応じて調査し、迅速に情報公開を行う等、適切に対処する。</p> <p>エ 業務方法書等の諸規程、役職員に関する情報、事業計画・報告、その他日本年金機構法に基づき公表が義務付けられている情報について、ホームページへの掲載等により広く適切に公表する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 平成22年7月を目途に公表を行う、日本年金機構の業務運営、組織及び報酬をはじめとする役員に関する情報等についての年次報告書(アニュアルレポート)の作成に向けた準備を行う。</li> <li>② 年金記録問題への対応に関する業務の進捗状況等について、週次、月次等定期的に情報提供を行う。</li> <li>③ 不適正事案や事務処理誤りなどの報告の仕組みを整備するとともに、必要に応じて調査し、迅速に情報公開を行う等、適切に対処する。</li> <li>④ 業務方法書等の諸規程、役職員に関する情報、事業計画、その他日本年金機構法に基づき公表が義務付けられている情報について、ホームページへの掲載等により広く適切に公表する。</li> </ul>
<p>(3)人事及び人材の育成に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 正規職員採用や幹部職員人事を本部で一括して行い、組織の一体感の醸成に努めること。正規職員については、全国異動を基本とするキャリアパターンを確立すること。</li> <li>○ 年功序列を排し、能力・実績本位の人材登用や給与体系等の確立を図ること。</li> <li>○ 「お客様の立場に立ったサービス提供」「コスト意識・無駄排除」「業務改善」「現状把握・情報公開」「コミュニケーション能力の向上」といった取組が適正に評価される人事評価制度を導入すること。</li> </ul>	<p>3. 人事及び人材の育成に関する事項</p> <p>以下の取組により、組織の一体感を醸成する。</p> <p>ア 正規職員の採用や幹部職員人事は本部で一括して行う。</p> <p>イ すべての正規職員について、全国異動により管理業務と現場業務の経験を通じて幹部育成を行うことを基本とするキャリアパターンを確立する。</p> <p>ウ 年功序列を排した能力・実績本位の人材登用や給与体系等を確立する。</p> <p>エ 職員の意欲向上、意識改革を図り、業務の効率化、人材育成に資するよう、「お客様の立場に立ったサービス提供」「コスト意識・無駄排除」「業務改善」「現状把握・情報公開」「コミュニケーション能力の向上」といった取組が適正に評価される人事評価制度を導入する。また、制度の適正な運営により、職員の適切な処遇に反映させるとともに、必要</p>	<p>3. 人事及び人材の育成に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 戦略的な人事政策 中期計画に沿った戦略的な人事政策を推進する。</li> <li>② 人事評価制度の推進 全ての正規職員・准職員を対象として、「お客様の立場に立ったサービス提供」「コスト意識・無駄排除」「業務改善」「現状把握・情報公開」「コミュニケーション能力の向上」といった取組が適正に評価される人事評価制度を導入し、評価者訓練等により、制度の趣旨について職員への</li> </ul>

<p>○職員の専門性を向上させるための研修・教育の充実を図ること。</p>	<p>に応じ、制度の改善を図る。</p> <p>オ 職員の専門性を高めるための体系的な研修を実施するとともに、社内資格制度を設ける。</p>	<p>徹底を図る。</p> <p>③ 人材の育成 研修その他戦略的な人材の育成を推進するための準備を進める。</p>
<p>(4)個人情報の保護に関する事項</p> <p>○ 職員に対し、個人情報保護の重要性についての徹底を図ること。個人情報に関するセキュリティー対策を講じ、個人情報の保護・管理に万全を期すこと。</p>	<p>4. 個人情報の保護に関する事項</p> <p>公的年金事業に対するお客様の信頼回復を図るため、以下の取組により、個人情報の保護・管理に万全を期する。</p> <p>ア 効果的な研修の実施やセルフチェックの仕組みの導入などにより、職員に対して個人情報保護の重要性についての認識を徹底する。</p> <p>イ 生体情報認証によるアクセス制御やアクセス内容の監視などシステム上の対策を講ずる。</p> <p>ウ プライバシーマークの基準を踏まえつつ、事務室や窓口において、徹底したセキュリティー対策を講ずる。</p> <p>エ 個人情報に関わる業務を外部委託する場合において、厳格な委託先の選定及び監督を実施する。</p>	<p>4. 個人情報の保護に関する事項</p> <p>① 職員に対して個人情報保護の重要性についての認識を徹底するため、全職員を対象とした効果的な研修の実施やセルフチェックの仕組みの導入を行う。</p> <p>② 個人情報保護のため、生体情報認証による厳格なアクセス制御、日本年金機構個人情報保護管理規程の職員への周知徹底、アクセス内容の監視、個人情報にかかわる業務を委託する場合における厳格な委託先の選定と業務の監督等を行う。</p> <p>③ プライバシーマークの基準を踏まえつつ、事務室や窓口において、徹底した個人情報のセキュリティー対策を講ずる。</p>
	<p>V 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>「Ⅲ 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算、収支計画及び資金計画を作成し、当該予算による運営を実施することにより、日本年金機構の財務内容の改善を図る。</p> <p>1. 予算 別紙1のとおり。</p> <p>2. 収支計画 別紙2のとおり。</p> <p>3. 資金計画 別紙3のとおり。</p>	<p>V 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1. 予算については、別紙1のとおり。</p> <p>2. 収支計画については、別紙2のとおり。</p> <p>3. 資金計画については、別紙3のとおり。</p>



## 中期計画（平成 21 年度～平成 25 年度）の予算

## 運営費交付金の算定ルール

(単位：百万円)

区 別	金 額
収入	
運営費交付金	1,046,515
運営費交付金	549,164
事業運営費交付金	497,351
その他の収入	1,653
計	1,048,168
支出	
業務経費	598,618
保険事業経費	217,683
オンラインシステム経費	78,063
年金相談等経費	201,605
年金記録問題対策経費	101,266
一般管理費	449,551
計	1,048,168

[人件費の見積もり] 期間中総額 383,113 百万円を支出する。

[運営費交付金の算定ルール] 別紙 1 - 2

(注記 1) 金額欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注記 2) 平成 21 年度の年金記録問題対策経費については、1 次補正後予算額を計上する。

(注記 3) 平成 23 年度以降の年金記録問題対策経費については、毎年度予算編成の過程において決定する。

(平成 21 年度当初：10,631 百万円、平成 21 年度補正後：21,252 百万円、平成 22 年度当初：80,014 百万円)

## 1. 平成 21 年度及び平成 22 年度

業務の実施に要する費用を個々に見積もり算出する。

## 2. 平成 23 年度以降

次の算定式による。

$$\text{運営費交付金} = \text{年金記録問題対策経費} + \text{人件費} + \text{一般管理費} + \text{特殊要因}$$

## ○ 人件費

$$\text{人件費} = \text{基本給等 (A)} + \text{退職手当 (S)}$$

A：基本給、諸手当、社会保険料等の人件費（退職手当除く）

$$A = \{P1 \times \alpha \times \beta\} + \{P2 \times \beta\} + P3$$

A：当該年度の基本給等

P1：前年度の基本給等中昇給及び給与改定の影響を受けるもの

P2：前年度の基本給等中給与改定の影響を受けるもの

P3：前年度の基本給等中昇給及び給与改定の影響を受けないもの

$\alpha$ ：運営状況等を勘案した昇給原資率

$\beta$ ：運営状況等を勘案した給与改定率

S：当年度の退職予定者及び前年度以前の予定退職者に対応した当年度分退職手当額

○ 一般管理費＝一般管理費 (B) ×  $\gamma$ 1 ×  $\delta$ 

B：前年度の一般管理費

$\gamma$ 1：効率化係数（一般管理費）

$\delta$ ：消費者物価指数

## ○ 特殊要因＝年金記録問題対策経費、法令等の改正等に伴い必要となる措置又は現時点で予測可能な事由により発生する資金需要については、毎年度予算編成の過程において決定する。

事業運営費交付金＝業務費（年金記録問題対策経費を除く。）＋特殊要因

## ○ 業務費

＝〔業務費（年金相談等経費及び年金記録問題対策経費を除く。）（R2）× $\gamma$ 2＋年金相談等経費（R3）〕× $\delta$ × $\mu$ 2

R2：前年度の業務費（年金相談等経費及び年金記録問題対策経費を除く。）

R3：年金相談等経費

$\gamma$ 2：効率化係数（業務費）

$\delta$ ：消費者物価指数

$\mu$ 2：政策係数（業務費）

- 特殊要因＝年金記録問題対策経費、法令等の改正等に伴い必要となる措置又は現時点で予測不可能な事由により発生する資金需要については、毎年度予算編成の過程において決定する。

## [注記]

1.  $\alpha$ 、 $\beta$ 、 $\delta$ 、 $\gamma$ 及び $\mu$ については、以下について勘案した上で、各年度の予算編成過程において、当該年度における具体的な計数値を決める。
  - $\delta$ （消費者物価指数）：前年度の実績値を使用する。
  - $\mu$ （政策係数）：業務の必要性、厚生労働大臣の評価等を総合的に勘案し、具体的な伸び率を決定する。
2. 平成23年度以降の予算の見積りに際しては、
  - ①  $\alpha$ 、 $\beta$ 、 $\delta$ 及び $\mu$ の伸び率を0として過程した。
  - ②  $\gamma$ 1（効率化係数（一般管理費））については、平成23年度は▲0.95486112、平成24年度及び平成25年度は▲0.96と仮定した。
  - ③  $\gamma$ 2（効率化係数（業務費））については、平成23年度は▲0.97949188、平成24年度及び平成25年度は▲0.99と仮定した。

## 中期計画（平成21年度～平成25年度）の収支計画

(単位：百万円)

区 別	金 額
費用の部	1,048,168
経常費用	1,048,168
業務経費	598,618
保険事業経費	217,683
オンラインシステム経費	78,063
年金相談等経費	201,605
年金記録問題対策経費	101,266
一般管理費	449,551
人件費	383,113
その他一般管理費	66,438
収益の部	1,048,168
経常収益	1,048,168
運営費交付金収益	1,046,515
運営費交付金収益	549,164
事業運営費交付金収益	497,351
その他の収入	1,653
純利益（△純損失）	0
総利益（△総損失）	0

(注記1) 金額欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注記2) 当法人における退職手当については、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。

(注記3) 平成21年度の年金記録問題対策経費については、1次補正後予算額を計上する。

(注記3) 平成23年度以降の年金記録問題対策経費については、毎年度予算編成の過程において決定する。

(平成21年度当初：10,631百万円、平成21年度補正後：21,252百万円、平成22年度当初：80,014百万円)

## 中期計画（平成21年度～平成25年度）の資金計画

(単位：百万円)

区 別	金 額
資金支出	
業務活動による支出	1,048,168
投資活動による支出	0
財務活動による支出	0
計	1,048,168
資金収入	
業務活動による収入	1,046,515
運営費交付金による収入	549,164
事業運営費交付金による収入	497,351
その他の収入	1,653
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
計	1,048,168

(注記) 金額欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

## 平成21年度予算

(単位：百万円)

区 別	金 額
収入	
運営費交付金	74,805
運営費交付金	43,073
事業運営費交付金	31,733
その他の収入	113
計	74,918
支出	
業務経費	52,985
保険事業経費	15,511
オンラインシステム経費	4,061
年金相談等経費	12,161
年金記録問題対策経費	21,252
一般管理費	21,934
計	74,918

(注記1) 金額欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注記2) 年金記録問題対策経費については、1次補正後予算額を計上する。

## 平成21年度収支計画

(単位：百万円)

区 別	金 額
費用の部	74,918
経常費用	74,918
業務経費	52,985
保険事業経費	15,511
オンラインシステム経費	4,061
年金相談等経費	12,161
年金記録問題対策経費	21,252
一般管理費	21,934
人件費	19,210
その他一般管理費	2,724
収益の部	74,918
経常収益	74,918
運営費交付金収益	74,805
運営費交付金収益	43,073
事業運営費交付金収益	31,733
その他の収入	113
純利益 (△純損失)	0
総利益 (△総損失)	0

(注記1) 金額欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注記2) 当法人における退職手当については、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。

(注記3) 年金記録問題対策経費については、1次補正後予算額を計上する。

## 平成21年度資金計画

(単位：百万円)

区 別	金 額
資金支出	
業務活動による支出	74,918
投資活動による支出	0
財務活動による支出	0
計	74,918
資金収入	
業務活動による収入	74,805
運営費交付金による収入	43,073
事業運営費交付金による収入	31,733
その他の収入	113
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
計	74,918

(注記) 金額欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

## 公的年金業務の取組状況について（概要）

事項	主な取組状況
1. 年金記録問題への対応	<p>○ 年金記録問題への対応を「国家プロジェクト」と位置付け、その早期解決に向け、各種の取組を推進。</p> <p>○ 平成21年10月、「年金記録回復委員会」を設置。 〔主な検討事項〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 約5,000万件の未統合記録などの実態解明</li> <li>・ 受給者・加入者へのアプローチ方法とその照会への対応策の検討</li> <li>・ 「紙台帳検索システム」を活用した約8.5億件の紙台帳の突合せ</li> <li>・ 救済の迅速化や救済範囲の拡大に向けた検討</li> <li>・ 日本年金機構における記録回復、年金支給等の処理体制の検証 等</li> </ul> <p>○ 「ねんきん特別便」の確認作業や未統合記録の実態解明など、年金記録問題への取組状況を週次で公表。 〔主なデータ(最新の速報値)〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 約5,000万件の未統合記録の18年6月以降の統合数 1,408万件 (22年3月12日時点)</li> <li>・ 再裁定申出の業務センターへの進達 平均処理期間 0.6か月 (22年3月12日時点)</li> <li>・ 再裁定 平均処理期間2.4か月(22年2月末(3月15日支払分))</li> <li>・ 時効特例給付 平均処理期間2.5か月(22年1月末(2月15日支払分))</li> <li>・ コールセンター(ねんきん特別便(定期便)専用ダイヤル)応答率 93.3% (22年3月第2週分)</li> </ul>

事項	主な取組状況
<p>2. 国民年金の適用、保険料等収納事務</p>	<p>○ 国民年金の被保険者の種別変更などの適正な届出の促進や職権による適用を推進。        [主なデータ(20年度)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被保険者数 3,044万人(第1号 2,001万人、第3号 1,044万人)</li> <li>・ 資格取得届 677万件(第1号 540万件、第3号 137万件)</li> </ul> <p>○ 国民年金保険料について、未納者の特性に応じたきめ細やかな収納対策の充実強化、納めやすい環境の整備、納付意識の徹底等を実施。        [主なデータ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現年度納付率(20年度) 62.1%(対前年度比▲1.9ポイント)</li> <li>・ 現年度納付率(22年1月末現在) 58.9%(対前年同期比▲2.0ポイント)</li> <li>・ 最終納付率(18年度分) 70.8%(現年度から+4.5ポイントの伸び)</li> </ul>
<p>3. 厚生年金保険等の適用、保険料等収納事務</p>	<p>○ 雇用保険の適用事業所情報、新規設立法人情報や関係機関からの情報等により未適用事業所を把握し、加入指導を実施。        また、適用事業所における被保険者の適用漏れ・誤り等を防止するため、適用事業所に対する調査・指導を実施。</p> <p>○ 保険料徴収対策として、納期内納入の励行指導、滞納事業所に対する速やかな納付督促、滞納処分の早期着手等を実施。</p> <p>[主なデータ(20年度)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適用すべき事業所数 184万か所</li> <li>・ 未適用事業所数 10万か所 (参考)総務省の推計値:約63万～約70万か所</li> <li>・ 適用事業所数 174万か所</li> <li>・ 適用率 94.4%</li> <li>・ 滞納事業所数 15万か所 ※21年5月末</li> <li>・ 収納率 98.4%</li> </ul>

事項	主な取組状況
4. 給付事務	<p>○ 年金給付の請求書を受け付けてから年金が決定され、年金証書が請求者の方々に届くまでの所要日数を「サービススタンダード」として設定し、迅速化に取り組んでいるところ。</p> <p>〔主なデータ(19年度)〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年金受給権者数 約3,480万人</li> <li>・ 新規の年金受給権者数 約261万人</li> <li>・ サービススタンダードの達成状況(20年度) <ul style="list-style-type: none"> <li>①老齢基礎年金、老齢厚生年金、遺族基礎年金、遺族厚生年金 (2か月と設定) 達成率72%～84%(1件当たりの平均所要日数48日～56日) ※加入状況の再確認を要しない場合(1か月と設定) 達成率44%～53%(同39日～41日)</li> <li>②障害基礎年金(3か月と設定) 達成率82%(同74日)</li> <li>③障害厚生年金(3か月半と設定) 達成率31%(同131日)</li> </ul> </li> </ul>
5. 相談、情報提供等	<p>○ 年金事務所(312か所)、年金相談センター(51か所)、ねんきんダイヤルにおいて来訪、出張、電話、文書による年金相談を実施。</p> <p>○ インターネットを活用した年金個人情報の提供などを実施。</p> <p>〔主なデータ(20年度)〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年金相談件数 2,940万件</li> <li>・ 年金個人情報提供サービス(ユーザID・パスワード方式)発行件数 148万件(累計)</li> <li>・ 「ねんきんダイヤル」応答率 21.1%(総呼数1,626万件、応答呼数343万件) ※21年度(4～2月):43.0%(総呼数846万件、応答呼数364万件)</li> </ul>



事項	主な取組状況
6. 国民の声を反映させる取組	<p>○ 国民の皆様の視点に立ったサービスを展開する観点から、厚生労働省全体の取組として「国民の声募集」を行っているほか、機構独自の取組として、「理事長へのメール・手紙」の受付、「ご意見箱」の設置等を実施。</p> <p>○ 今後、「お客様満足度アンケート」や「お客様へのお約束10か条」の取組状況等を客観的に評価するための覆面調査を実施し、その結果を機構ホームページに公表。</p> <p>[主なデータ](22年1月受付分)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民の皆様の声(年金機構関係) 145件</li> <li>・ 理事長へのメール受付件数 420件</li> <li>・ お客様の声 267件</li> </ul>
7. 電子申請の推進	<p>○ 「オンライン利用拡大行動計画」(20年9月IT戦略本部決定)等の政府全体の取組に基づき、電子申請を推進。</p> <p>具体的には、社会保険労務士の提出代行時における署名手続きの簡略化、添付書類の一部省略、磁気媒体を活用した電子申請の実現、e-Govシステムにおける社会保険関係手続きの仕様公開などに取り組んでいるところ。</p> <p>[主なデータ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記行動計画における電子申請推進の重点手続き 政府全体71手続き うち社会保険・労働保険 21手続き</li> <li>・ 社会保険関係の主要手続きにおける実績(20年度。申請件数が多いもの) <ul style="list-style-type: none"> <li>①厚生年金保険等賞与支払届 60%</li> <li>②厚生年金保険等報酬月額算定基礎届 46%</li> <li>③年金受給権者現況届 86%</li> </ul> </li> </ul> <p>(注1)①及び②については磁気媒体による申請を含む。 (注2)③については、住民基本台帳ネットワークの活用によるものである。</p>

事項	主な取組状況
<p>8. 業務運営の効率化、公正性・透明性の確保</p>	<p>○ 定型的業務の外部委託や市場化テストによる外部委託の拡大、業務の広域的な集約化等により、業務運営の効率化を推進。</p> <p>○ 調達案件について、競争入札・企画競争の原則化、審査の厳格化、第三者による監視委員会の設置等の取組を推進。</p> <p>○ 「法令遵守委員会」の設置、弁護士による外部窓口の設置、監察機能の強化などコンプライアンス確保の取組を推進。</p> <p>○ 人事・人材育成について、事務所長等幹部職員の広域異動、民間人材の活用、人事評価制度の導入、職員研修の充実などを実施。</p> <p>〔主なデータ〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市場化テスト(国民年金保険料収納事業)の実施事務所数 19年10月95か所→20年10月185か所→21年10月312か所</li> <li>・ 競争入札割合(20年度) 62%</li> </ul>

## 平成 2 2 年度における「国民年金保険料の収納対策の概要」

### ① 口座振替の利用促進 4. 4 億円

#### 【事業の内容】

優良納付者で口座振替制度をまだ利用していない方に対し、口座振替の周知チラシ、返信用封筒を同封した口座振替申請書を被保険者に配布すると共に、年金事務所をはじめ、市町村や金融機関の窓口を設置することにより、口座振替の利用促進を図る。

#### 〈主な経費〉

ア 口座振替勧奨用チラシ・申請書の作成費用	0.8 億円
イ 口座振替申請書返信用・送付用封筒の作成費用	0.4 億円
ウ 郵送料	3.2 億円

### ② クレジットカード等による保険料納付の促進 0. 1 億円

#### 【事業の内容】

被保険者の利便性の向上を図るため、年金事務所にクレジットカード等による保険料納付申出書を設置することでクレジットカード等による保険料納付の促進を行う。

#### 〈主な経費〉

ア クレジットカード等による保険料納付申出書の作成費用	0.1 億円
-----------------------------	--------

### ③ 特定業務契約職員（旧国民年金推進員）による戸別訪問の実施 4. 0 億円

#### 【事業の内容】

特定業務契約職員（旧国民年金推進員）が国民年金保険料の新規・短期未納者に対して、戸別訪問を実施することで、国民年金制度の周知、各種届出の指導及び相談、国民年金保険料の納付督促及び収納、国民年金保険料の口座振替の促進等及び免除勧奨（免除申請書の受理を含む。）を行う。

#### 〈主な経費〉

ア 特定業務契約職員（旧国民年金推進員）の person 費 （1人あたり月額 144,000 円～176,000 円）	4.0 億円
---	--------

④ 国民年金保険料の納付督促業務の委託 75.2億円

【事業の内容】

市場化テスト受託事業者が、国民年金保険料未納者に対して、電話や文書の送付、戸別訪問を実施することで、保険料納付督促及び保険料免除勧奨（免除申請書の受理を含む。）を行う。

〈主な経費〉

ア 市場化テスト受託事業者に対する委託料 75.2億円

⑤ 所得情報を活用した強制徴収の拡大 5.3億円

【事業の内容】

ある一定の所得があるにも拘わらず国民年金保険料を納付しない者に対し、市区町村の所得情報を活用して財産調査等を実施し、催告状の送付等を行うことで、強制徴収を実施する。

〈主な経費〉

ア 催告状等の作成費用 0.3億円  
イ 郵送料 3.0億円  
ウ 滞納処分に係る旅費 1.0億円  
エ 財産調査等に要する経費 1.0億円

⑥ 免除制度の周知等の実施 6.7億円

【事業の内容】

免除等に該当すると思われる被保険者に対して、市区町村からの所得情報を活用し、免除勧奨用チラシや免除申請書の送付等を行うことにより、免除勧奨を実施する。

〈主な経費〉

ア 免除勧奨用チラシ・申請書の作成費用 1.5億円  
イ 免除申請書返信用・送付用封筒の作成費用 0.2億円  
ウ 郵送料 5.0億円

## 国民年金保険料収納業務に係る民間受託事業者の再委託について

- 業務委託契約書において、以下のとおり規定されている。

### (再委託)

第 28 条 乙は、本委託事業の実施にあたり、その全部を一括して再委託を行ってはならない。

- 2 乙は、やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託先を明らかにした上で、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収、個人情報の管理その他運営管理の方法について、甲の承認を得るものとする。
- 3 乙は、前項の承認を受けた場合は、すみやかに再委託の相手方と契約を締結することとし、契約書の写しを甲に提出しなければならない。
- 4 乙は、第 2 項により再委託を行う場合には、法令及び契約に基づき民間事業者が講ずべき措置として、第 18 条及び第 24 条から第 27 条に規定する事項その他事項について必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を徴収するものとする。
- 5 第 2 項及び第 4 項に基づき、乙が再委託先の事業者に義務を実施させる場合は、すべて乙の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責めに帰すべき事由については、乙の責めに帰すべきものとみなして、乙が責任を負うものとする。

## 厚生年金保険料と政府管掌健康保険料の収納状況について

		平成18年度	平成19年度	平成20年度
厚生年金保険料収納状況	徴収決定済額	21兆2,612億円	22兆2,672億円	23兆 627億円
	収納済歳入額	20兆9,835億円	21兆9,691億円	22兆6,905億円
	不能欠損額	259億円	206億円	157億円
	収納未済歳入額	2,518億円	2,776億円	3,565億円
	収納率	98.7%	98.7%	98.4%

		平成18年度	平成19年度	平成20年度
全国健康保険協会管掌 (政府管掌)健康保険料 収納状況	徴収決定済額	6兆7,752億円	6兆9,252億円	6兆8,053億円
	収納済歳入額	6兆6,404億円	6兆7,760億円	6兆6,181億円
	不能欠損額	122億円	102億円	80億円
	収納未済歳入額	1,226億円	1,391億円	1,792億円
	収納率	98.0%	97.8%	97.2%

(注1) 1億円未満四捨五入のため、合計が一致しない。

(注2) 政府管掌健康保険は、平成20年10月1日から全国健康保険協会管掌健康保険に改められた。

### 【参考】国民年金保険料納付状況について

		平成18年度	平成19年度	平成20年度
国民年金保険料 納付状況	現年度納付率	66.3%	63.9%	62.1%
	最終納付率	70.8%	68.4% <small>(平成22年1月末現在)</small>	64.6% <small>(平成22年1月末現在)</small>

(注1) 現年度納付率は、ある年度の各月分保険料のうち、実際にその年度内に納付されたものに係る納付率。

(注2) 最終納付率は、ある年度の各月分保険料のうち、時効前(納付期限から2年以上)までに納付されたものに係る納付率。  
なお、平成19年度及び平成20年度の保険料については、時効経過前のため直近の納付率を記載している。

## 年金業務監視委員会の開催について

〔平成22年2月16日〕  
〔総務大臣決定〕

### 1 目的

年金記録問題に関する対応策の着実な実施及び日本年金機構の業務の適正かつ確実な執行について、年金業務等に関し、専門的かつ優れた見識を有する外部有識者からの意見を聴きながら、行政評価・監視機能等を通じ、監視を行うため、総務大臣主宰の下、年金業務監視委員会を開催する。

### 2 メンバー

委員会のメンバーは別紙のとおりとする。

### 3 運営

(1) 会議は座長が招集するものとする。

(2) 座長に事故があるときは、あらかじめその指名する者がその職務を代行するものとする。

(3) そのほか、会議の運営に必要な事項については、座長が定めるものとする。

### 4 開催予定

必要の都度、開催する。

### 5 庶務

委員会の庶務は総務省行政評価局及び行政管理局において処理するものとする。

(別紙)

## 年金業務監視委員会委員名簿

かた ぎり はる み  
片 桐 春 美 公認会計士

まし むら ひで のり  
岸 村 英 憲 横浜市健康福祉局生活福祉部長

◎ ごう はら のぶ お  
郷 原 信 郎 名城大学教授、弁護士

たか やま のり ゆき  
高 山 憲 之 一橋大学経済研究所教授

むら おか よう いち  
村 岡 洋 一 早稲田大学理工学術院教授

よし やま あつ こ  
吉 山 敦 子 社会保険労務士

◎印は座長

〔計6名〕

(敬称略 五十音順)



## 第1回年金業務監視委員会 議事要旨

- 1 日時 平成22年2月23日(火) 17:30~18:10
- 2 場所 中央合同庁舎第2号館7階省議室
- 3 出席者  
(委員会) 郷原座長 片桐委員 岸村委員 高山委員 吉山委員  
(総務省) 原口総務大臣 渡辺総務副大臣 階総務大臣政務官  
田中行政評価局長 江澤年金業務監視委員会事務室長 讃岐総務課長 杉浦評価監視官  
明渡評価監視官
- 4 議事次第
  - (1) 委員紹介
  - (2) 大臣・副大臣・政務官紹介
  - (3) 総務大臣挨拶
  - (4) 座長挨拶
  - (5) 委員自己紹介
  - (6) 年金問題に関する意見交換
  - (7) 年金業務監視委員会運営要領(案)について
  - (8) 今後の年金業務監視委員会の進め方について
- 5 会議経過
  - 事務局から、委員、大臣、副大臣、政務官の紹介を行った。
  - 原口大臣から、以下の趣旨のあいさつがあった。
    - ・ 本委員会の座長は、郷原委員にお願いしたい。
    - ・ 年金記録に対する国民の信頼回復と日本年金機構の適正・円滑な業務管理運営体制の確立は喫緊の課題である。
    - ・ 委員の皆様には、専門的知見を活かしていただき、公平公正な目で年金記録問題に関する対応策が着実に実施されているか、日本年金機構の業務が適正かつ確実に執行されているかといったことについて、日本年金機構、それを監督する厚生労働省及び関係者からのヒアリングやそれを踏まえた審議を行っていただきたい。
    - ・ 年金は、国民の信頼があってこそ初めて成り立つ制度である。国民に信頼される年金行政、年金業務の確立のため、是非積極的な活動をお願いする。
  - 委員会の趣旨、業務について、事務局から、資料に基づき説明があった。
  - 年金問題に関して、委員の間で意見交換が行われた。
  - 委員会の運営要領について、事務局から、資料に基づき説明があり、議事については、委員会は原則公開とされた。また、委員長が委員会開催後に記者会見を行い、議事内容を説明するとともに、議事要旨は速やかに公開し、会議資料及び議事録は原則公開することとされた。ただし、非公開とされた会議の会議資料及び議事録については、当面非公開とすることとされた。
  - 今後の進め方については、事務局から、当面のスケジュール等について説明があった。
  - 次回の委員会を早期に開催し、日本年金機構の現状についてヒアリングを行うこととされた。

(注) 速報につき、訂正の可能性あり。

(文責 年金業務監視委員会事務室)

国民年金及び企業年金等による高齢期  
における所得の確保を支援するための  
国民年金法等の一部を改正する法律案  
(年金確保支援法案)について

# 国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための 国民年金法等の一部を改正する法律案(年金確保支援法案)

## <趣旨>

将来の無年金・低年金の発生を防止し、国民の高齢期における所得の確保をより一層支援する観点から、国民年金保険料の納付可能期間を延長することや、企業型確定拠出年金において加入資格年齢の引上げや加入者の掛金拠出を可能とする等の措置を行う。

## 1. 国民年金法の一部改正

- ① 国民年金保険料の納付可能期間を延長(2年→10年)し、本人の希望により保険料を納付することで、その後の年金受給につなげることができるようにする。
- ② 第3号被保険者期間に重複する第2号被保険者期間が新たに判明し年金記録が訂正された場合等に、それに引き続く第3号被保険者期間を未届期間とする取扱いを改め、保険料納付済期間のままとして取り扱い、年金を支給することとする。
- ③ 国民年金の任意加入者(加入期間を増やすために60歳～65歳までの間に任意加入した者)について国民年金基金への加入を可能とし、受給額の充実を図る。

## 2. 確定拠出年金法の一部改正(平成22年度税制改正要望で認められた事項を含む)

- ① 加入資格年齢を引き上げ(60歳→65歳)、企業の雇用状況に応じた柔軟な制度運営を可能とする。
- ② 従業員拠出(マッチング拠出)を可能とし所得控除の対象とすること、事業主による従業員に対する継続的投資教育の実施義務を明文化することにより、老後所得の確保に向けた従業員の自主努力を支援する。
- ③ 企業年金の未請求者対策を推進するため、住基ネットから加入者の住所情報の取得を可能とすることにより、住所不明者の解消を図る(他の企業年金制度等についても、同様の措置を講じる。)等、制度運営上の改善を図る。

## 3. 厚生年金保険法の一部改正

近年の経済情勢を踏まえ、母体企業の経営悪化等に伴い、財政状況が悪化した企業年金に関して、措置を講ずる。

- ・ 厚生年金基金が解散する際に返還する代行部分に要する費用の額及び支払方法の特例を設ける

(※ 平成17年度から平成19年度まで、同様の措置を講じている)

## 4. 施行日

- |                             |                          |
|-----------------------------|--------------------------|
| 1の① :平成23年10月1日までの間に政令で定める日 | 1の② :公布の日                |
| 1の③ :公布日から2年以内で政令で定める日      | 2の① :公布日から2年6月以内で政令で定める日 |
| 2の② :平成24年1月1日              | 1 2の③及び3 :平成23年4月1日      |

## 国民年金保険料の納付可能期間の延長について

- 保険料を納めやすくすることで、無年金・低年金となることを防止する等の観点から、徴収時効の過ぎた過去の国民年金保険料の未納期間のうち、一定期間に係るものについて本人の希望により保険料納付を行うことを可能とする。

対象保険料：2年間の徴収時効が経過した国民年金保険料

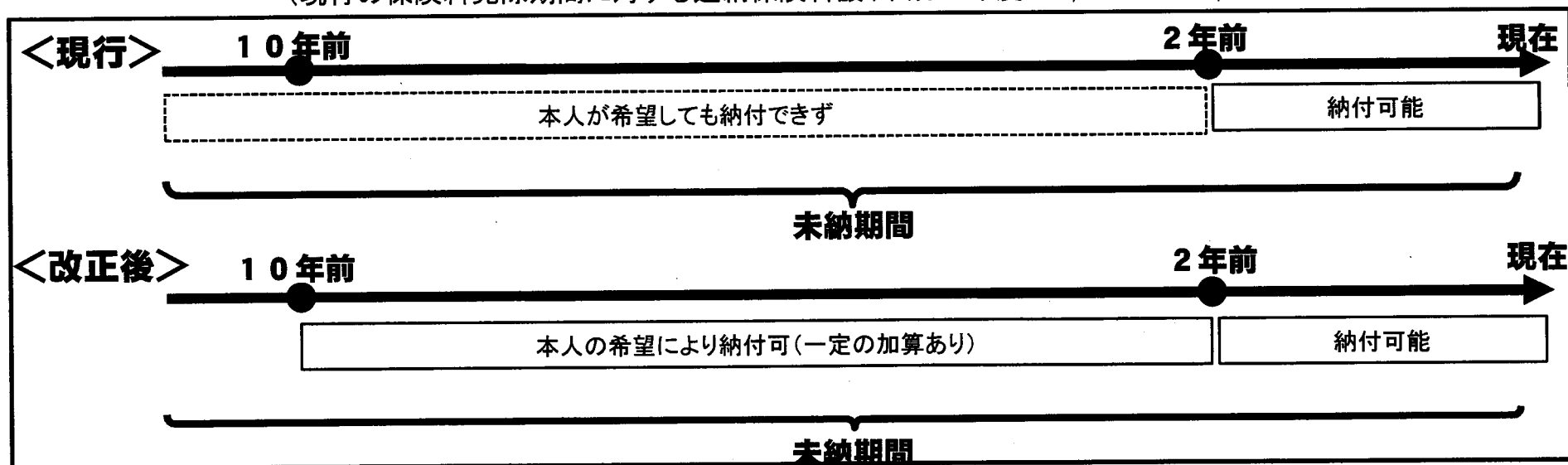
(強制加入期間中の未納・未加入期間、任意加入中の未納期間が対象)

対象者：過去の未納期間を有する者(受給権者を除く)

納付期限：保険料納付期限から10年間

保険料額：当時の保険料額に、前年に発行された10年国債の表面利率の平均等を基礎とした率を加算した額

(現行の保険料免除期間に対する追納保険料額(平成21年度:13,980円~16,190円)と同様に設定。)



## (参考) 現行の保険料免除期間に係る追納保険料額について

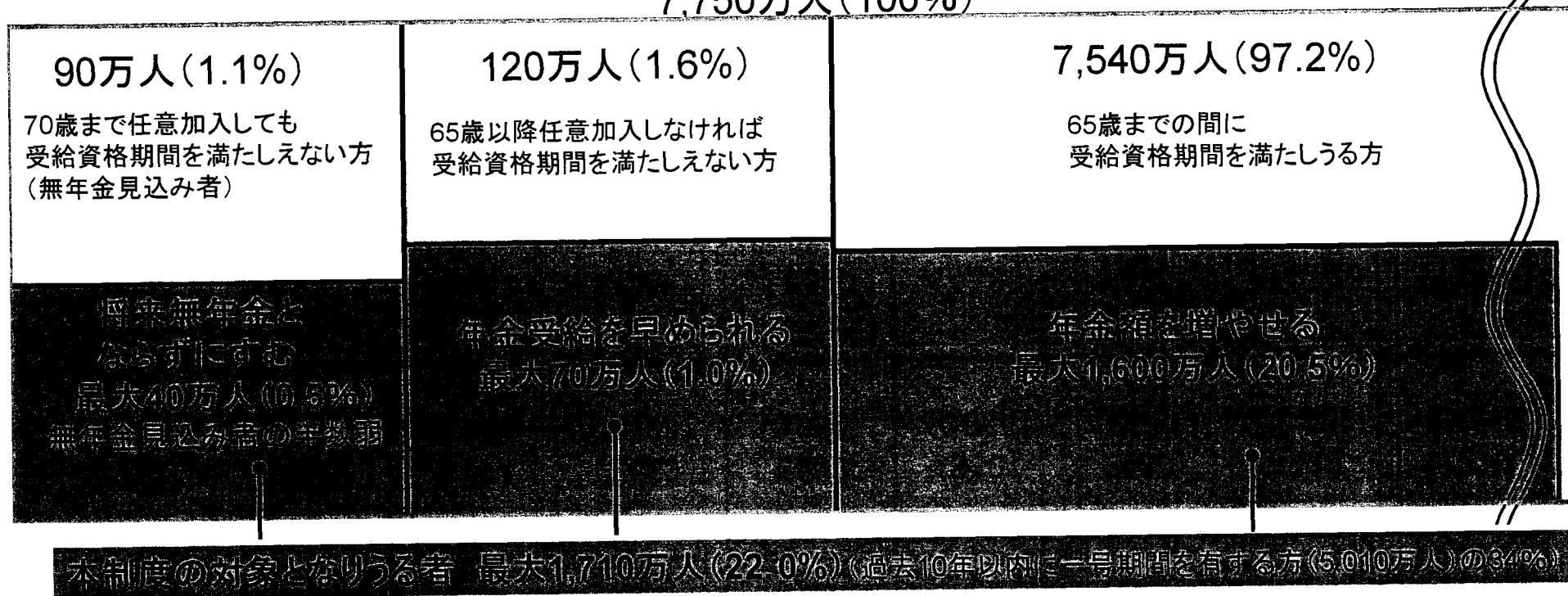
追納対象 年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
当時の 保険料額	13,300	13,300	13,300	13,300	13,300	13,300	13,580	13,860
加算額 (追納加算率)	2,890 (0.217)	2,260 (0.170)	1,660 (0.125)	1,090 (0.082)	880 (0.066)	680 (0.051)	430 (0.032)	210 (0.015)
追納 保険料額 (平成21年度)	16,190	15,560	14,960	14,390	14,180	13,980	14,010	14,070

※ 追納加算率は、10年国債の表面利回り等を勘案して設定。

※ 徴収時効経過前の2年間の保険料(平成19年、20年度分)には加算は付されない。

「納付可能期間の延長」を利用できる方と効果(サンプル調査を基礎とした粗い推計)

65歳未満の被保険者・被保険者であった方  
7,750万人(100%)



⇒ 類似制度(学生納付特例の追納等)と同程度の利用率(1割)とすると、実際に本制度を利用するのは、170万人程度と見込まれる。

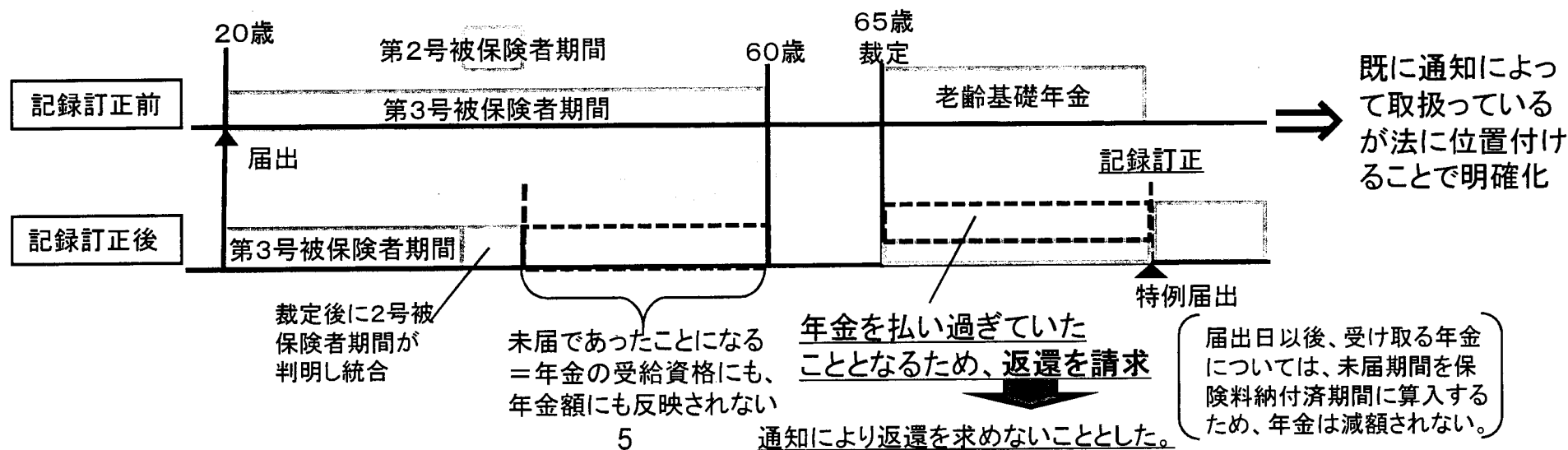
※ 上記のほか、65歳以上の無年金者のうち、本制度により即座に年金が受給できる方が最大2,000人、本制度利用後、任意加入すれば年金が受給できる方が最大6,000人と推計される。

(推計方法及び留意点)

- 日本年金機構のオンラインシステムから無作為抽出した①65歳未満の被保険者又は被保険者であった方のサンプル(623件)及び②65歳以上の無年金者のサンプル(614件)について、過去10年以内の未納月数等を基に、本制度を利用できるか等につきサンプル調査を実施。
- 65歳未満の被保険者又は被保険者であった方7,750万人及び65歳以上の無年金者50万人について、本制度の対象となる方等が、サンプルと同程度の割合いと仮定して、機械的に推計を行ったもの。
- 簡易なサンプル調査を基礎としており、また、オンラインシステム上の記録には合算対象期間等や死亡に係る情報が含まれておらず、期間短縮特例も考慮していないことから、結果については幅を持って解釈する必要がある。

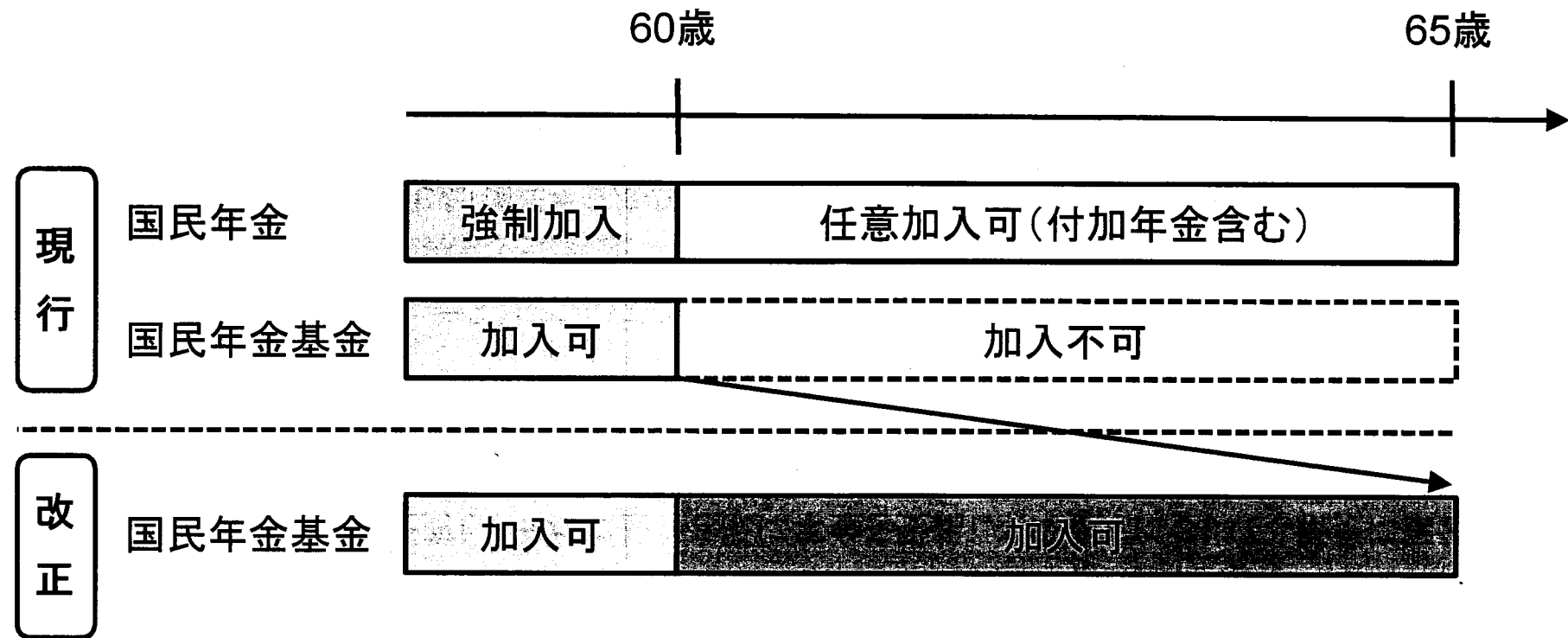
第3号被保険者期間に重複する第2号年金被保険者期間（厚生年金など）が事後的に判明した場合における当該第2号被保険者資格を喪失した後の第3号被保険者期間の取扱いについて

- 第3号被保険者期間を有し、それに基づき既に年金を受給している方について、新たに第2号被保険者期間の存在が判明した場合、それに続く第3号被保険者期間を未届期間として取扱い、それまで受けていた年金の一部又は全部が過払いに当たるとして返還を求める取扱いがなされてきた。
- このような事案(返還ケース)について、昨年8月に通知を発出し、これまで受給していた年金の返還は求めないこととするよう取扱いを変更している。
  - ※ 上記事案の救済を目的とした「国民年金法の一部を改正する法律案」が内山晃議員他4名より昨年7月3日に提出
- 今般、運用で行った上記取扱いを明確化するため、年金確保支援法案の中で措置することとする。



# 国民年金基金の加入年齢の引上げ

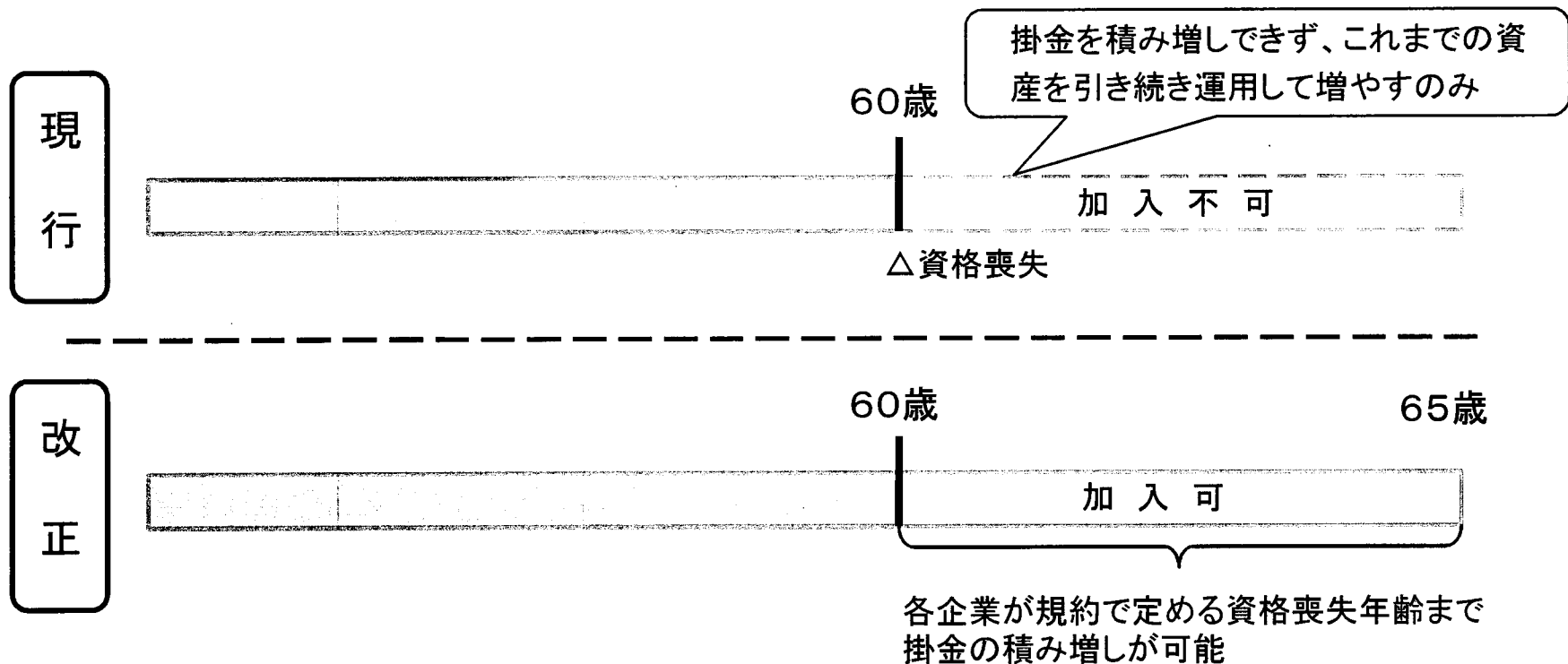
- 現在、国民年金基金への加入は国民年金の強制加入者(60歳未満の者等)のみ認められている。
- 国民年金の任意加入被保険者(加入期間を増やすために60歳から65歳の間任意加入した者等)について、国民年金基金への加入を認め、高齢期における所得確保をより一層充実させる。





## 確定拠出年金の加入資格年齢の引上げ

企業が実施する確定拠出年金制度においては、現在、60歳までしか加入が認められていないが、高齢者の雇用確保に資するため、60歳以降も引き続き雇用される者について、60歳から65歳まで間の一定年齢まで引き続き加入することを可能とする。

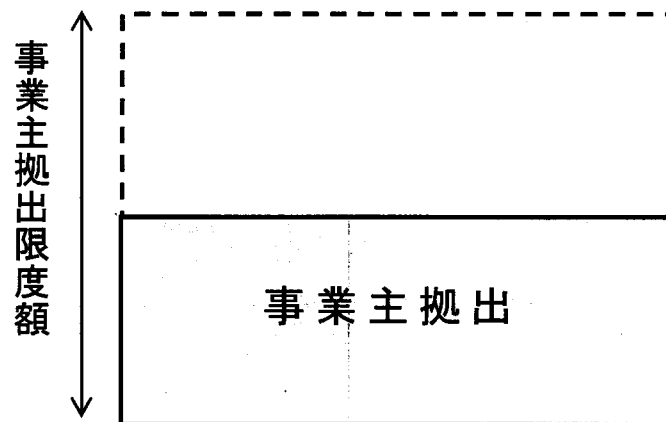


## 確定拠出年金制度におけるマッチング拠出の導入

現在、企業が実施する確定拠出年金については、事業主のみが拠出し加入者の拠出が認められていないが、老後の所得確保に向けた自主的な努力を一層支援するため、拠出限度額の枠内、かつ事業主の掛金を超えない範囲で、加入者の拠出を可能とし、これを所得控除(小規模企業共済等掛金控除)の対象とする。

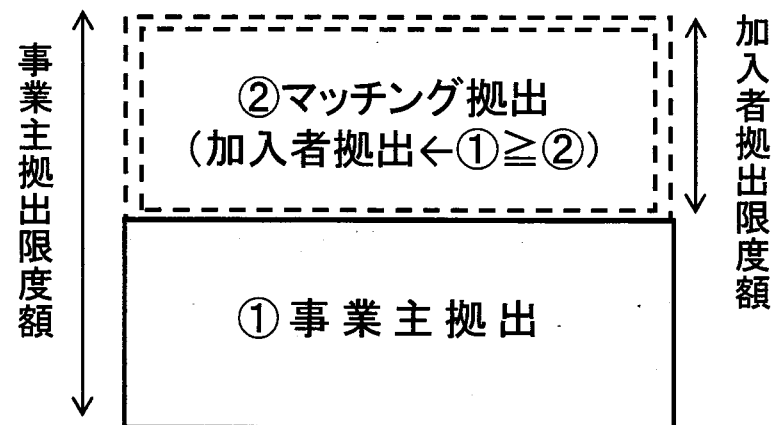
現 行

5.1万円



改 正

5.1万円



## 企業型確定拠出年金における個人拠出(マッチング拠出)の導入の必要性

### 【内容】

現在、企業型確定拠出年金については、個人拠出が認められていないが、現行の拠出限度額（他の企業年金なし：5.1万円、他の企業年金あり：2.55万円）の枠内、かつ、事業主の掛金を超えない範囲で、個人拠出を認め、これを所得控除（小規模企業共済等掛金控除）の対象とする。

#### ①『企業拠出が不十分』

企業拠出は、全体の平均では約1.1万円にすぎず、老後の所得確保として不十分。



本人拠出(マッチング拠出)により老後の所得を確保する必要性が高く、その自助努力に対して国として税制上の支援を行う。

#### ②『導入企業の大半が中小企業』

企業型確定拠出年金を実施する企業の約8割は、企業拠出を増額する余力が低い中小企業である。



中小企業の人材確保に資するよう、本人拠出(マッチング拠出)に対する税制上の支援を行うことにより、中小企業の従業員の老後の所得確保を充実させる。

#### ③『若年世代の企業拠出は低い』

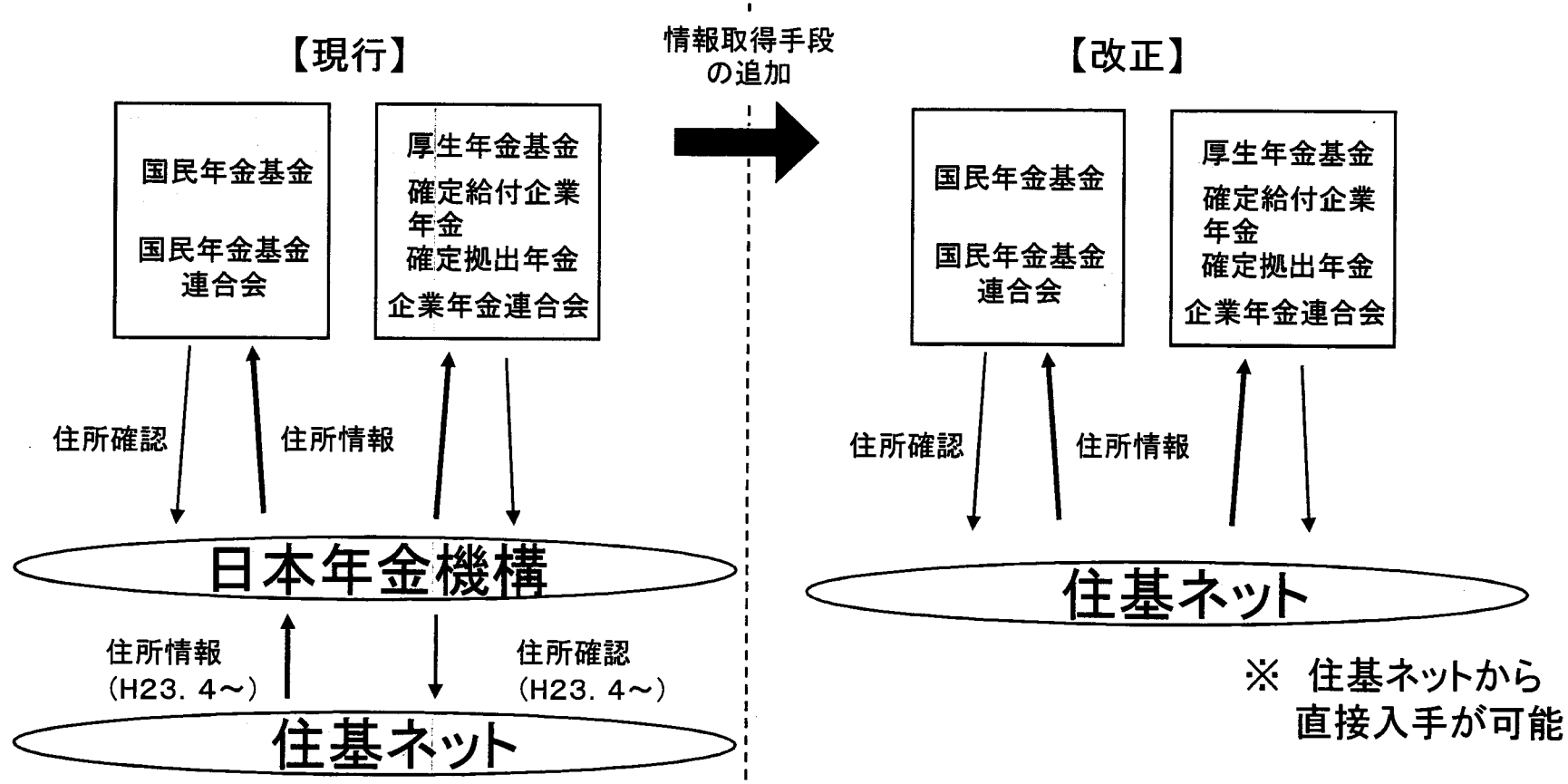
企業拠出は賃金に一定率を乗ずることで決められる方式が大半であり、結果として賃金の低い若い世代の企業拠出は低くなる。



若い世代から自助努力により掛金を拠出し、年金資産を積み増すことにより、将来の年金給付の充実を図り、老後への「安心」が得られるようにする。

# 住民基本台帳ネットワークからの住所情報の取得について

- 現在、企業年金等において、加入者等の住所が分からない場合（退職後転居された場合等）、日本年金機構が有する被保険者情報の提供を受けることにより住所を把握しているところ。
- 住基ネットからも情報をもらえることとすることにより、今までよりもタイムリーな住所情報を得ることができ、より確実に年金給付を行うことができる。



※ 企業年金等における未請求者の状況(平成20年度末時点)  
 企業年金連合会: 143.3万人    厚生年金基金: 14.6万人  
 国民年金基金連合会: 2,354人    国民年金基金: 5,316人

## 厚生年金基金の解散の特例措置

- 厚生年金基金は厚生年金の一部を国に代わって支給(代行給付)しているため、解散するときには、厚生年金基金が支給することとなっていた代行給付に要する費用を一括して返還することとされている。
- 今般、運用環境の悪化により厚生年金基金の財政状況が厳しくなっていることを踏まえ、代行給付に要する費用に相当する資産を保有していない基金について、当該返還額の分割納付・返還額に関する特例を設けることとする。

### 1. 返還額の分割納付に関する特例

返還額から解散基金が既に保有する資産を返還した上で、返還額との差額については、原則5年(やむを得ない事情がある場合は10年)以内の期間で分割納付が可能。

分割納付期間中に予定通りに納付できないやむを得ない事情が認められた場合は、分割納付期間の延長(最大15年間まで)も可能とする。

### 2. 返還額に関する特例

現行ルールで計算した額と特例額とを比較して低い方を選択できる。

現行ルール額： 国への納付を免除されていた厚生年金保険料相当の掛金について、一定の利回り(H11年までは5.5%・H12年以降は厚生年金の実績運用利回り)で資産を運用できたものとして、運用益を付加した額  
特例額： 国への納付を免除されていた厚生年金保険料相当の掛金について厚生年金の実績運用利回りで運用益を付加した額と現有資産との大きい方の額

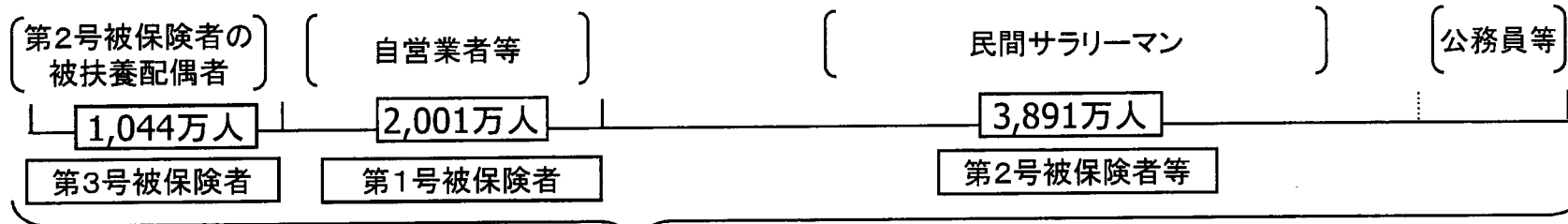
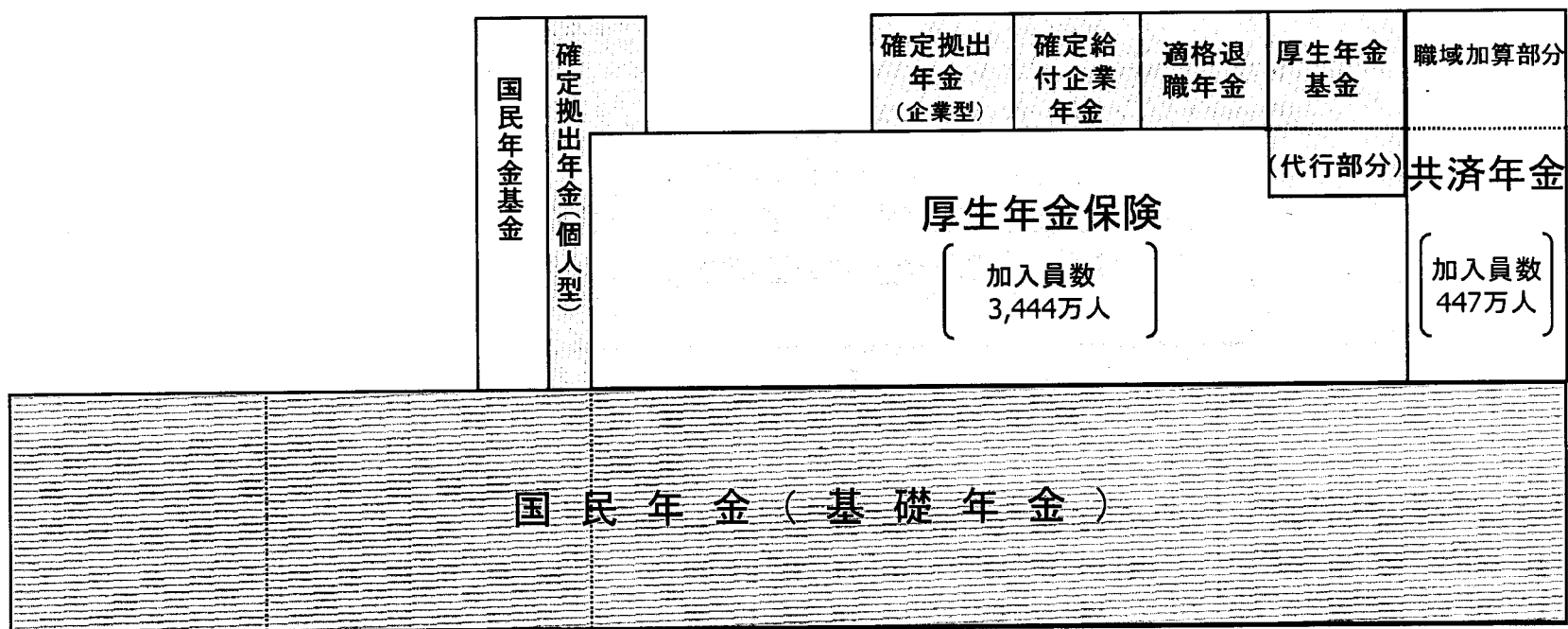
※ 同様の措置をH17年度からH19年度まで講じたところであり、対象基金は11基金あった。

# 参 考 资 料

# 年金制度の体系

(数値は、注釈のない限り平成21年3月末)

加入員数 61万人	加入者数 10万人	加入者数 311万人	加入者数 570万人	加入者数 348万人	加入員数 466万人
--------------	--------------	---------------	---------------	---------------	---------------



6,936万人

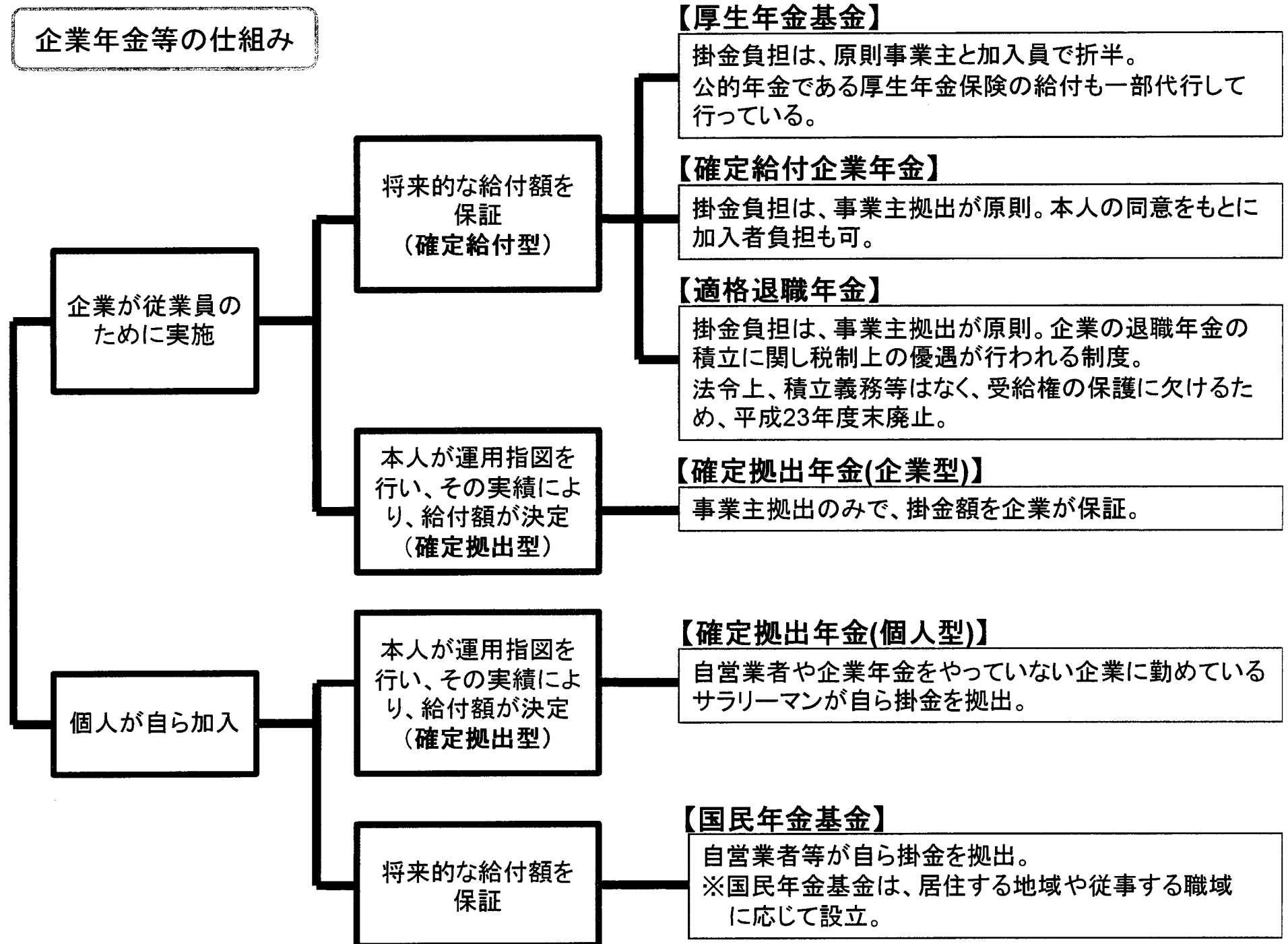
第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 20歳以上60歳未満の自営業者、農業者、無業者等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 民間サラリーマン、公務員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 民間サラリーマン、公務員に扶養される配偶者</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保険料は定額 <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成22年4月～月15,100円</li> <li>・平成17年4月から毎年280円引き上げ、平成29年度以降16,900円(平成16年度価格)で固定</li> </ul> </li> <li>※ 毎年度の保険料額や引き上げ幅は、物価や賃金の動向に応じて変動。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保険料は報酬額に比例(厚生年金) <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成21年9月～ 15.704%</li> <li>・平成16年10月から毎年0.354%引き上げ、平成29年度以降18.30%で固定</li> </ul> </li> <li>○ 労使折半で保険料を負担</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被保険者本人は負担を要しない</li> <li>○ 配偶者の加入している被用者年金制度(厚生年金又は共済年金)が負担</li> </ul>

### 基本データ

- 被保険者数(公的年金制度全体) 6,936万人(平成20年度末)
- 受給権者数(公的年金制度全体) 3,593万人(平成20年度末)
- 国民年金保険料 15,100円(平成22年度)  
※保険料納付率:62.1%(平成20年度)
- 厚生年金保険料率 15.704%(平成21年9月～平成22年8月)
- 年金額
  - 老齢基礎年金 月66,008円(平成22年度)  
※平均額:月5.4万円(平成19年度)
  - 老齢厚生年金 月232,592円(平成22年度、夫婦2人分の標準的な額)  
※平均額:月16.7万円(単身、基礎年金を含む)(平成19年度)
- 保険料収入(公的年金制度全体) 32.0兆円(平成21年度予算ベース)
- 国庫負担額(公的年金制度全体) 10.8兆円(平成21年度予算ベース)
- 給付費(公的年金制度全体) 49.7兆円(平成21年度予算ベース)
- 積立金(国民年金・厚生年金) 124兆円(平成20年度末、時価ベース)



# 企業年金等の仕組み



## 基本データ

### ○ 厚生年金基金

- ・加入員数 466万人(平成20年度末)
- ・件数 617基金(平成20年度末)
- ・資産残高 25兆5524億円(平成20年度末)
- ・事業所数 12.6万(平成19年度末)

### ○ 確定給付企業年金

- ・加入者数 570万人(平成20年度末)
- ・件数 5,008件(平成20年度末)
- ・資産残高 32兆8753億円(平成20年度末)

### ○ 確定拠出年金

- ・加入者数 企業型311万人(平成20年度末)  
個人型10万人(平成20年度末)
- ・件数 3,043件(平成20年度末)
- ・資産残高 3兆9800億円(平成20年度末)
- ・事業所数 1.2万(平成20年度末)

### ○ 適格退職年金

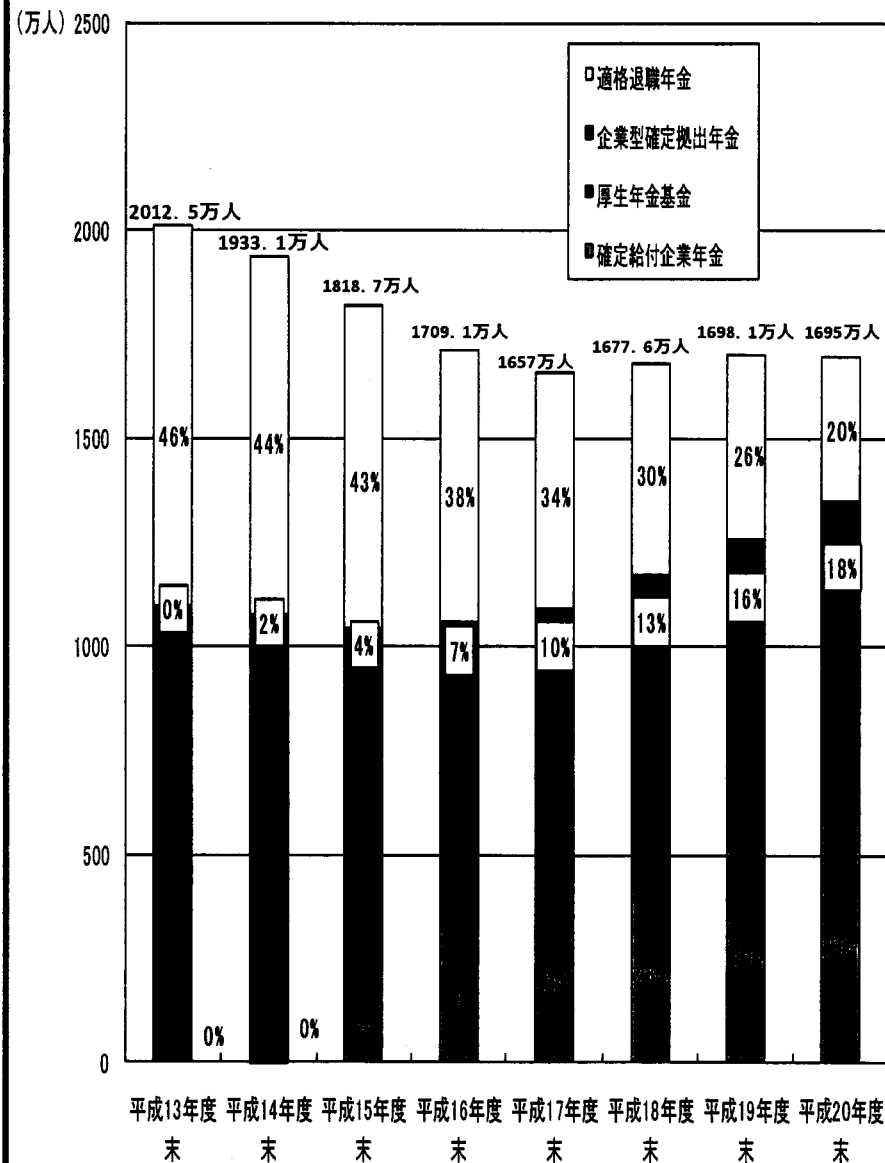
- ・加入者数 348万人(平成20年度末)
- ・件数 25,441件(平成20年度末)
- ・資産残高 8兆1319億円(平成20年度末)

(参考)

### ○ 国民年金基金

- ・加入員数 61万人(平成20年度末)
- ・件数 地域型 47基金  
職能型 25基金
- ・資産残高 2兆1708億円(平成20年度末)

## 企業年金制度加入者数



**平成20年度  
厚生年金保険・国民年金事業の概況**

平成22年3月  
厚生労働省年金局

# 平成20年度厚生年金保険・国民年金事業の概況

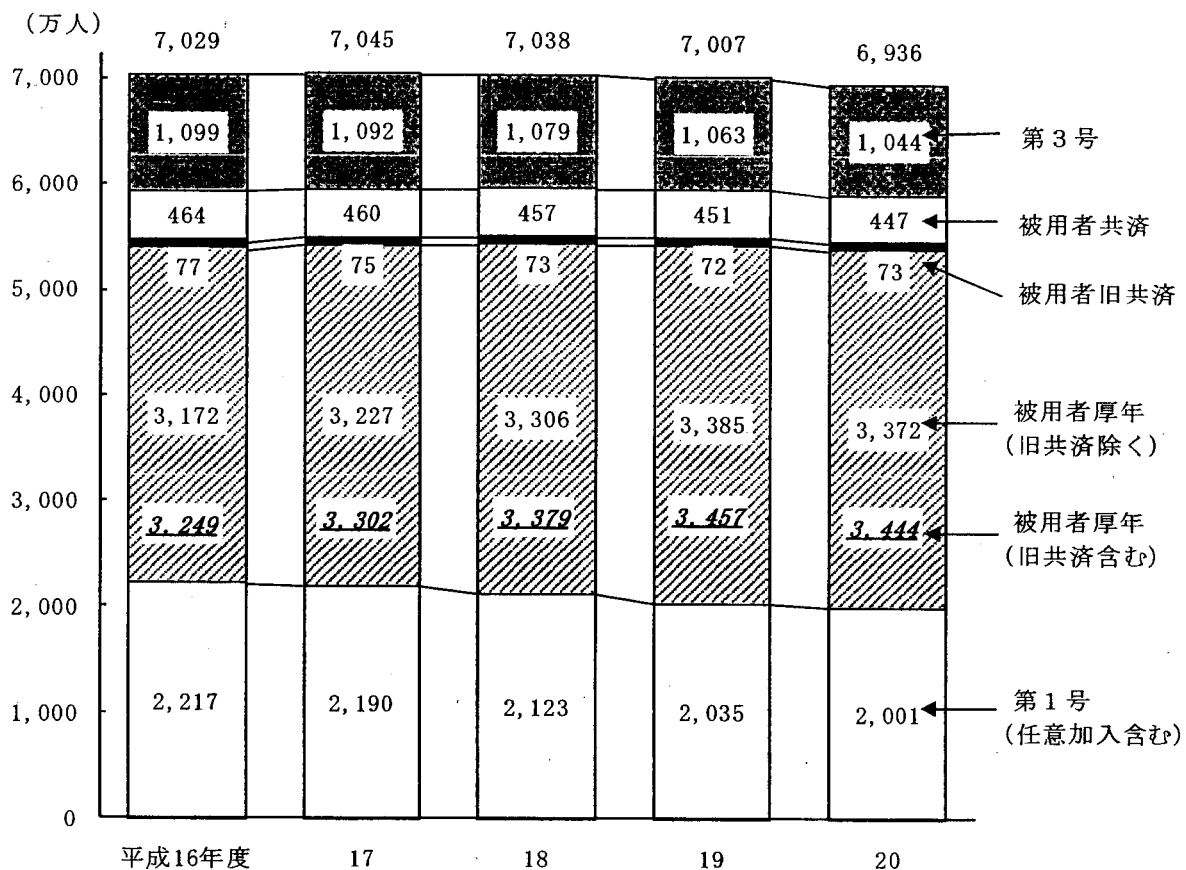
## I. 公的年金制度の概況

### (1) 適用状況

- 公的年金加入者数は、平成20年度末現在で6,936万人となっており、前年度末に比べ71万人（1.0%）減少している。
- 国民年金の第1号被保険者数（任意加入被保険者を含む。）は、平成20年度末現在で2,001万人となっており、前年度末に比べ35万人（1.7%）減少している。
- 被用者年金被保険者数（厚生年金保険及び共済組合の加入者数）は、平成20年度末現在で3,892万人（うち厚生年金保険3,444万人、共済組合447万人）となっており、前年度末に比べ17万人（0.4%）減少している。
- 第3号被保険者数は、平成20年度末現在で1,044万人となっており、前年度末に比べ19万人（1.8%）減少している。

注 「被用者年金被保険者」は、国民年金第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する被保険者を含む。

図1 公的年金加入者数の推移（年度末現在）



注 「旧共済」とは、平成9年4月に厚生年金保険に統合された旧公共企業体の三共済（日本たばこ産業共済組合、日本電信電話共済組合及び日本鉄道共済組合）及び平成14年4月に統合された旧農林共済（農林漁業団体職員共済組合）をいう。

- 公的年金加入者の総数を男女別にみると、男子は3,556万人となっており、前年度末に比べ33万人(0.9%)減少している。また、女子は3,380万人となっており、前年度末に比べ38万人(1.1%)減少している。

表1 男女別 公的年金加入者数

(年度末現在、単位：万人)

	総数	第1号被保険者	被用者年金被保険者 (第2号被保険者等)		第3号被保険者
			厚生年金 保 険	共済組合	
総数	6,936	2,001	3,444	447	1,044
男子	3,556	1,017	2,238	291	10
女子	3,380	984	1,207	156	1,033

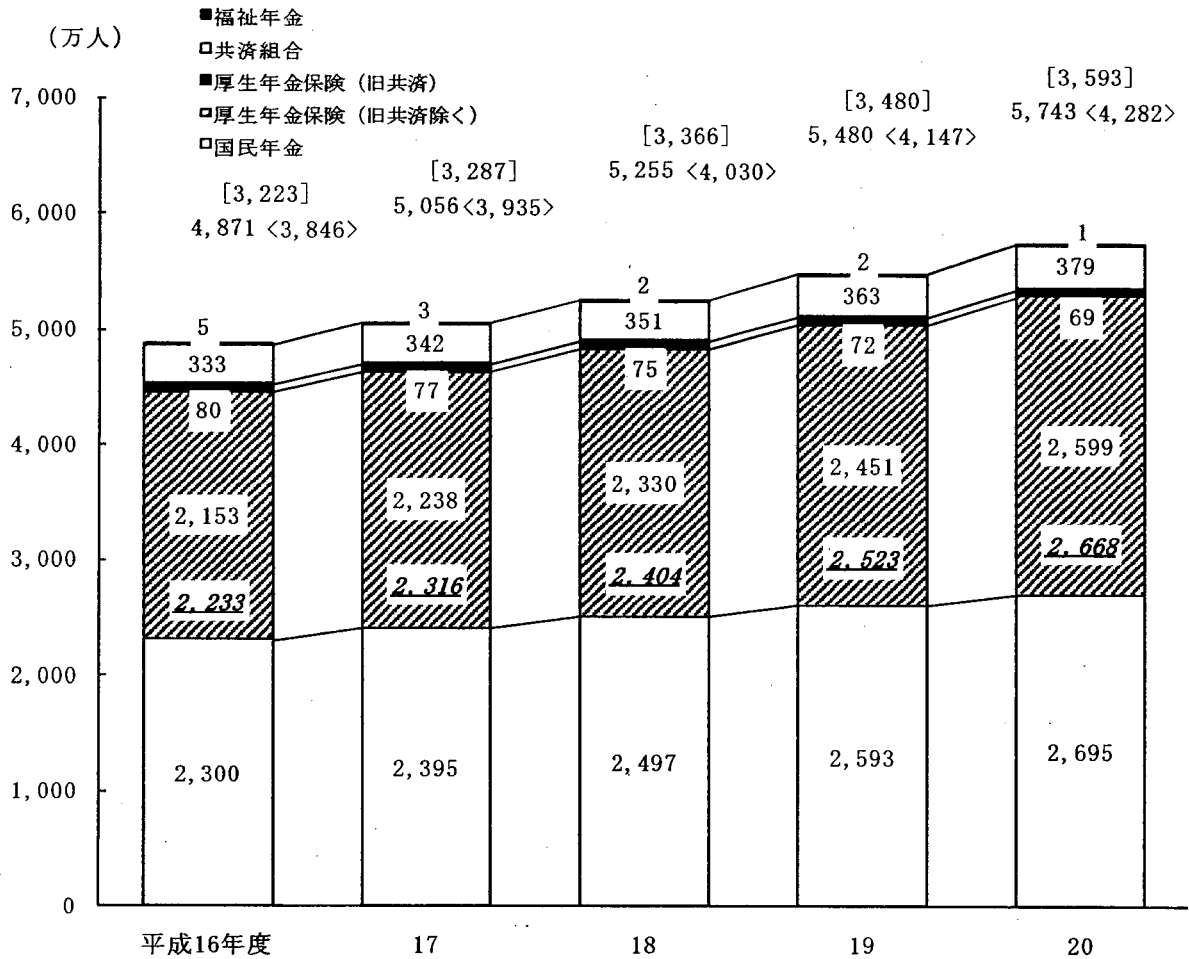
注1. 第1号被保険者には、任意加入被保険者を含む。

2. 「被用者年金被保険者」は、国民年金第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する被保険者を含む。

(2) 給付状況

- 公的年金受給者数（延人数）は、平成20年度末現在で5,743万人となっており、前年度末に比べ264万人（4.8%）増加している。
- 重複のない公的年金の実受給権者数は、3,593万人（福祉年金受給権者を含む。）であり、前年度末に比べ114万人（3.3%）増加している。

図2 公的年金受給者数の推移（年度末現在）



注1. < >内は厚生年金保険と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した場合の受給者数である。  
 2. [ ]内は重複のない実受給権者数である。  
 3. 厚生年金保険の下線数字は、旧共済を含んだ受給者数である。  
 4. 新法船員保険の職務上を除く。

- 公的年金受給者の年金総額は逐年増加しており、平成20年度末現在では48兆9千億円と、前年度末に比べ1兆4千億円（3.0%）増加している。

表2 公的年金受給者の年金総額の推移

(年度末現在、単位：億円)

	総数	国民年金	厚生年金保険		共済組合	福祉年金
				旧共済		
平成16年度	442,774	143,156	236,195	12,824	63,233	190
17	455,700	150,681	240,934	12,190	63,947	138
18	465,443	158,168	242,932	11,528	64,245	98
19	474,395	165,637	244,254	10,971	64,436	69
20	488,658	173,646	249,461	10,408	65,504	47

- 注1. 新法船員保険の職務上を除く。  
 2. 共済組合の数値には、職域加算部分を含む。

## II. 厚生年金保険

### (1) 適用状況

- 平成20年度末現在の適用事業所数は174万事業所であり、前年度末に比べて2万4千事業所（1.4%）増加している。
- 被保険者数は、平成20年度末現在で3,444万人となっており、前年度末に比べて13万人（0.4%）減少している。男女別にみると、男子は2,238万人（対前年度末比17万人、0.7%減）、女子は1,207万人（対前年度末比4万人、0.3%増）となっている。
- 標準報酬月額平均は31万3千円（うち男子35万7千円、女子23万1千円）であり、前年度末に比べて0.2%増加している。
- 標準賞与額の1回あたりの平均は、平成20年度で45万6千円（うち男子53万1千円、女子30万円）であり、前年度に比べて0.9%減少している。
- 育児休業期間中の保険料免除者数は、平成20年度末現在で14万5千人であり、前年度末に比べ1万6千人（12.5%）増加している。

表3 厚生年金保険の適用状況の推移

		事業所数 (万か所)	被保険者数(万人)			(年度末現在) 育児休業 保険料免除者 (人)
			総数	男子	女子	
	平成16年度	163	3,249	2,150	1,099	78,208
	17	165	3,302	2,174	1,128	96,941
	18	168	3,379	2,214	1,166	111,159
	19	172	3,457	2,254	1,203	128,678
	20	174	3,444	2,238	1,207	144,790
伸び率 (%)	平成16年度	0.5	1.2	0.6	2.2	8.7
	17	1.0	1.6	1.1	2.7	24.0
	18	2.0	2.3	1.8	3.3	14.7
	19	2.0	2.3	1.8	3.2	15.8
	20	1.4	△ 0.4	△ 0.7	0.3	12.5

		(年度末現在) 標準報酬月額の平均(円)			(年度累計) 標準賞与額1回あたりの平均(円)		
		総数	男子	女子	総数	男子	女子
	平成16年度	313,679	358,607	225,663	447,714	521,699	291,887
	17	313,204	358,118	226,582	452,344	527,440	294,570
	18	312,703	357,549	227,439	458,369	534,397	298,763
	19	312,258	356,597	229,030	459,726	536,192	300,677
	20	312,813	356,898	230,952	455,546	531,087	300,351
伸び率 (%)	平成16年度	△ 0.1	△ 0.1	0.6	△ 0.1	0.1	△ 0.7
	17	△ 0.2	△ 0.1	0.4	1.0	1.1	0.9
	18	△ 0.2	△ 0.2	0.4	1.3	1.3	1.4
	19	△ 0.1	△ 0.3	0.7	0.3	0.3	0.6
	20	0.2	0.1	0.8	△ 0.9	△ 1.0	△ 0.1

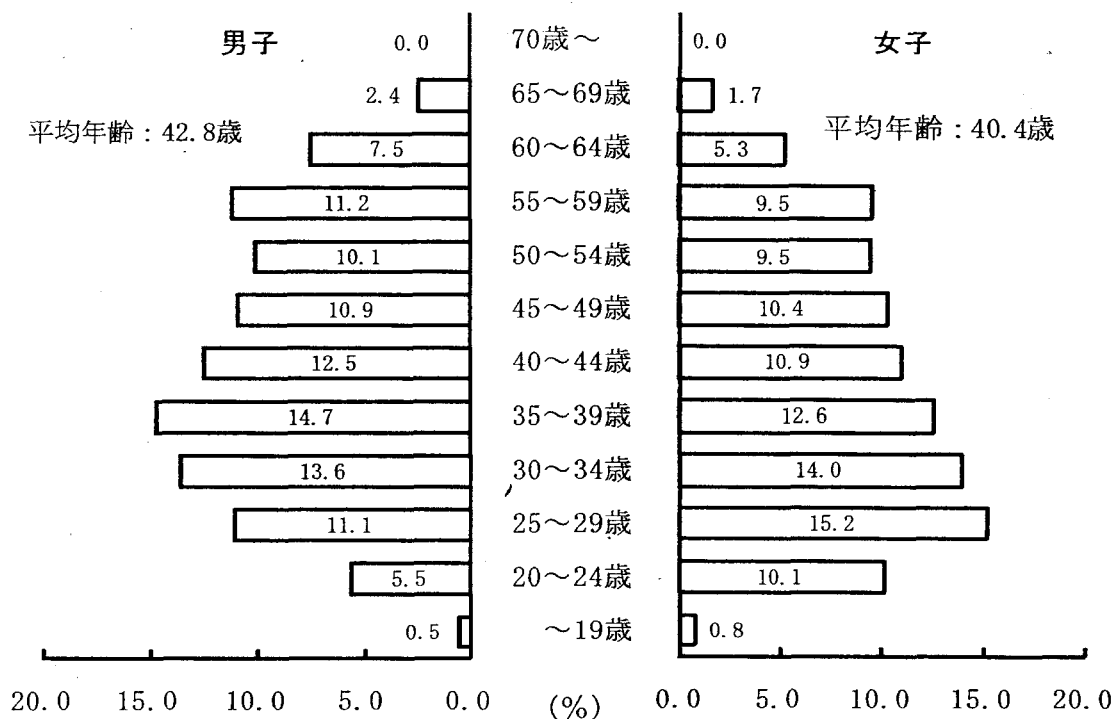
注1. 事業所数には船舶所有者を含む。

2. 男子には船員・坑内員を含む。



○ 平成20年度末現在の被保険者の年齢構成をみると、男子は35～39歳階級の割合が最も高く、女子は25～29歳階級の割合が最も高い。

図3 厚生年金保険被保険者の年齢構成



(2) 給付状況

○ 平成20年度末における厚生年金保険の受給者数は、前年度末に比べ146万人 (5.8%) 増加し、2,668万人となっている。うち、老齢年金の受給者数は1,229万人である。

表4 厚生年金保険受給者数の推移

(年度末現在、単位：万人)

	総数	老齢	通算老齢	障害	遺族給付
平成16年度	2,233	1,049	749	35	400
17	2,316	1,085	781	35	414
18	2,404	1,123	817	36	428
19	2,523	1,172	873	36	441
20	2,668	1,229	948	36	455

注1. 遺族給付には、通算遺族年金を含む。

注2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢」に、それ以外のものは「通算老齢」に計上している。新法退職共済年金についても同様。以下の表についても同じ。

- 受給者の平均年金月額をみると、平成20年度末現在では老齢年金で15万9千円となっている。

表5 厚生年金保険受給者平均年金月額の推移

(年度末現在、単位：円)

	老 齢	基礎		通算老齢	障 害	遺 族
		基礎または 定額あり	基礎及び 定額なし			
平成16年度	167,529	172,501	98,286	56,401	106,024	89,998
17	167,172	171,688	97,212	57,297	106,150	89,845
18	165,211	170,853	83,521	57,277	105,475	89,276
19	161,059	168,930	83,758	56,860	105,595	89,129
20	158,806	167,062	83,672	56,710	105,703	88,874

- 注1. 遺族年金には、通算遺族年金を含まない。  
 2. 平均年金月額には、基礎年金額を含むが、旧農林共済組合に係る基礎年金額は含まない。  
 3. 60歳以上65歳未満の者に支給される特別支給の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢が、男子については平成13年度から、女子については平成18年度から段階的に引き上げられている。  
 4. 「基礎または定額あり」とは、老齢基礎年金または特別支給の老齢厚生（退職共済）年金の定額部分を受給している者をいい、「基礎及び定額なし」とは、新法のうち、上記以外（老齢基礎年金及び特別支給の老齢厚生（退職共済）年金の定額部分を受給していない者）をいう。

- 平成20年度における新規裁定の老齢年金受給権者数は92万人であり、前年度に比べ4万人（4.5%）増加している。また、そのうち被保険者期間20年以上の者は89万人であり、前年度に比べ5万人（5.7%）増加している。  
 ○ 平成20年度における新規裁定の老齢年金受給権者の平均年金月額は8万7千円であり、うち被保険者期間20年以上の者の平均年金月額は8万8千円となっている。

表6 厚生年金保険老齢年金受給権者の新規裁定状況

(単位：万人、円)

	総 数		被保険者期間20年以上	
	受給権者数	平均年金月額	受給権者数	平均年金月額
平成16年度	71.1	106,679	67.0	108,650
17	60.2	103,887	56.8	105,783
18	70.1	87,376	66.3	89,654
19	87.8	87,532	84.0	89,384
20	91.7	86,964	88.8	88,138

- 注1. 平均年金月額には、基礎年金額を含むが、旧農林共済組合に係る基礎年金額は含まない。  
 2. 60歳以上65歳未満の者に支給される特別支給の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢が、男子については平成13年度から、女子については平成18年度から段階的に引き上げられている。したがって、平成18年度以降の平均年金月額は、平成17年度以前のものとは単純に比較することはできない。

- 男子については、特別支給の老齢厚生年金における定額部分の支給年齢が平成13年度に60歳から61歳へ、平成16年度に61歳から62歳へ、平成19年度に62歳から63歳へ引き上げられた。この結果、男子の老齢年金受給権者の平均年金月額の水準には、平成16年度から平成18年度は61歳と62歳で、平成19年度からは62歳と63歳との間で違いが見られ、平成20年度においては62歳で10万5千円、63歳で18万円となっている。

表7 厚生年金保険老齢年金受給権者（男子）の状況

(年度末現在)

	受給権者数（万人）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成16年度	31.8	45.6	47.2	50.2	45.6	547.9
17	26.7	41.0	49.0	48.2	50.8	576.0
18	36.9	33.4	43.8	50.3	48.7	610.1
19	45.2	48.2	34.9	45.1	50.9	640.2
20	43.8	60.1	50.0	36.3	45.8	671.9

	平均年金月額（円）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成16年度	112,521	112,134	191,358	191,733	191,364	200,580
17	111,508	109,842	186,904	190,068	190,110	199,135
18	105,733	108,556	183,176	187,979	188,546	197,007
19	102,371	104,169	109,287	184,747	186,996	195,817
20	101,234	102,047	105,095	180,203	183,619	194,533

注1. 「60歳」には60歳未満の者を含む。

2. 平均年金月額には、基礎年金額を含むが、旧農林共済組合に係る基礎年金額は含まない。

- 女子については、特別支給の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢が平成18年度に60歳から61歳に引き上げられたことにより、老齢年金受給権者の平均年金月額の水準には、平成18年度から60歳から61歳との間で違いが見られ、平成20年度においては60歳で4万6千円、61歳で9万8千円となっている。

表8 厚生年金保険老齢年金受給権者（女子）の状況

(年度末現在)

	受給権者数（万人）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成16年度	13.2	18.3	17.8	18.8	17.6	262.7
17	10.6	16.5	18.8	18.2	19.1	277.3
18	14.0	13.1	17.0	19.2	18.5	293.5
19	17.6	18.7	13.4	17.3	19.5	308.5
20	17.2	23.6	19.3	13.7	17.6	324.2

	平均年金月額（円）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成16年度	103,410	103,444	100,561	98,367	96,929	113,060
17	102,133	101,809	100,260	97,945	96,413	112,738
18	44,016	100,439	98,506	97,128	95,650	112,033
19	44,455	95,271	97,666	95,987	94,997	111,888
20	45,578	97,961	95,471	95,043	93,837	111,760

注1. 「60歳」には60歳未満の者を含む。

2. 平均年金月額には、基礎年金額を含むが、旧農林共済組合に係る基礎年金額は含まない。

- 平成 20 年度末現在の在職者の老齢給付（老齢年金及び通算老齢年金）の受給権者数は 256 万人となっており、前年度末に比べ 32 万人（14.2%）の増加となっている。

表 9 在職者にかかる厚生年金保険老齢給付の状況

（年度末現在、単位：万人）

	受給権者数			受給者数		
	総数	男子	女子	総数	男子	女子
平成16年度	169.7 (55.7) [35.5]	124.3 (40.5) [25.9]	45.4 (15.2) [9.6]	131.8 (54.1) [34.4]	93.4 (40.3) [25.7]	38.4 (13.7) [8.7]
17	174.6 (55.7) [47.4]	128.0 (40.5) [34.5]	46.5 (15.2) [12.9]	139.5 (54.1) [46.0]	99.7 (40.3) [34.3]	39.8 (13.7) [11.7]
18	189.9 (60.9)	139.2 (44.2)	50.7 (16.6)	150.1 (59.1)	107.2 (44.0)	42.8 (15.1)
19	223.8 (72.0)	163.5 (52.1)	60.4 (19.8)	172.7 (70.2)	121.6 (51.9)	51.1 (18.4)
20	255.6 (83.2)	185.3 (60.1)	70.3 (23.1)	197.6 (81.6)	137.6 (59.8)	60.1 (21.8)

注 1. 在職者とは、①厚生年金保険の被保険者

②適用事業所に使用される 70 歳以上の者

である老齢年金給付の受給権者及び受給者である。

2. ( ) 内の数値は、60 歳台後半の老齢厚生年金受給権者数及び受給者数（旧共済を除く。）であり、[ ] 内の数値は、( ) 内のうち高在老方式による在職支給停止の適用対象者（昭和 12 年 4 月 2 日以降生まれの者。全額支給の者を含む。）である。平成 18 年度以降においては 60 歳台後半の老齢厚生年金受給権者及び受給者はすべて高在老方式による在職支給停止の適用対象者に該当するため、( ) のみ表示している。なお、平成 19 年度から 70 歳以上の者（昭和 12 年 4 月 2 日以降生まれの者に限る。）を含む。

### (3) 収支状況

- 平成20年度決算における厚生年金保険の収支状況は、基礎年金交付金等を控除した実質的な収入が30兆9千億円、実質的な支出が34兆円となっており、収支差引残は3兆円の不足となっている。

表 10 厚生年金保険の実質的な収支状況

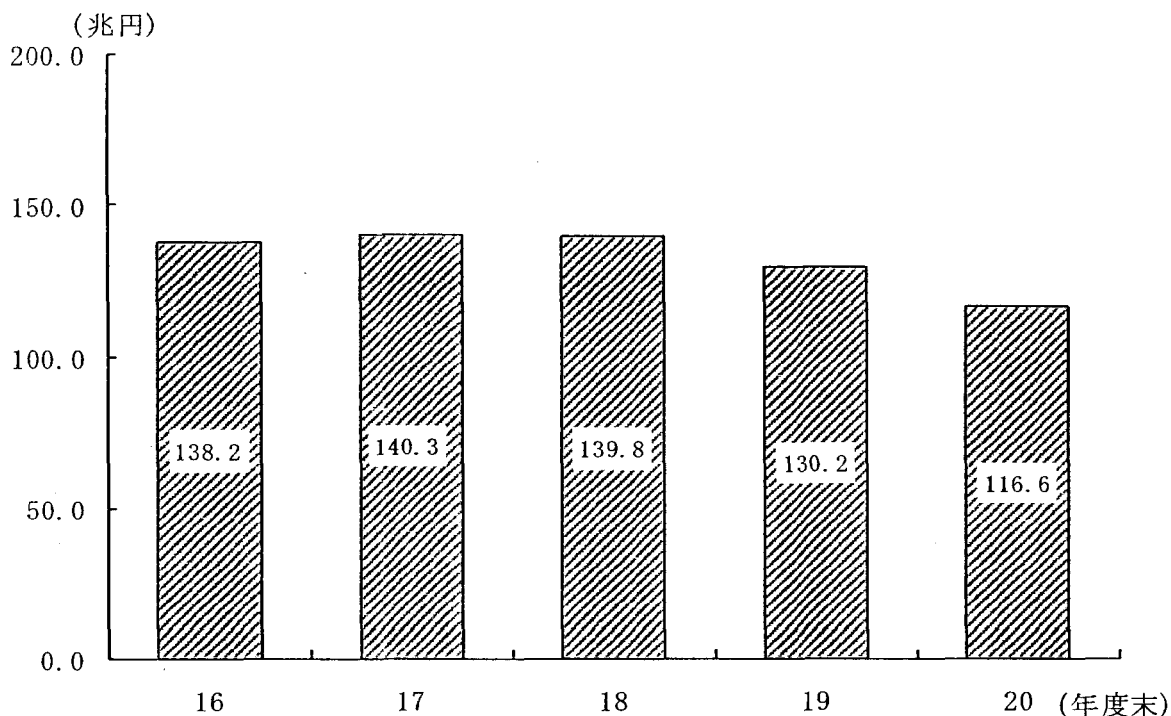
（単位：億円）

	収入合計 (実質)			支出合計 (実質)		収支差引残
	保険料収入	国庫負担				
平成16年度	194,537	42,792	309,140	306,631	2,509	
17	200,584	45,394	300,685	353,284	△ 52,598	
18	209,835	48,285	297,954	320,994	△ 23,040	
19	219,691	51,659	299,463	329,875	△ 30,412	
20	226,905	54,323	309,480	339,860	△ 30,380	

注 収入（支出）合計は、決算における収入（支出）から基礎年金交付金等を控除した額である。なお、平成 17 年度以降における収入合計は、さらに積立金からの受入を控除した額である。

○ 平成20年度末現在の厚生年金保険の積立金は116兆6千億円（時価ベース）となっている。

図4 厚生年金保険の積立金の推移（年金特別会計厚生年金勘定）（時価ベース）



注1. 年金積立金は、財政投融资改革により、平成13年4月に預託義務が廃止され、厚生労働大臣が直接年金積立金を年金資金運用基金（平成18年度より年金積立金管理運用独立行政法人。以下「運用独法」という。）に寄託して運用する仕組みとなった。

ただし、平成20年度までは、年金積立金の一部は財務省財政融資資金に引き続き預託されていた。

2. 本図における各年度の積立金の額とその前年度の積立金の額との差額は、表10の当該年度の収支差引残に、運用独法における市場運用分に係る当該年度の評価損益を加えた額となっている。

3. 財務省財政融資資金への預託分に運用独法の運用実績を合わせた積立金全体に係る運用利回りは、平成16年度2.73%、平成17年度6.82%、平成18年度3.10%、平成19年度△3.54%、平成20年度△6.83%である。

（出所：「平成20年度 年金積立金運用報告書」）

### Ⅲ. 国民年金

#### (1) 適用状況 (第1号被保険者及び第3号被保険者)

- 平成20年度末現在の第1号被保険者数(任意加入被保険者を含む。)は2,001万人となっており、前年度末に比べて35万人(1.7%)減少している。男女別にみると、男子は1,017万人(対前年度末比12万人、1.2%減)、女子は984万人(対前年度末比23万人、2.2%減)となっている。
- 平成20年度末現在の第3号被保険者数は1,044万人となっており、前年度末に比べて19万人(1.8%)減少している。男女別にみると、男子は10万人(対前年度末比0.4万人、3.6%増)、女子は1,033万人(対前年度末比20万人、1.9%減)となっている。

表11 国民年金被保険者数の推移

(年度末現在、単位：万人)

	第1号被保険者							第3号被保険者		
	総数	男子	女子	任意加入被保険者				総数	男子	女子
				総数	60歳未満	60～64歳	65歳以上			
平成16年度	2,217	1,113	1,104	34	5	28	1	1,099	9	1,091
17	2,190	1,101	1,089	33	5	27	1	1,092	10	1,083
18	2,123	1,070	1,053	32	5	26	1	1,079	10	1,069
19	2,035	1,029	1,006	34	5	28	1	1,063	10	1,053
20	2,001	1,017	984	35	5	28	1	1,044	10	1,033

- 平成20年度末の保険料全額免除者数は521万人となっている。全額免除割合は26.5%と、前年度末に比べて0.6ポイント上昇している。
- 平成20年度末の申請一部免除者数は52万人となっている。申請一部免除割合は2.6%と、前年度末に比べて0.0ポイント低下している。

表12 国民年金保険料全額免除被保険者・一部免除被保険者数の推移

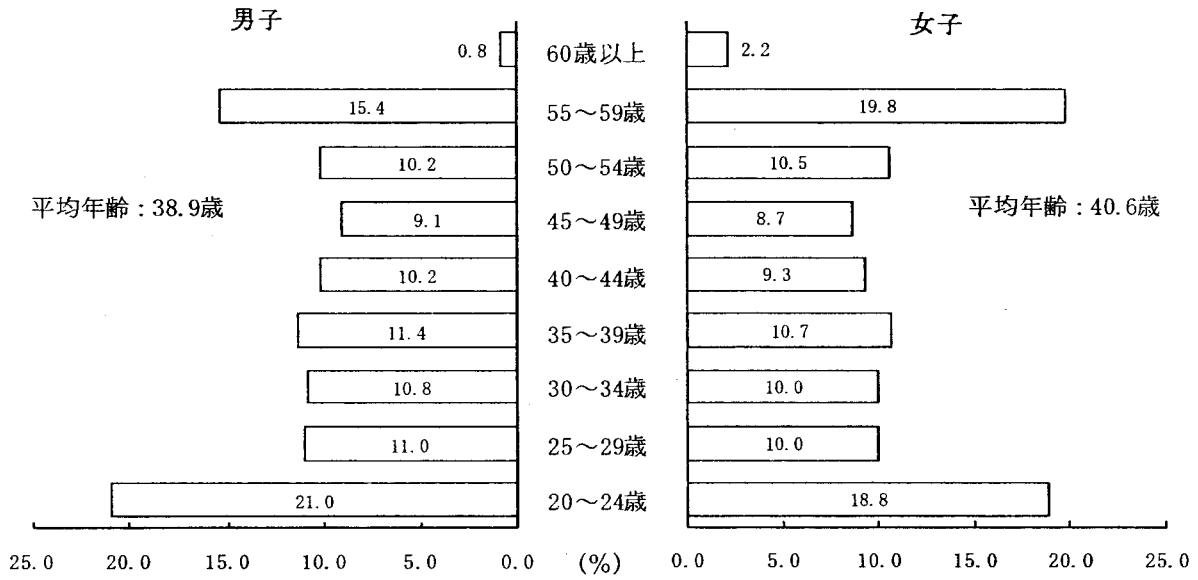
(年度末現在、単位：万人、%)

	全額免除者数(万人)						申請一部免除者数(万人)				
	合計		法定免除	申請免除(全額)	学生納付特例	若年者納付猶予	合計		3/4免除	半額免除	1/4免除
	人数	割合					人数	割合			
平成16年度	458	(21.0)	109	176	173	41	(1.9)	41			
17	538	(24.9)	113	216	176	53	(2.5)	53			
18	528	(25.3)	114	207	170	56	(2.7)	26	21	8	
19	517	(25.8)	113	202	166	54	(2.7)	27	19	8	
20	521	(26.5)	114	204	165	52	(2.6)	27	17	8	

注 「全額免除割合」及び「申請一部免除割合」は、国民年金第1号被保険者(任意加入被保険者を除く。)に占める割合(%)である。

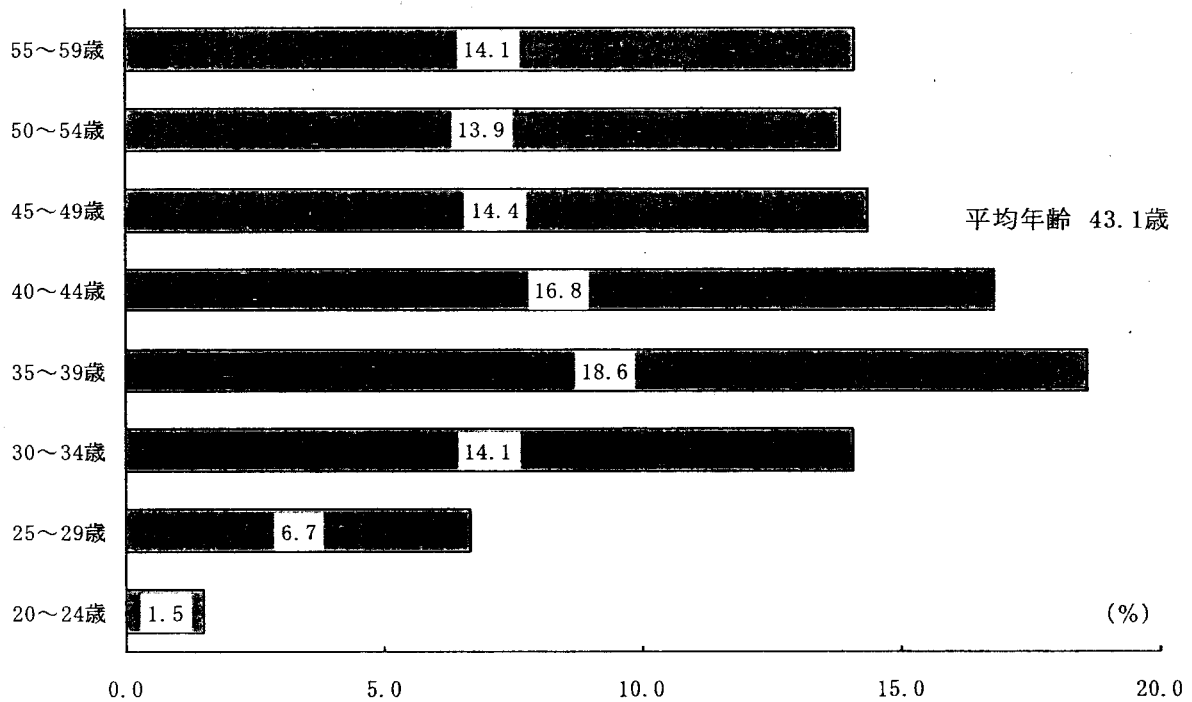
○ 平成20年度末現在の国民年金被保険者の年齢構成をみると、第1号被保険者（任意加入被保険者を含む。）では、男子・女子ともに20～24歳及び55～59歳階級の割合が高くなっている。また、第3号被保険者では、35～39歳階級の割合が最も高い。

図5 国民年金第1号被保険者の年齢構成



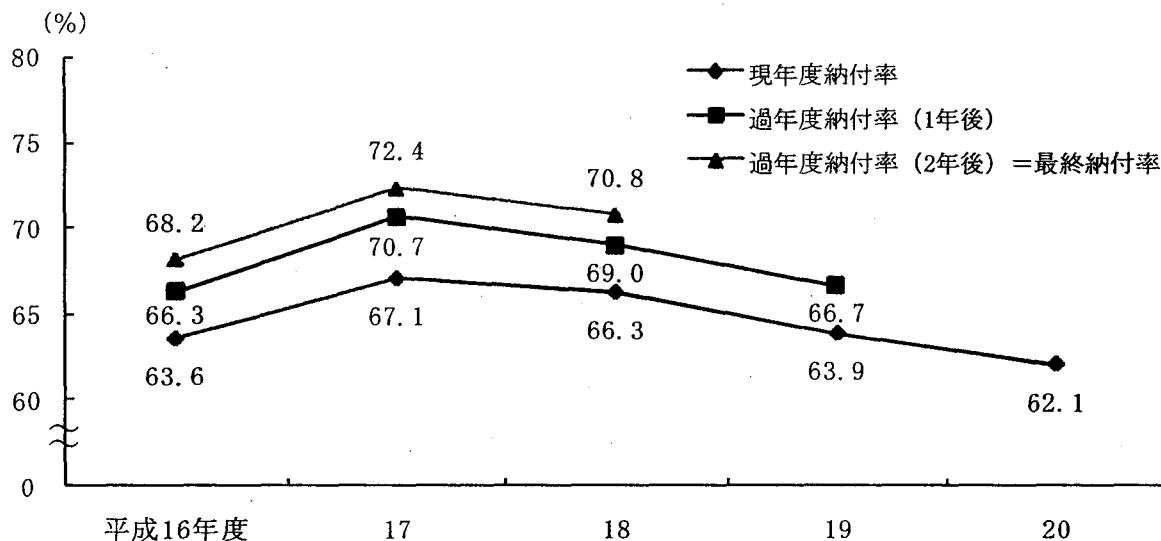
注 「国民年金第1号被保険者」には、任意加入被保険者を含む。

図6 国民年金第3号被保険者の年齢構成



- 平成20年度における現年度納付率は62.1%であり、前年度比1.9ポイントの低下となっている。また、平成18年度分について、平成20年度までに過年度分として納付された最終納付率は70.8%となっている。

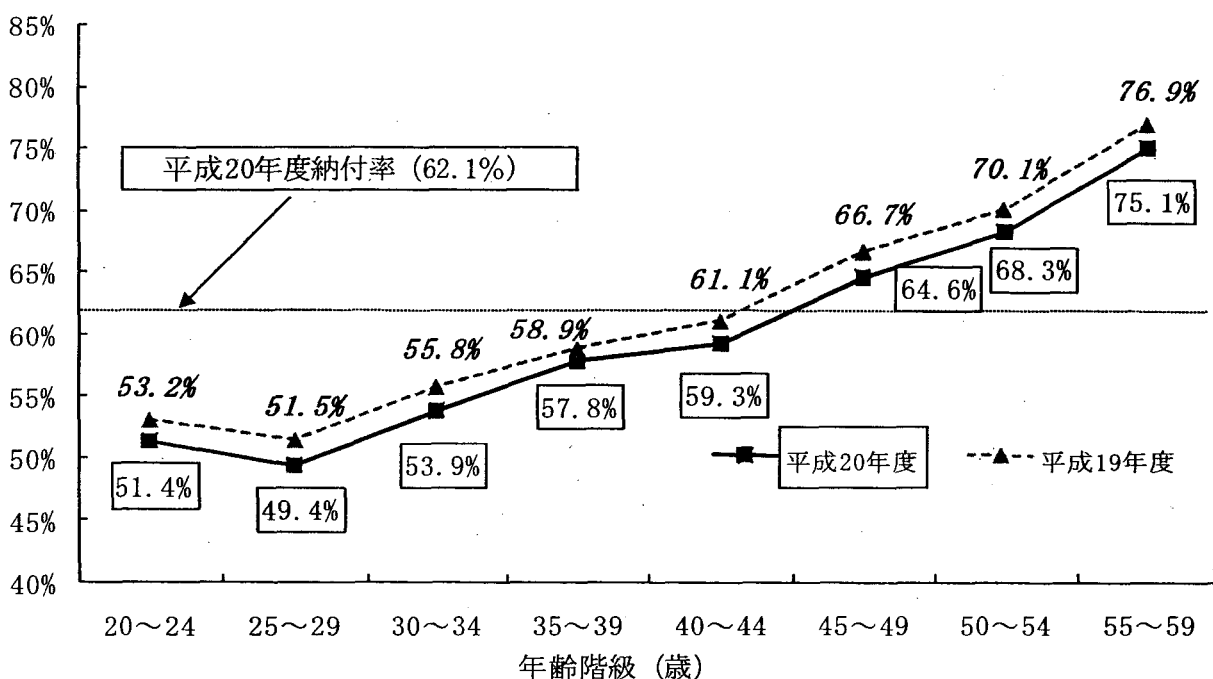
図7 国民年金納付率の推移



- 注1. 各年度における「現年度納付率」とは当該年度中に納付された当該年度分保険料の納付率である。
- 注2. 保険料は過去2年分の納付が可能であり(過年度納付)、各年度における「過年度納付率(1年後)」とは翌年度までに、同じく「過年度納付率(2年後)」とは翌々年度までに納付された当該年度分保険料の納付率である。

- 年齢階級別(20歳~59歳)に平成20年度の納付率を平成19年度と比較すると、全ての年齢階級において納付率が低下している。

図8 国民年金納付率の年齢階級別状況





## (2) 給付状況

- 国民年金受給者数は年金制度の成熟を反映して着実に増加しており、平成20年度末は前年度末に比べ102万人（3.9%）増加し、2,695万人となっている。そのうち、基礎のみ・旧国年の受給者数は、1,151万人となっている。

注 「国民年金受給者」とは、旧法国民年金の受給者と新法基礎年金の受給者の合計であり、基礎年金受給者には被用者年金を上乗せして受給している者を含む。

表 13 国民年金受給者数の推移

(年度末現在、単位：万人)

	総数	老 齢	通算老齢	障 害	遺 族
平成16年度	2,300 (1,204)	1,982 (910)	155 (155)	149 (133)	14 (6)
17	2,395 (1,195)	2,083 (908)	147 (147)	152 (135)	13 (6)
18	2,497 (1,187)	2,186 (903)	139 (139)	158 (140)	13 (5)
19	2,593 (1,174)	2,287 (895)	131 (131)	161 (142)	13 (5)
20	2,695 (1,151)	2,393 (876)	125 (125)	165 (144)	12 (5)

注 ( )内は、基礎のみ・旧国年の受給者について再掲したものである。ここで「基礎のみ」とは、厚生年金保険（旧共済組合を除く。）の受給権を有しない基礎年金受給者をいう。

- 国民年金の老齢年金の平均年金月額は逐年増加しており、平成20年度末現在で5万4千円となっている。基礎のみ・旧国年の受給者については4万9千円となっている。また、平成20年度新規裁定者は、4万9千円となっている。

表 14 国民年金受給者の平均年金月額の推移

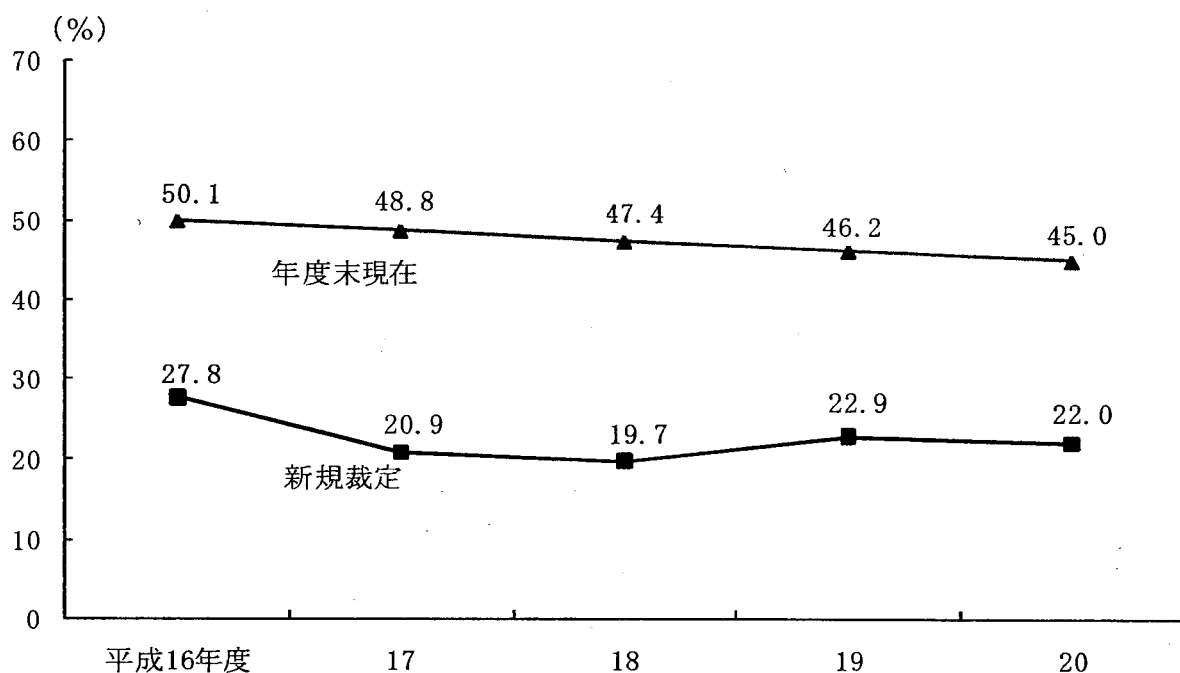
(年度末現在、単位：円)

	老 齢		通算老齢	障 害	遺 族
		新規裁定			
平成16年度	52,565 (46,638)	53,080 (53,591)	18,090 (18,090)	74,964 (75,152)	81,935 (69,335)
17	53,012 (47,210)	54,088 (54,731)	18,186 (18,186)	74,789 (74,979)	82,299 (69,904)
18	53,249 (47,587)	52,914 (53,796)	18,232 (18,232)	74,400 (74,618)	82,232 (69,866)
19	53,602 (48,057)	48,586 (53,156)	18,325 (18,325)	74,282 (74,509)	81,844 (69,210)
20	53,992 (48,507)	48,922 (53,469)	18,275 (18,275)	74,172 (74,409)	81,675 (68,817)

注 ( )内は、基礎のみ・旧国年の受給者について再掲したものである。ここで「基礎のみ」とは、厚生年金保険（旧共済組合を除く。）の受給権を有しない基礎年金受給者をいう。

- 老齢年金の繰上げ受給率は、平成20年度末現在では45.0%、平成20年度新規裁定者では22.0%となっている。

図9 国民年金老齢年金の繰上げ受給率の推移



注 繰上げ受給率は、基礎のみ・旧国年（5年年金を除く。）の受給権者を対象として算出している。ここで「基礎のみ」とは、厚生年金保険（旧共済組合を除く。）の受給権を有しない基礎年金受給権者をいう。

### (3) 収支状況

- 平成20年度決算における国民年金の収支状況は、基礎年金交付金等を控除した実質的な収入が3兆8千億円、実質的な支出が4兆3千億円となっており、その収支差引残は約5,800億円の不足となっている。

表15 国民年金の実質的な収支状況

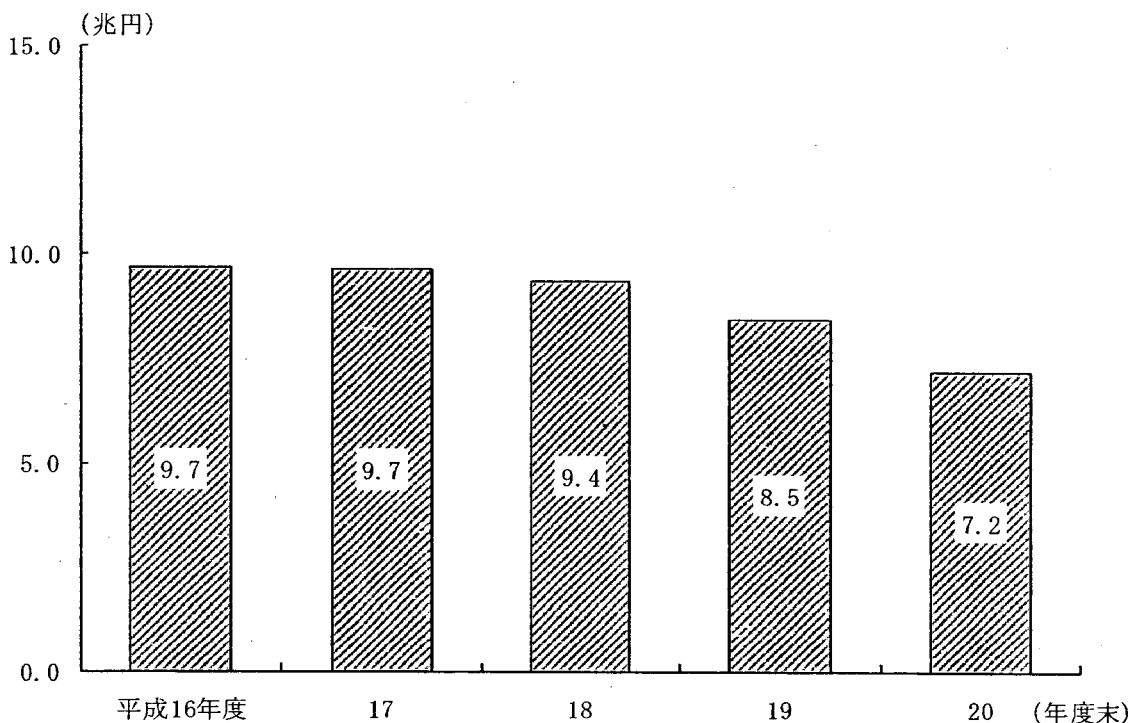
(単位：億円)

	収入合計 (実質)		支出合計 (実質)		収支差引残
		保険料収入	国庫負担		
平成16年度	35,633	19,354	15,219	37,253	△ 1,620
17	37,873	19,480	17,020	43,350	△ 5,478
18	39,228	19,038	17,971	43,082	△ 3,853
19	38,466	18,582	18,436	43,435	△ 4,968
20	37,545	17,470	18,558	43,317	△ 5,772

注 収入(支出)合計は、決算における収入(支出)から基礎年金交付金等を控除した額である。なお、平成17年度以降における収入合計は、さらに積立金からの受入を控除した額である。

○ 平成20年度末現在の国民年金の積立金は7兆2千億円（時価ベース）となっている。

図10 国民年金の積立金の推移（年金特別会計国民年金勘定）（時価ベース）



注1. 年金積立金は、財政投融资改革により、平成13年4月に預託義務が廃止され、厚生労働大臣が直接年金積立金を年金資金運用基金（平成18年度より年金積立金管理運用独立行政法人。以下「運用独法」という。）に寄託して運用する仕組みとなった。

ただし、平成20年度までは、年金積立金の一部は財務省財政融資資金に引き続き預託されていた。

2. 本図における各年度の積立金の額とその前年度の積立金の額との差額は、表15の当該年度の収支差引残に、運用独法における市場運用分に係る当該年度の評価損益を加えた額となっている。

3. 財務省財政融資資金への預託分に運用独法の運用実績を合わせた積立金全体に係る運用利回りは、平成16年度2.77%、平成17年度6.88%、平成18年度3.07%、平成19年度△3.38%、平成20年度△7.29%である。

（出所：「平成20年度 年金積立金運用報告書」）

(参考資料1)

老齡年金都道府県別受給者数及び平均年金月額

(平成20年度末現在)

都道府県名	厚生年金保険		国民年金	
	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額
	人	円	人	円
全 国	12,287,381	158,806	23,928,201	53,992
北海道	487,846	150,161	1,074,672	53,691
青 森	99,276	135,104	312,179	49,381
岩 手	120,769	137,394	315,414	52,674
宮 城	198,287	152,960	445,973	51,758
秋 田	104,821	134,981	286,845	51,292
山 形	119,883	135,530	291,538	52,445
福 島	193,997	140,492	438,443	52,105
茨 城	250,377	158,266	565,907	51,750
栃 木	177,186	151,927	387,954	51,982
群 馬	194,090	151,278	406,511	53,630
埼 玉	635,466	170,015	1,184,304	53,055
千 葉	551,231	174,946	1,066,901	53,465
東 京	1,034,002	175,329	2,061,270	53,858
神 奈 川	835,707	182,152	1,430,884	54,518
新 潟	273,869	142,946	531,022	54,304
富 山	149,770	148,526	237,239	57,290
石 川	132,362	146,730	224,199	56,517
福 井	103,194	142,311	166,200	56,430
山 梨	71,602	148,034	186,769	51,550
長 野	264,694	145,355	478,525	56,118
岐 阜	218,872	153,822	423,164	55,603
静 岡	436,329	155,450	747,219	55,385
愛 知	719,819	166,444	1,225,841	54,928
重 慶	203,928	155,487	374,630	56,248
滋 賀	140,945	160,944	246,750	55,200
京 都	258,116	161,412	491,060	53,674
大 阪	848,562	165,434	1,510,903	52,897
兵 庫	579,444	169,583	1,028,421	54,421
奈 良	132,761	173,895	277,198	53,138
和 歌 山	97,276	153,730	233,264	51,357
鳥 取	69,805	135,290	126,373	56,175
島 根	91,134	136,066	173,466	56,403
岡 山	243,809	147,990	393,983	57,709
広 島	339,082	155,611	536,261	56,955
山 口	187,483	155,500	326,913	56,840
徳 島	84,376	134,875	171,738	52,931
香 川	123,901	146,022	208,511	57,888
愛 媛	156,086	143,710	316,610	54,356
高 知	82,054	136,930	179,746	53,091
福 岡	489,236	153,633	867,396	53,912
佐 賀	79,434	138,647	175,472	55,512
長 崎	128,408	148,791	304,022	52,494
熊 本	155,512	136,971	388,913	53,723
大 分	116,899	140,388	261,200	52,733
宮 崎	101,912	131,879	242,041	55,082
鹿 児 島	141,798	136,748	378,939	54,256
沖 縄	55,713	139,710	211,956	52,720
その他	6,258	153,842	13,462	30,111

注1. 厚生年金保険の平均年金月額は基礎年金額を含むが、旧農林共済組合に係る基礎年金額は含まない。

2. 国民年金は旧法国民年金老齡年金受給者と新法老齡基礎年金の受給者の合計であり、老齡基礎年金受給者は被用者年金を上乗せしている者を含む。

(参考資料2)

### 年齢別 老齢年金受給権者数及び平均年金月額

(平成20年度末現在)

年 齢	厚生年金保険		国民年金	
	受給権者数	平均年金月額	受給権者数	平均年金月額
合 計	13,236,441 人	155,345 円	24,111,212 人	53,936 円
59歳以下	9,664	165,427	.	.
60	600,337	84,272	82,296	32,701
61	837,389	100,895	139,502	33,681
62	693,451	102,410	131,747	31,896
63	500,212	156,923	115,959	35,841
64	633,973	158,648	164,927	35,980
小 計	3,265,362	117,956	634,431	34,176
65	699,761	166,538	1,467,342	56,217
66	701,347	165,941	1,531,914	56,081
67	732,316	163,840	1,603,585	55,822
68	655,396	162,644	1,467,968	56,967
69	573,461	162,726	1,303,987	57,011
小 計	3,362,281	164,417	7,374,796	56,393
70	530,386	164,711	1,209,426	57,206
71	586,905	164,629	1,367,389	57,303
72	541,078	165,670	1,303,032	57,014
73	535,256	166,848	1,317,289	56,908
74	473,879	167,315	1,210,473	56,714
小 計	2,667,504	165,779	6,407,609	57,033
75	438,445	167,103	1,153,557	56,355
76	429,798	168,840	1,165,967	55,923
77	382,440	170,958	1,064,520	55,424
78	365,010	175,209	947,589	55,575
79	325,909	177,772	851,006	54,858
小 計	1,941,602	171,562	5,182,639	55,678
80	307,084	178,403	811,526	53,957
81	268,565	180,140	719,217	53,116
82	246,885	181,091	671,661	52,204
83	218,913	178,140	283,443	45,684
84	181,784	174,920	254,122	43,894
小 計	1,223,231	178,762	2,739,969	51,517
85歳以上	766,797	159,954	1,771,768	38,228

注1. 厚生年金保険の平均年金額は基礎年金額を含むが、旧農林共済組合に係る基礎年金額は含まない。

2. 国民年金は旧法国民年金老齢年金受給権者と新法老齢基礎年金の受給権者の合計であり、老齢基礎年金受給権者には被用者年金を上乗せしている者を含む。

(参考資料3)

## 厚生年金保険 男女別年金額階級別老齢年金受給権者数

(年度末現在)

年金額	平成20年度			平成19年度		
	合計	男子	女子	合計	男子	女子
合計	人 13,236,441	人 9,079,675	人 4,156,766	人 12,596,104	人 8,645,642	人 3,950,462
万円以上 万円未満						
～ 12	94	36	58	59	24	35
12～ 24	9,445	581	8,864	12,261	491	11,770
24～ 36	54,221	7,404	46,817	56,583	6,130	50,453
36～ 48	80,341	35,009	45,332	74,615	28,153	46,462
48～ 60	107,323	65,621	41,702	91,920	52,013	39,907
60～ 72	201,107	90,573	110,534	173,391	71,275	102,116
72～ 84	310,117	121,977	188,140	270,504	96,682	173,822
84～ 96	533,090	160,513	372,577	482,895	128,797	354,098
96～ 108	807,916	206,475	601,441	751,101	172,137	578,964
108～ 120	883,906	258,308	625,598	814,434	223,706	590,728
120～ 132	882,904	322,134	560,770	816,450	286,585	529,865
132～ 144	805,472	382,838	422,634	748,253	350,321	397,932
144～ 156	725,988	423,843	302,145	679,077	395,023	284,054
156～ 168	645,040	430,780	214,260	609,440	407,938	201,502
168～ 180	571,593	413,074	158,519	543,641	395,089	148,552
180～ 192	534,835	417,184	117,651	507,531	396,837	110,694
192～ 204	545,900	456,835	89,065	516,013	431,746	84,267
204～ 216	577,506	510,166	67,340	543,241	478,774	64,467
216～ 228	615,750	565,221	50,529	580,111	531,054	49,057
228～ 240	647,084	608,654	38,430	613,248	575,560	37,688
240～ 252	666,722	637,436	29,286	638,527	609,523	29,004
252～ 264	660,221	638,472	21,749	641,370	619,766	21,604
264～ 276	615,695	599,757	15,938	609,532	593,552	15,980
276～ 288	534,409	523,090	11,319	543,509	532,109	11,400
288～ 300	412,177	404,781	7,396	429,626	422,245	7,381
300～ 312	288,051	283,520	4,531	302,467	297,922	4,545
312～ 324	198,475	196,374	2,101	207,949	205,859	2,090
324～ 336	133,403	132,475	928	140,347	139,423	924
336～ 348	84,539	84,123	416	89,392	88,976	416
348～ 360	46,915	46,703	212	49,800	49,585	215
360～	56,202	55,718	484	58,817	58,347	470
平均 (円)	1,864,146	2,134,292	1,274,063	1,891,889	2,174,710	1,272,931

注 平均年金額は基礎年金額を含むが、旧農林共済組合に係る基礎年金額は含まない。

(参考資料4)

## 厚生年金保険における離婚分割の状況

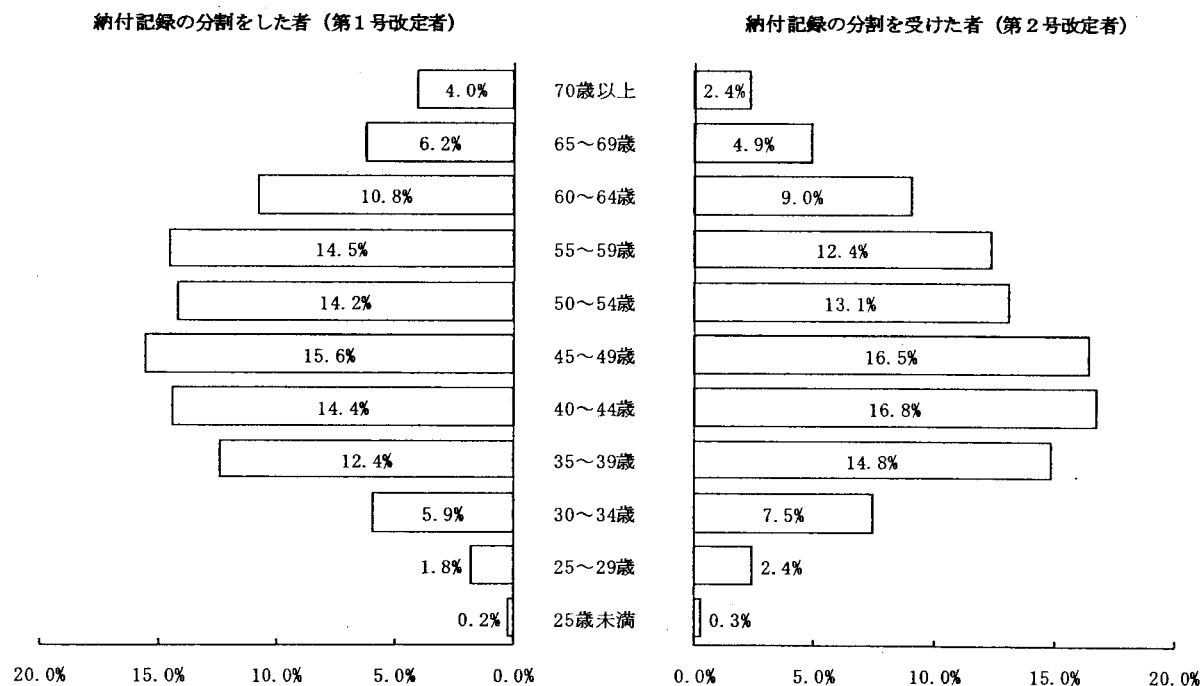
### 離婚に伴う保険料納付記録分割件数

	分割件数	(参考) 離婚数 (注)
平成19年度	8,586 件	260,063 組
平成20年度	13,072 件	256,515 組

注1. 「人口動態統計速報(平成21年3月分)」(厚生労働省大臣官房統計情報部)による。

2. 分割件数は、第3号被保険者期間についての年金分割制度に係る件数を含まない。

### 分割改定者 年齢別状況 (平成20年度)



### 分割改定者 分割対象期間別状況

分割対象期間	以上 未満	5年 ～5年	10年 ～10年	15年 ～15年	20年 ～20年	25年 ～25年	30年 ～30年	35年 ～35年	40年 ～40年	40年
平成19年度		2.7%	8.5%	12.5%	13.5%	16.4%	14.7%	13.1%	10.6%	7.8%
平成20年度		3.6%	11.6%	15.6%	15.4%	15.6%	13.6%	10.5%	8.1%	6.0%

### 分割改定者 按分割合別状況

按分割合	以上 未満	10% ~10%	20% ~20%	30% ~30%	40% ~40%	50% ~50%	50%
平成19年度		0.1%	0.2%	0.9%	2.4%	4.6%	91.9%
平成20年度		0.1%	0.1%	0.7%	2.0%	3.3%	93.8%

### 分割改定者 分割改定前後の平均年金月額状況

(単位：円)

	第1号改定者			第2号改定者		
	改定前	改定後	変動差	改定前	改定後	変動差
平成19年度	173,354	130,267	△ 43,087	42,045	82,318	40,273
平成20年度	154,757	120,049	△ 34,708	48,712	82,966	34,254

注 平均年金月額は基礎年金額を含む。



(参考資料5)

## 国民年金 都道府県別全額免除割合及び納付率

(年度末現在)

都道府県名	全 額 免 除 割 合		納 付 率	
	平成20年度	平成19年度	平成20年度	平成19年度
	%	%	%	%
全 国	26.5	25.8	62.1	63.9
北海道	33.1	32.5	60.1	62.4
青森	33.2	32.3	60.0	61.8
岩手	30.0	28.9	71.7	73.8
宮城	27.1	26.9	60.0	62.2
秋田	30.8	30.4	73.7	76.0
山形	25.7	25.1	73.7	74.9
福島	29.2	28.2	65.2	67.2
茨城	22.7	22.4	59.1	60.9
栃木	24.1	23.3	60.6	62.3
群馬	23.5	23.0	66.2	68.4
埼玉	20.0	19.1	59.0	61.0
千葉	19.9	19.5	59.4	61.2
東京都	19.3	19.1	57.7	59.2
神奈川県	19.7	19.0	60.1	62.0
新潟	26.3	25.6	74.5	76.0
富山	24.1	23.1	73.0	74.6
石川	26.4	25.0	73.2	74.5
福井	25.7	24.4	74.0	75.6
山梨	27.0	26.1	70.7	73.0
長野	23.7	23.2	71.3	74.0
岐阜	21.6	20.5	71.4	73.1
静岡県	20.2	20.0	65.6	68.1
愛知県	20.7	20.2	64.4	66.4
三重	23.7	23.2	69.1	71.0
滋賀	27.2	26.6	69.1	70.8
京都	32.9	31.7	62.8	64.8
大阪	30.0	29.2	52.8	54.4
兵庫県	31.0	30.1	61.2	62.9
奈良	31.4	30.5	65.9	67.3
和歌山	33.8	32.3	71.3	71.5
鳥取	34.3	33.5	70.2	72.9
島根	31.7	30.6	75.9	77.6
岡山	30.3	30.9	64.4	67.1
広島	28.6	27.9	65.7	67.6
山口	32.6	31.1	70.6	71.7
徳島	34.0	32.1	64.7	66.6
香川	29.7	29.0	71.0	72.7
愛媛	35.3	34.5	70.4	73.1
高知	36.0	35.7	66.7	68.3
福岡	36.9	36.1	61.2	63.2
佐賀	32.0	30.9	66.9	68.7
長崎	32.2	31.3	57.5	59.7
熊本	30.6	28.9	63.0	64.7
大分	38.0	36.1	68.2	69.2
宮崎	34.5	33.0	62.3	63.3
鹿児島	36.9	37.5	61.0	63.9
沖縄	43.0	43.3	40.2	42.8

注 「全額免除割合」とは、全額免除者（法定免除者、申請（全額）免除者、学生納付特例者及び若年納付猶予者）が第1号被保険者（任意加入被保険者を除く。）に占める割合である。

(参考資料6)

## 国民年金 男女別年金額階級別老齢年金受給権者数

(平成20年度末現在)

年金額	総数			基礎のみ・旧国年(再掲)		
	合計	男子	女子	合計	男子	女子
合計	人 24,111,212	人 10,416,135	人 13,695,077	人 8,777,593	人 2,128,033	人 6,649,560
万円以上 万円未満						
～ 12	129,751	13,080	116,671	56,302	1,575	54,727
12 ～ 24	349,876	94,336	255,540	155,187	13,456	141,731
24 ～ 36	1,184,118	243,957	940,161	715,262	86,150	629,112
36 ～ 48	3,610,045	777,369	2,832,676	2,360,577	435,052	1,925,525
48 ～ 60	3,316,304	876,712	2,439,592	1,462,355	331,331	1,131,024
60 ～ 72	4,281,512	1,570,326	2,711,186	1,424,444	319,150	1,105,294
72 ～ 84	9,977,899	6,469,485	3,508,414	2,063,995	795,220	1,268,775
84 ～	1,261,707	370,870	890,837	539,471	146,099	393,372
平均 (円)	647,231	707,580	601,331	582,262	641,778	563,215

注 「基礎のみ・旧国年(再掲)」とは、厚生年金保険(旧共済組合を除く。)の受給権を有しない老齢基礎年金受給権者及び旧法国民年金(5年年金を除く。)の受給権者をいう。

(平成19年度末現在)

年金額	総数			基礎のみ・旧国年(再掲)		
	合計	男子	女子	合計	男子	女子
合計	人 23,031,032	人 9,904,648	人 13,126,384	人 8,956,677	人 2,215,730	人 6,740,947
万円以上 万円未満						
～ 12	127,947	15,725	112,222	57,198	1,463	55,735
12 ～ 24	363,285	124,625	238,660	159,996	14,613	145,383
24 ～ 36	1,197,410	237,810	959,600	767,084	96,520	670,564
36 ～ 48	3,618,972	763,213	2,855,759	2,478,560	474,681	2,003,879
48 ～ 60	3,178,220	844,869	2,333,351	1,504,334	348,957	1,155,377
60 ～ 72	3,968,995	1,445,476	2,523,519	1,411,685	325,892	1,085,793
72 ～ 84	9,405,573	6,122,131	3,283,442	2,051,401	808,358	1,243,043
84 ～	1,170,630	350,799	819,831	526,419	145,246	381,173
平均 (円)	642,630	704,393	596,025	577,079	636,130	557,669

注 「基礎のみ・旧国年(再掲)」とは、厚生年金保険(旧共済組合を除く。)の受給権を有しない老齢基礎年金受給権者及び旧法国民年金(5年年金を除く。)の受給権者をいう。

## 平成20年国民年金被保険者実態調査結果のポイント

- ① 第1号被保険者を平成17年調査と比較すると、納付者については148万6千人の減少、1号期間滞納者については62万7千人の減少となっている。

一方、申請全額免除者、学生納付特例者、若年者納付猶予を合わせた全額免除者は、58万4千人の増加となっている。(P1 図1)

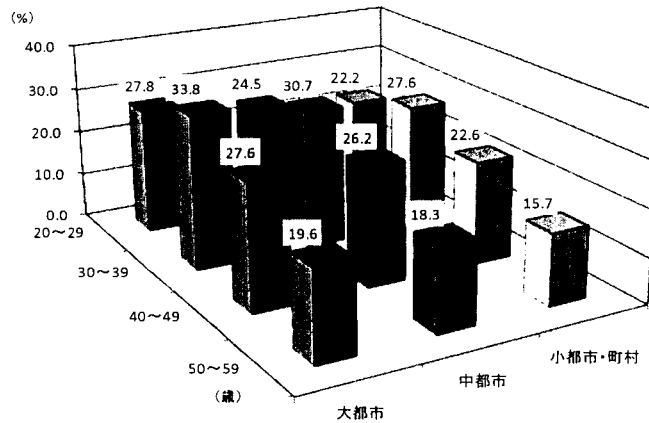
第1号被保険者の保険料納付状況別の推移 (単位：千人)

	平成14年調査	平成17年調査	平成20年調査
総数	17,923	19,845	18,316
納付者	10,974	11,351	9,865
完納者	8,851	9,288	7,945
一部納付者	2,123	2,063	1,920
1号期間滞納者	3,267	4,957	4,330
申請全額免除者	2,471	1,811	2,044
学生納付特例者	1,211	1,726	1,704
若年者納付猶予	...	...	374

注 平成14年調査の数値は調査年の4、5月に資格喪失をした者を含まない。

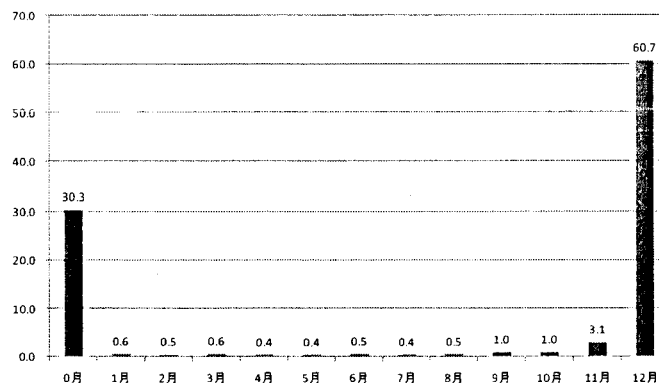
- ② 年齢階級、都市規模別に1号期間滞納者割合をみると、大都市の30～39歳において最も高くなっている。また、全ての年齢階級において都市規模が大きくなるほど1号期間滞納者割合が高くなっている。(P4 図3)

年齢階級、都市規模別1号期間滞納者割合



- ③ 平成19年度中の保険料の納付対象月数が12月の者について納付月数をみると、12月納付(全月納付)の者は60.7%となっており、一方12月未納(納付月数0月)の者は30.3%となっている。(P4 図4)

納付月数別被保険者割合



- ④ 第1号被保険者の就業状況を見ると、無職の占める割合が最も多く、次いで臨時・パートの割合が多くなっている。なお、常用雇用や臨時・パートは自営業主等に比べ1号期間滞納者の割合が高くなっている。(P 6 図5, 6)

第1号被保険者の就業状況の推移及び1号期間滞納者割合

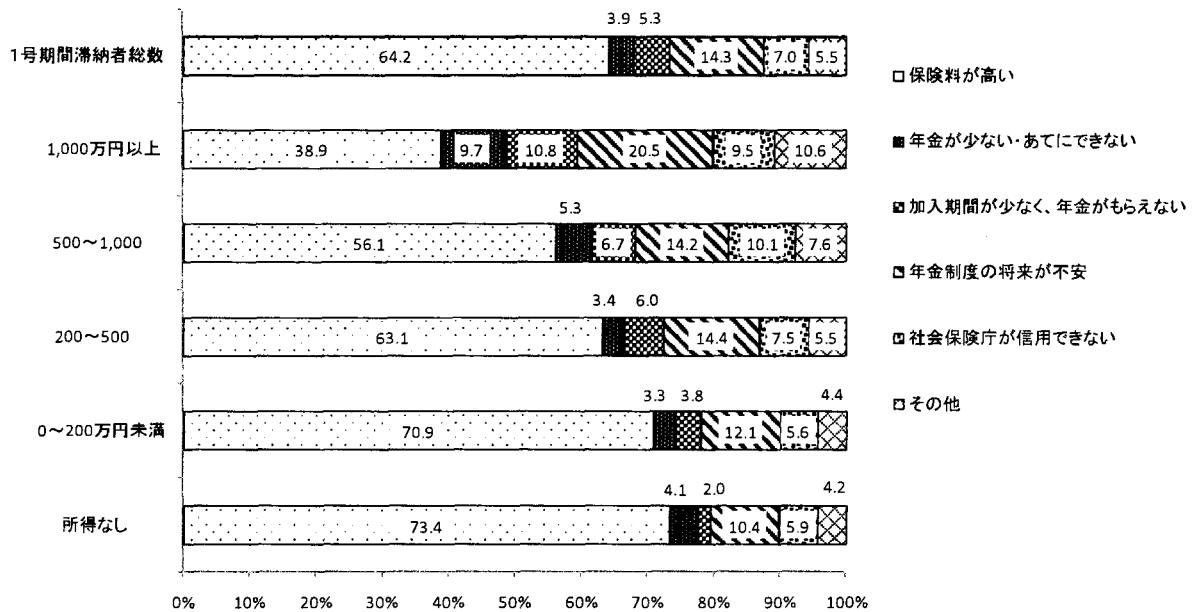
(単位: %)

	平成14年調査	平成17年調査	平成20年調査	1号期間滞納者割合 (平成20年調査)
総数	100.0	100.0	100.0	23.8
自営業主	17.8	17.7	15.9	21.0
家族従業者	10.1	10.5	10.3	17.0
常用雇用	10.6	12.1	13.3	28.0
臨時・パート	21.0	24.9	26.1	25.3
無職	34.7	31.2	30.6	23.7
不詳	5.7	3.6	3.8	29.0

注 平成17年以前については、調査年の4月又は5月に資格喪失をした者が含まれていないが、平成20年には含まれるため、推移をみる場合には注意が必要である。

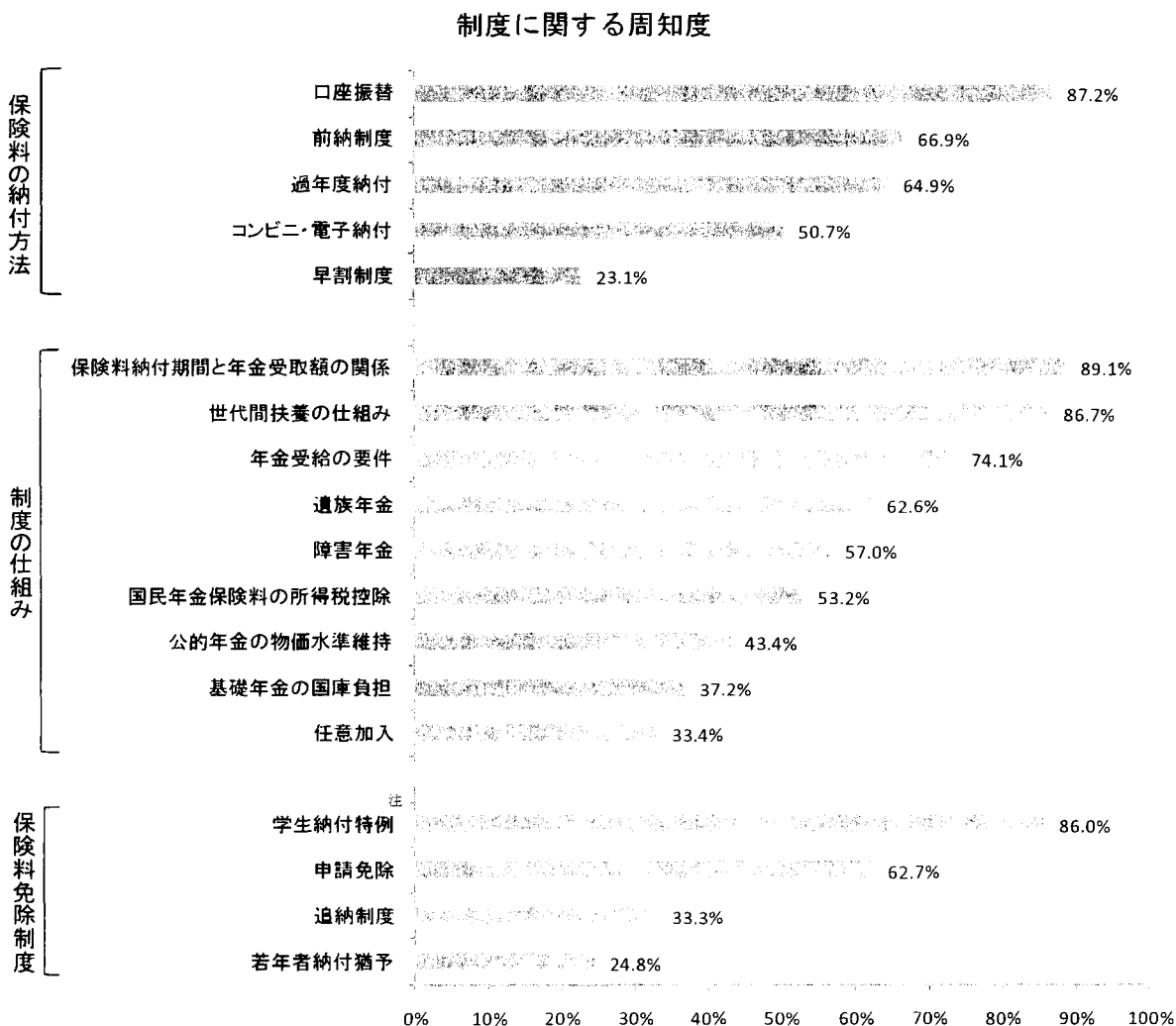
- ⑤ 1号期間滞納者について、国民年金保険料を納めていない理由として「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」と回答した者の割合を世帯の総所得金額階級別にみると、世帯の総所得金額が1,000万円以上であっても、保険料が高いと回答した者の割合が38.9%となっている。(P 25 表29、P 26 図24)

世帯の総所得金額階級別「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」と回答した者の割合(1号期間滞納者)(主要回答)



注 回答不詳以外の者に対する割合である。

⑥ 制度の周知度について知っていると感じた者の割合をみると、口座振替、保険料納付期間と年金受取額の関係、世代間扶養の仕組み及び学生納付特例については周知度が80%以上と高いのに対し、早割制度、基礎年金の国庫負担、任意加入、追納制度及び若年者納付猶予については周知度が40%以下と低い。(P20～34)



注 「学生納付特例」は学生被保険者における周知度である。

**平成 20 年国民年金被保険者実態調査  
結果の概要**

**平成 22 年 3 月**

**厚生労働省年金局**

# 平成 20 年国民年金被保険者実態調査の概要

## 1. 調査の目的

国民年金第 1 号被保険者（以下「第 1 号被保険者」という。）について、保険料の納付状況ごとに、その実態を明らかにし、被保険者の収入、被保険者の国民年金に対する意識、保険料未納の理由など今後の国民年金事業運営に必要な資料を得ることを目的とする。

## 2. 調査の種類

調査は、第 1 号被保険者に対して直接調査する「郵送調査」と、第 1 号被保険者の情報（所得、課税の状況など）について、市区町村職員が転記する「所得等調査」により構成される。

## 3. 調査の対象

### (1) 対象範囲

平成 20 年 3 月末現在で 20～59 歳であった、全国の第 1 号被保険者及びその属する世帯。ただし、以下の者を除く。

- ア 任意加入被保険者
- イ 外国人
- ウ 法定免除者
- エ 転出による住所不明者

なお、調査対象となる第 1 号被保険者は 1,831 万 6 千人である。

### (2) 調査客体数

所得等調査については、684 市区町村に約 12 万人分の調査票を送付した。

また、郵送調査については、所得等調査の調査対象となった者のうち、約 6 万人に直接調査票を送付した。

### (3) 抽出方法

層化 2 段無作為抽出によって、(2)の調査客体を選定した。

1 段： 都市規模別に市区町村を選定

2 段： 1 段目で選定した市区町村に住む第 1 号被保険者を、保険料納付状況、年齢階級別に選定

なお、各層の区分については、以下のとおり。

#### ア 都市規模（3 区分）

- ① 大都市（東京都特別区部及び政令指定都市）
- ② 中都市（①以外の人口 20 万以上の市及び県庁所在市）
- ③ 小都市・町村（①、②以外の市町村）





# 平成 20 年国民年金被保険者実態調査結果の概要

## 第 1 章 保険料納付状況の概要

### 1. 保険料納付状況別の被保険者数

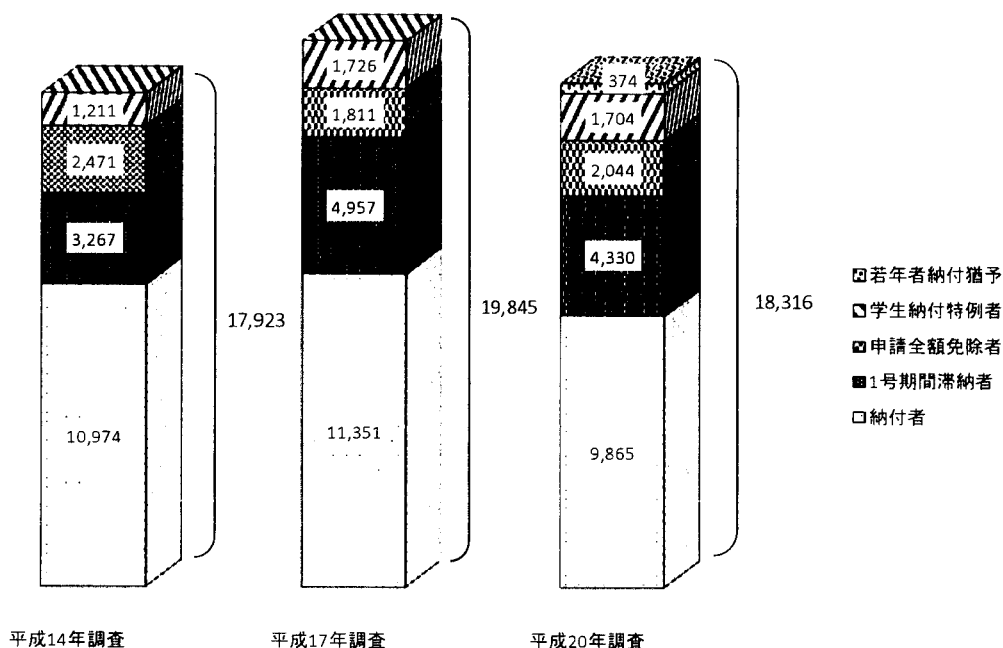
調査対象とした国民年金第 1 号被保険者 1,831 万 6 千人の保険料納付状況をみると、納付者が 986 万 5 千人（総数の 53.9%）（うち完納者が 794 万 5 千人（同 43.4%）、一部納付者が 192 万人（同 10.5%））、1 号期間滞納者が 433 万人（同 23.6%）、申請全額免除者が 204 万 4 千人（同 11.2%）、学生納付特例者が 170 万 4 千人（同 9.3%）、また、若年者納付猶予制度の導入により、若年者納付猶予の者が 37 万 4 千人（同 2.0%）となっている（表 1）。

保険料納付状況の推移を平成 17 年調査と比較すると、納付者については 148 万 6 千人の減少となっており、1 号期間滞納者については 62 万 7 千人の減少となっている（図 1）。

表 1 男女別保険料納付状況

	総 数	納付者			1号期間 滞 納 者	申請全額 免 除 者	学 生 納 付 特 例 者	若 年 者 納 付 猶 予
		完納者	一 部 納 付 者					
総数	18,316	9,865	7,945	1,920	4,330	2,044	1,704	374
男子	9,251	4,735	3,751	984	2,506	835	985	190
女子	9,065	5,130	4,194	936	1,823	1,209	719	184
		（単位：千人）						
総数	100.0	53.9	43.4	10.5	23.6	11.2	9.3	2.0
男子	100.0	51.2	40.5	10.6	27.1	9.0	10.6	2.1
女子	100.0	56.6	46.3	10.3	20.1	13.3	7.9	2.0
		（単位：%）						

図 1 保険料納付状況の推移（単位：千人）



注 平成 14 年調査の数値は調査年の 4 月又は 5 月に資格喪失をした者を含まない。

届出適用品・手帳送付者別に保険料納付状況をみると、届出適用品（1,464万9千人）では、納付者が60.5%、1号期間滞納者が19.7%となっているのに対し、手帳送付者（366万7千人）では、納付者が27.3%、1号期間滞納者が39.4%となっており、手帳送付者の方が1号期間滞納者の割合が高くなっている（表2）。

表2 届出適用品・手帳送付者別保険料納付状況

	総数	納付者			1号期間滞納者	申請全額免除者	学生納付特例者	若年者納付猶予
		完納者	一部納付者					
総数	18,316	9,865	7,945	1,920	4,330	2,044	1,704	374
届出適用品	14,649	8,863	7,253	1,610	2,886	1,700	1,038	162
手帳送付者	3,667	1,002	692	310	1,444	343	665	213
								(単位：千人)
総数	100.0	53.9	43.4	10.5	23.6	11.2	9.3	2.0
届出適用品	100.0	60.5	49.5	11.0	19.7	11.6	7.1	1.1
手帳送付者	100.0	27.3	18.9	8.4	39.4	9.4	18.1	5.8

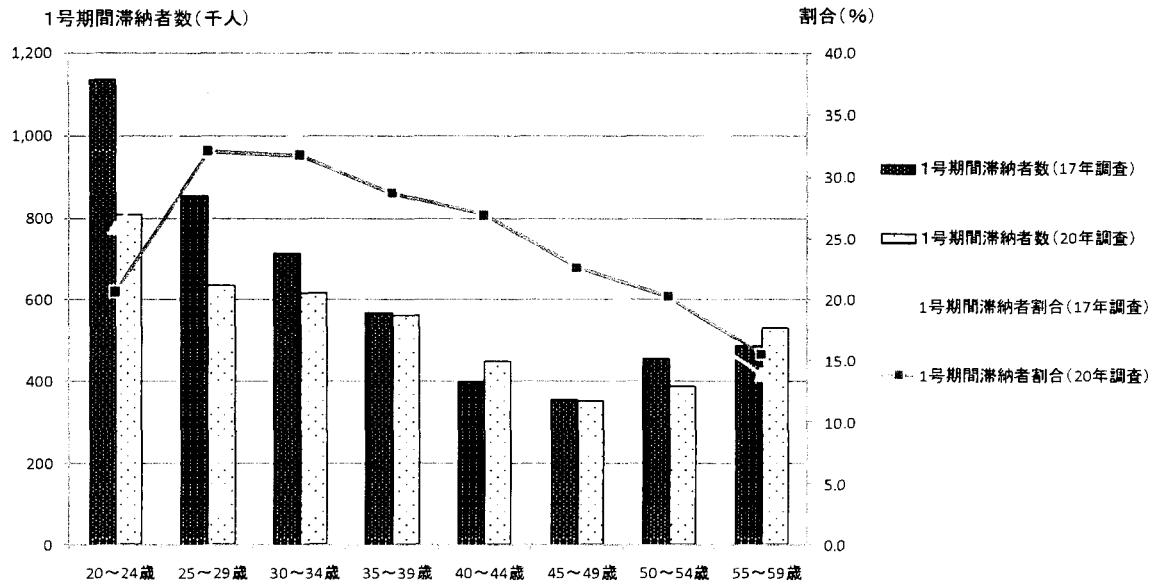
年齢階級別に保険料納付状況をみると、1号期間滞納者の割合は25～29歳で最も高く（32.1%）、これ以上の年齢階級では、年齢が上がるにつれ低くなっている（表3）。

表3 年齢階級別保険料納付状況

	総数	納付者			1号期間滞納者	申請全額免除者	学生納付特例者	若年者納付猶予
		完納者	一部納付者					
総数	18,316	9,865	7,945	1,920	4,330	2,044	1,704	374
20～24歳	3,920	1,108	871	237	809	169	1,606	229
25～29歳	1,980	914	670	244	635	206	79	146
30～34歳	1,934	1,055	794	261	614	252	12	0
35～39歳	1,953	1,103	856	248	560	286	4	0
40～44歳	1,654	961	763	198	446	246	1	0
45～49歳	1,560	989	802	187	352	219	0	0
50～54歳	1,909	1,272	1,053	219	386	251	0	0
55～59歳	3,405	2,463	2,137	326	528	415	0	0
								(単位：千人)
総数	100.0	53.9	43.4	10.5	23.6	11.2	9.3	2.0
20～24歳	100.0	28.3	22.2	6.1	20.6	4.3	41.0	5.8
25～29歳	100.0	46.2	33.8	12.3	32.1	10.4	4.0	7.4
30～34歳	100.0	54.6	41.0	13.5	31.8	13.0	0.6	0.0
35～39歳	100.0	56.5	43.8	12.7	28.7	14.6	0.2	0.0
40～44歳	100.0	58.1	46.1	11.9	26.9	14.9	0.1	0.0
45～49歳	100.0	63.4	51.4	12.0	22.6	14.0	0.0	0.0
50～54歳	100.0	66.6	55.2	11.5	20.2	13.1	0.0	0.0
55～59歳	100.0	72.3	62.8	9.6	15.5	12.2	0.0	0.0

平成17年調査と比較すると、年齢が20～39歳の階級において、1号期間滞納者数及び割合が減少している（図2）。

図2 年齢階級別1号期間滞納状況の変化



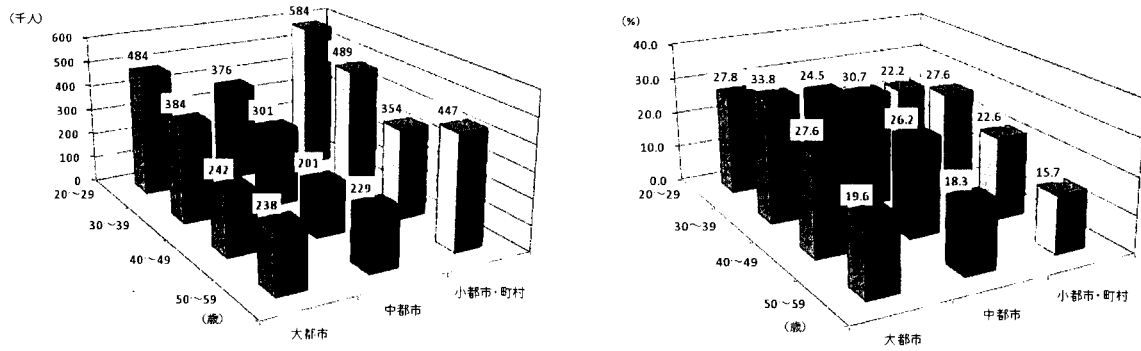
都市規模別に保険料納付状況を見ると、小都市・町村では納付者の割合が高く（56.6%）、大都市では1号期間滞納者の割合が高くなっている（27.1%）（表4）。

表4 都市規模別保険料納付状況

	総数	納付者			1号期間滞納者	申請全額免除者	学生納付特例者	若年者納付猶予
		完納者	一部納付者					
(単位：千人)								
総数	18,316	9,865	7,945	1,920	4,330	2,044	1,704	374
大都市	4,972	2,514	1,985	529	1,349	510	504	94
中都市	4,526	2,357	1,893	465	1,106	499	465	98
小都市・町村	8,818	4,993	4,067	926	1,874	1,035	734	182
(単位：%)								
総数	100.0	53.9	43.4	10.5	23.6	11.2	9.3	2.0
大都市	100.0	50.6	39.9	10.6	27.1	10.2	10.1	1.9
中都市	100.0	52.1	41.8	10.3	24.4	11.0	10.3	2.2
小都市・町村	100.0	56.6	46.1	10.5	21.3	11.7	8.3	2.1

年齢階級、都市規模別に1号期間滞納者割合をみると、大都市の30～39歳において最も高くなっている。また、全ての年齢階級において都市規模が大きくなるほど1号期間滞納者割合が高くなっている（図3）。

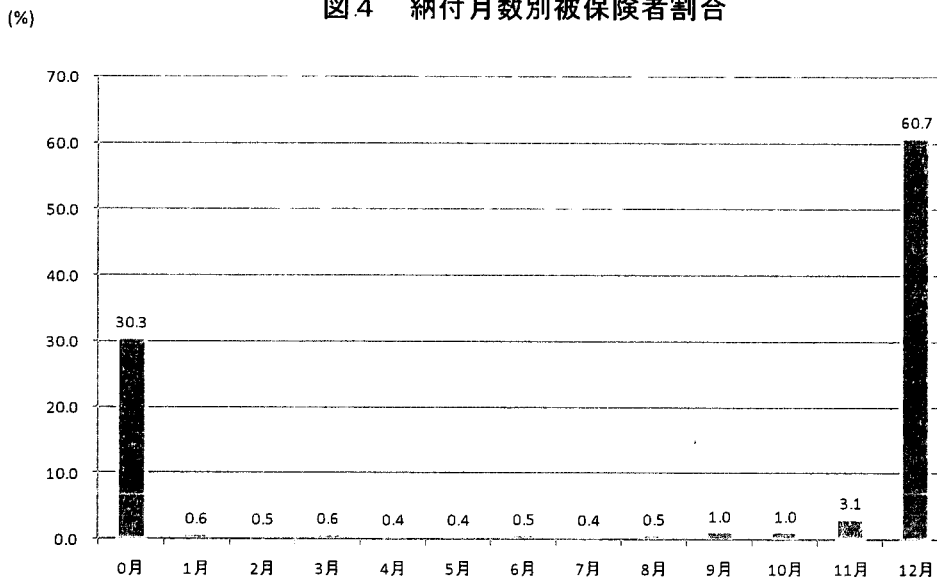
図3 年齢階級、都市規模別1号期間滞納者数及び割合



## 2. 納付月数の状況

平成19年度中の保険料の納付対象月数が12月の者について納付月数をみると、12月納付（全月納付）の者は60.7%となっており、一方12月末納（納付月数0月）の者は30.3%となっている（図4）。

図4 納付月数別被保険者割合



注 平成19年度保険料の納付対象月数が12月の者に限る。

## 第2章 就業状況

### 1. 就業状況

第1号被保険者の就業状況をみると、自営業主が15.9%、家族従業者が10.3%、常用雇用が13.3%、臨時・パートが26.1%、無職が30.6%となっている。

男女別にみると、男子では自営業主、女子では無職に次いで臨時・パートの占める割合が高くなっている（表5）。

年齢階級別にみると、若年齢層では常用雇用や臨時・パート、高年齢層では自営業主の占める割合が他の年齢層に比べ高い傾向がある（表6）。

都市規模別にみると、大都市では常用雇用や臨時・パート、小都市・町村では家族従業者の占める割合が他の都市規模に比べ高くなっている（表7）。

表5 男女・保険料納付状況別就業状況

(単位：%)

	総数	自営業主	家族従業者	常用雇用	臨時・パート	無職	不詳
総数	100.0	15.9	10.3	13.3	26.1	30.6	3.8
男子	100.0	27.0	7.1	17.0	19.0	25.5	4.5
女子	100.0	6.7	12.9	10.3	32.1	34.8	3.2
納付者	100.0	20.6	14.2	13.1	22.1	26.6	3.5
完納者	100.0	21.1	15.2	12.3	20.7	27.4	3.4
一部納付者	100.0	18.7	9.9	16.3	27.8	23.3	3.9
1号期間滞納者	100.0	14.1	7.3	15.7	27.8	30.5	4.6
申請全額免除者	100.0	10.9	5.9	6.8	32.1	39.6	4.6
学生納付特例者	100.0	1.6	0.9	17.4	37.0	41.3	1.8
若年者納付猶予	100.0	4.4	5.0	10.7	34.9	40.6	4.4

表6 年齢階級別就業状況

(単位：%)

	総数	自営業主	家族従業者	常用雇用	臨時・パート	無職	不詳
総数	100.0	15.9	10.3	13.3	26.1	30.6	3.8
20～24歳	100.0	2.7	2.4	19.0	35.8	37.1	2.9
25～29歳	100.0	7.4	8.3	20.1	31.0	29.3	3.8
30～34歳	100.0	12.5	10.7	14.6	26.5	32.2	3.5
35～39歳	100.0	19.8	12.5	13.3	23.9	26.1	4.3
40～44歳	100.0	21.5	16.3	10.7	22.8	24.8	3.9
45～49歳	100.0	25.9	12.9	13.6	20.7	23.5	3.4
50～54歳	100.0	26.0	13.9	9.4	21.5	25.4	3.7
55～59歳	100.0	21.6	12.0	4.2	20.0	37.2	4.9

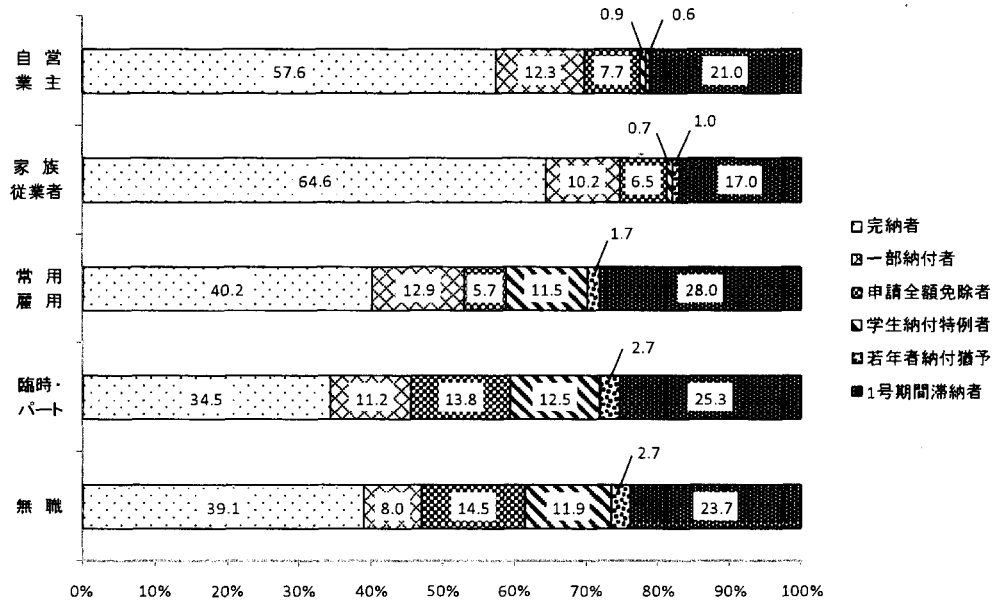
表7 都市規模別就業状況

(単位：%)

	総数	自営業主	家族従業者	常用雇用	臨時・パート	無職	不詳
総数	100.0	15.9	10.3	13.3	26.1	30.6	3.8
大都市	100.0	16.1	8.2	14.9	27.5	30.0	3.3
中都市	100.0	15.6	9.6	12.8	26.6	31.5	4.0
小都市・町村	100.0	16.2	12.8	12.4	24.5	30.2	4.0

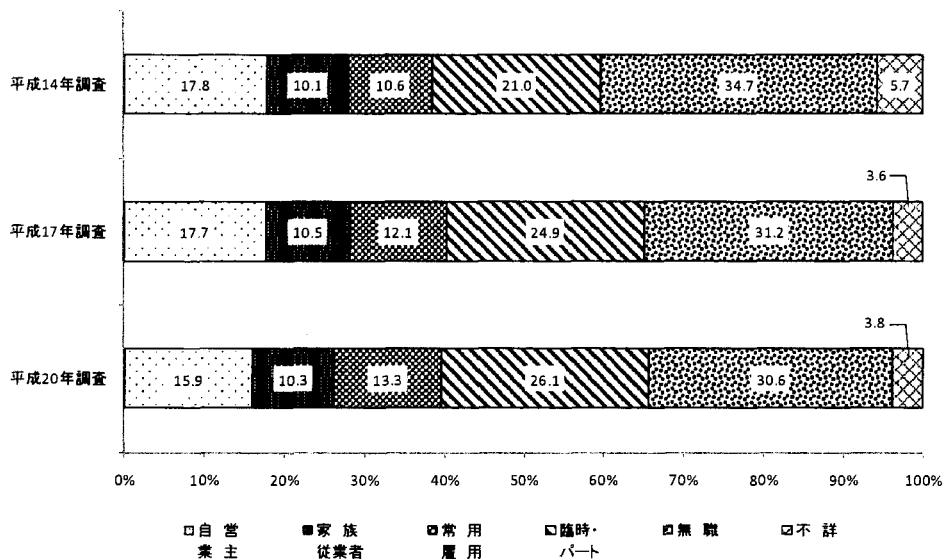
就業状況別に保険料納付状況をみると、常用雇用や臨時・パートは1号期間滞納者の割合が高くなっている（図5）。

図5 就業状況別保険料納付状況



第1号被保険者の就業状況をみると、無職の占める割合が最も多く、次いで臨時・パートの割合が多くなっている。（図6）。

図6 就業状況割合の推移



注 平成17年以前については、調査年の4月又は5月に資格喪失をした者が含まれていないが、平成20年には含まれるため、推移をみる場合には注意が必要である。

## 2. 事業の内容

第1号被保険者のうち就業者について、その事業の内容をみると、「その他のサービス業」の割合が最も高く（13.5%）、次いで卸売・小売業（11.5%）、建設業（11.2%）の占める割合が高くなっている（表8）。

表8 保険料納付状況別事業の内容

(単位：%)

	総数	納付者			1号期間 滞納者	申請全額 免除者	学生納付 特例者	若年者 納付猶予
		納付者	完納者	一部 納付者				
就業者総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
農林漁業	5.1	7.3	8.2	3.5	2.2	3.2	0.7	1.5
鉱業	0.2	0.2	0.2	0.1	0.3	0.2	0.0	0.1
建設業	11.2	10.8	9.9	14.5	16.4	7.8	3.5	6.5
製造業	8.2	8.4	8.2	9.0	8.9	8.7	4.3	8.2
電気・ガス・熱供給・水道業	1.6	1.8	1.7	1.9	1.9	1.4	0.2	0.6
情報通信業	1.9	1.8	1.7	2.0	2.0	1.5	3.4	2.5
運輸業	3.2	2.5	2.2	4.0	5.2	3.9	1.5	3.1
卸売・小売業	11.5	11.5	11.6	11.1	10.1	13.0	12.9	13.4
金融・保険業	1.5	1.5	1.6	1.0	1.2	1.4	3.0	0.7
不動産業	2.2	2.9	3.3	1.3	1.4	0.6	0.9	1.1
飲食店・宿泊業	10.9	8.1	7.8	9.6	11.4	14.8	25.2	13.6
医療・福祉	8.7	10.1	10.8	7.2	6.0	7.2	8.8	7.1
教育・学習支援業	4.3	4.6	5.0	2.9	2.6	2.4	10.1	3.9
学術・開発研究機構	0.3	0.3	0.4	0.1	0.1	0.0	0.6	0.0
複合サービス事業	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4	1.1	0.6	0.6
対個人サービス、娯楽業	5.8	5.7	5.5	6.4	6.4	5.9	4.6	7.3
修理、物品賃貸、廃棄物処理	1.2	1.4	1.4	1.2	1.2	1.0	0.3	0.8
広告、その他の事業サービス	3.3	3.4	3.5	3.0	2.9	2.9	3.4	3.9
政治・経済・文化団体	0.3	0.4	0.3	0.4	0.2	0.1	0.0	0.2
その他のサービス業	13.5	12.6	11.8	15.8	14.5	17.9	10.9	19.0
公務	1.4	1.5	1.5	1.4	1.1	1.0	2.5	2.5
不詳	3.0	2.7	2.6	3.1	3.5	3.9	2.7	3.2

事業の内容別に保険料納付状況を見ると、農林漁業は納付者の割合が最も高くなっている(82.1%) (表9)。

表9 事業の内容別保険料納付状況

(単位：%)

	総数	納付者			1号期間 滞納者	申請全額 免除者	学生納付 特例者	若年者 納付猶予
		納付者	完納者	一部 納付者				
就業者総数	100.0	57.7	46.1	11.7	23.5	9.5	7.6	1.7
農林漁業	100.0	82.1	74.2	7.9	10.3	6.0	1.1	0.5
鉱業	100.0	53.7	45.6	8.1	37.6	7.7	0.0	0.9
建設業	100.0	55.8	40.7	15.1	34.2	6.6	2.3	1.0
製造業	100.0	58.9	46.0	12.8	25.4	10.1	4.0	1.7
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	62.4	48.7	13.8	27.6	8.3	1.0	0.7
情報通信業	100.0	53.1	41.3	11.9	23.8	7.5	13.4	2.2
運輸業	100.0	45.4	31.1	14.4	37.9	11.6	3.5	1.6
卸売・小売業	100.0	57.9	46.6	11.3	20.7	10.8	8.5	2.0
金融・保険業	100.0	56.9	49.0	7.9	18.5	8.8	14.9	0.8
不動産業	100.0	78.6	71.7	6.9	14.8	2.5	3.2	0.9
飲食店・宿泊業	100.0	43.0	32.8	10.2	24.5	12.9	17.5	2.1
医療・福祉	100.0	66.8	57.0	9.7	16.2	7.9	7.7	1.4
教育・学習支援業	100.0	61.1	53.3	7.8	14.3	5.2	17.7	1.6
学術・開発研究機構	100.0	70.5	64.8	5.7	10.8	1.7	17.0	0.0
複合サービス事業	100.0	53.4	43.5	9.9	16.5	20.1	7.9	2.1
対個人サービス、娯楽業	100.0	56.4	43.7	12.8	25.9	9.5	5.9	2.2
修理、物品賃貸、廃棄物処理	100.0	66.4	54.6	11.7	23.4	7.5	1.7	1.1
広告、その他の事業サービス	100.0	60.5	49.8	10.6	21.3	8.4	7.8	2.1
政治・経済・文化団体	100.0	77.2	59.6	17.6	18.9	2.8	0.0	1.1
その他のサービス業	100.0	53.8	40.2	13.6	25.1	12.6	6.1	2.4
公務	100.0	60.2	48.7	11.5	17.3	6.5	13.0	3.0
不詳	100.0	51.6	39.8	11.8	27.3	12.5	6.8	1.8

### 第3章 世帯の状況、所得・支出の状況

#### 1. 世帯の人数及び第1号被保険者数

第1号被保険者の属する世帯の平均世帯人員数は3.2人となっている。

保険料納付状況別に単身世帯（世帯人員1人の世帯）の占める割合をみると、1号期間滞納者（24.1%）及び申請全額免除者（20.8%）で高くなっている（表10）。

また、都市規模別にみると、大都市は単身世帯の割合が他の都市規模に比べ高くなっている（22.6%）（表11）。

単身世帯における保険料納付状況をみると、1号期間滞納者の割合は非単身世帯（世帯の人数が2人以上の世帯）に比べ高くなっている（図7）。

なお、第1号被保険者の属する世帯の第1号被保険者数は平均で1.7人となっている（表12）。

表10 保険料納付状況別世帯人員

	総数	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上	不詳	平均(人)
総数	100.0	15.7	17.1	24.1	23.9	10.7	7.1	1.5	3.2
納付者	100.0	11.5	18.4	26.2	24.3	10.3	8.3	1.0	3.3
完納者	100.0	10.6	18.7	26.5	24.3	10.2	8.7	1.0	3.4
一部納付者	100.0	15.0	17.1	24.8	24.2	10.6	6.8	1.4	3.2
1号期間滞納者	100.0	24.1	16.5	21.7	20.7	9.6	5.1	2.3	2.9
申請全額免除者	100.0	20.8	24.3	23.5	17.7	7.8	4.6	1.3	2.8
学生納付特例者	100.0	15.8	3.7	17.4	35.1	18.3	7.7	2.1	3.6
若年者納付猶予	100.0	3.9	8.4	27.0	34.3	17.3	7.6	1.5	3.8

注 平均(人)は不詳の者を除く。

表11 都市規模別世帯人員

	総数	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上	不詳	平均(人)
総数	100.0	15.7	17.1	24.1	23.9	10.7	7.1	1.5	3.2
大都市	100.0	22.6	18.4	22.9	22.3	7.8	3.0	3.0	2.8
中都市	100.0	15.0	17.2	25.1	25.0	10.7	6.0	1.0	3.2
小都市・町村	100.0	10.7	15.9	24.0	24.1	13.1	11.6	0.6	3.6

注 平均(人)は不詳の者を除く。

図7 単身世帯・非単身世帯別保険料納付状況

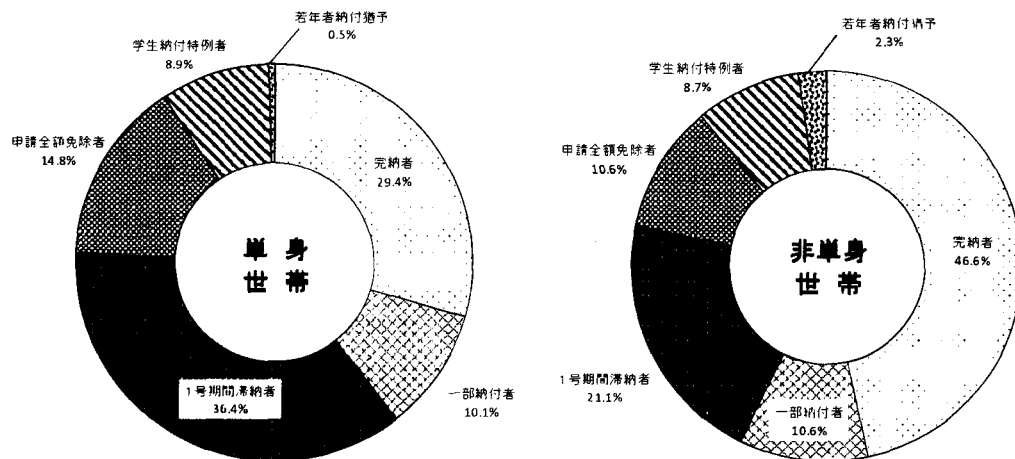




表 12 世帯における第 1 号被保険者数

	総 数	1 人	2 人	3 人	4 人 以上	不 詳	平 均 (人)
総数	100.0	48.1	32.9	8.6	3.2	7.1	1.7
納付者	100.0	44.8	35.8	9.0	3.6	6.7	1.7
完納者	100.0	44.7	36.0	9.1	3.8	6.5	1.7
一部納付者	100.0	45.5	35.2	8.8	3.0	7.6	1.7
1号期間滞納者	100.0	51.2	31.1	7.5	2.6	7.6	1.6
申請全額免除者	100.0	50.8	32.5	7.7	2.3	6.8	1.6
学生納付特例者	100.0	57.2	21.8	9.4	2.8	8.9	1.5
若年者納付猶予	100.0	46.7	28.5	13.0	5.1	6.6	1.8

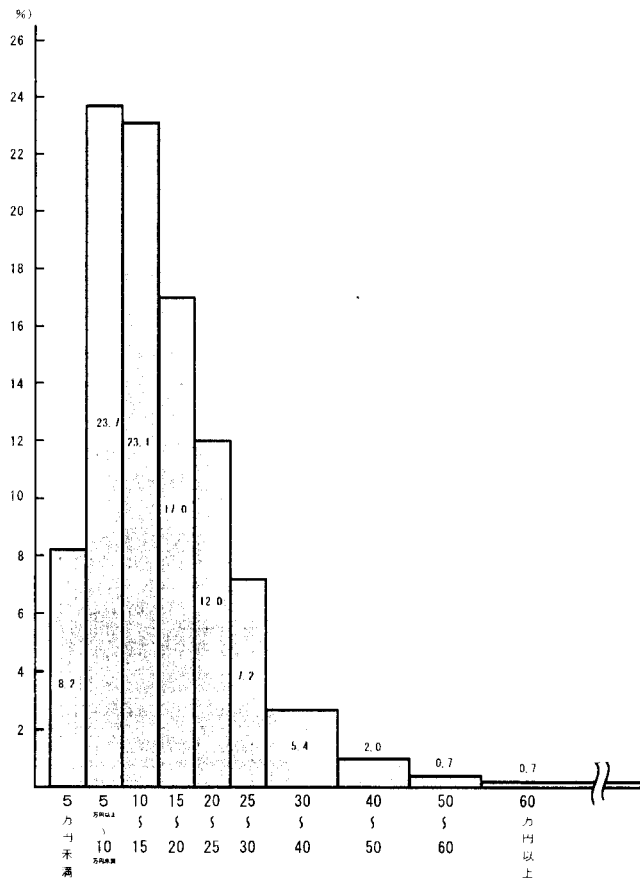
注 平均 (人) は不詳を除く。

## 2. 世帯の消費支出月額

第 1 号被保険者の属する世帯の消費支出月額の分布をみると、消費支出 5～10 万円を山とする分布となっている (図 8)。

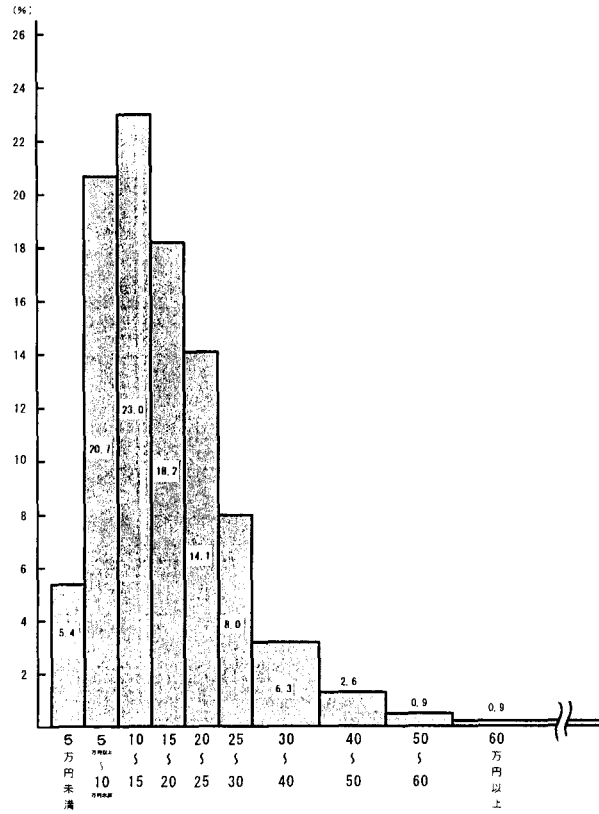
保険料納付状況別にみると、1 号期間滞納者の方が納付者に比べ消費支出が低い傾向がある (図 9, 10)。

図 8 世帯の消費支出月額階級別第 1 号被保険者割合 (総数)



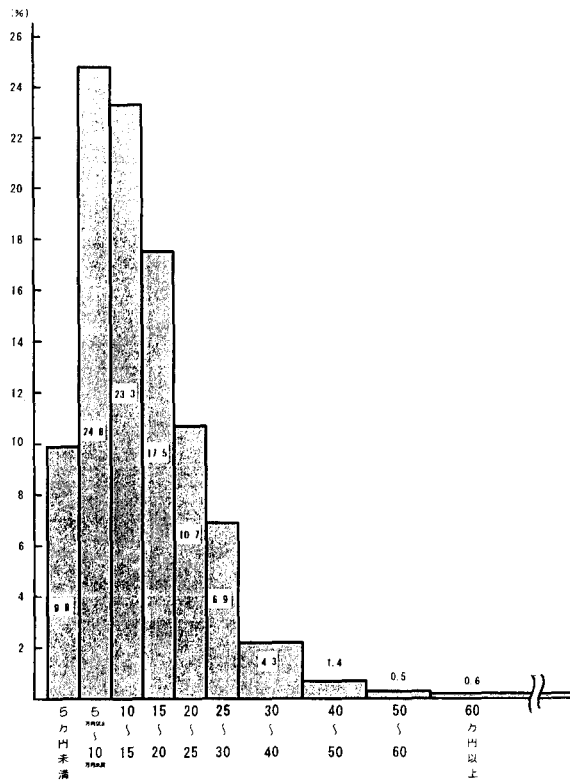
注 世帯の消費支出月額が不詳の者を除く。

図9 世帯の消費支出月額階級別第1号被保険者割合（納付者）



注 世帯の消費支出月額が不詳の者を除く。

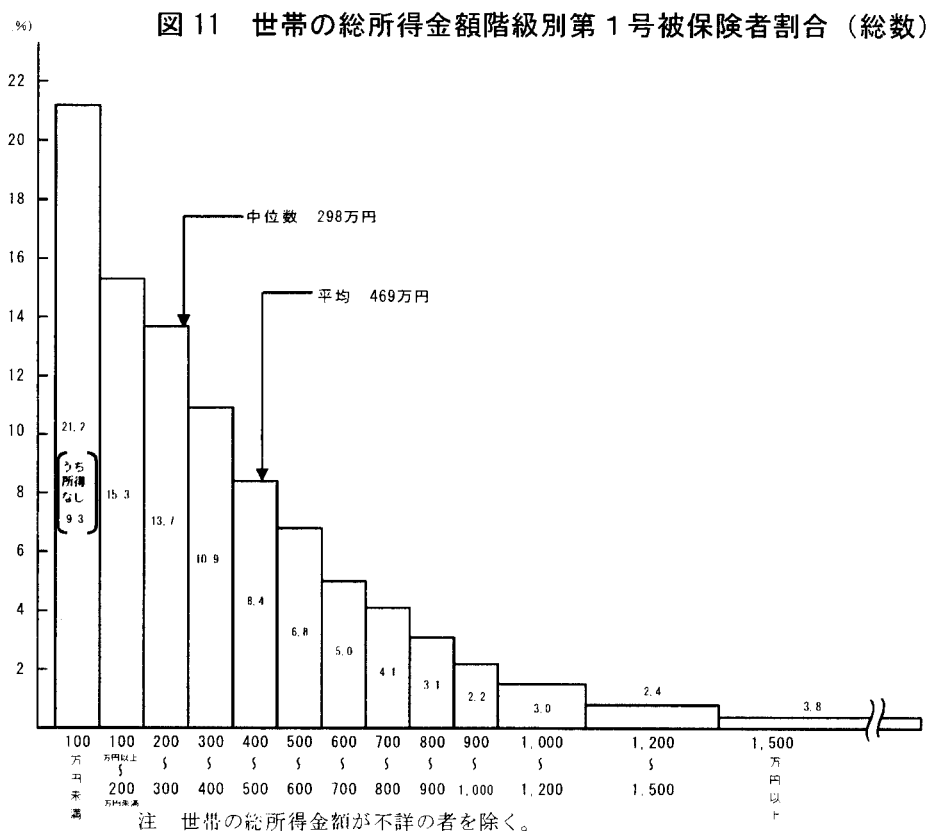
図10 世帯の消費支出月額階級別第1号被保険者割合（1号期間滞納者）



注 世帯の消費支出月額が不詳の者を除く。

### 3. 世帯の所得状況

第1号被保険者の属する世帯の総所得金額の分布をみると、平均が469万円、中位数が298万円となっており、所得が増加するにつれ割合が低くなる傾向がある（図11）。



保険料納付状況別に第1号被保険者の属する世帯の総所得金額の分布をみると、納付者の平均が555万円、中位数が357万円となっているのに対し、1号期間滞納者は平均が342万円、中位数が238万円となっている。

1号期間滞納者は低所得者の割合が納付者に比べ高くなっている一方、1,000万円以上の者も4.0%いる（図12、13）。

図 12 世帯の総所得金額階級別第 1 号被保険者割合（納付者）

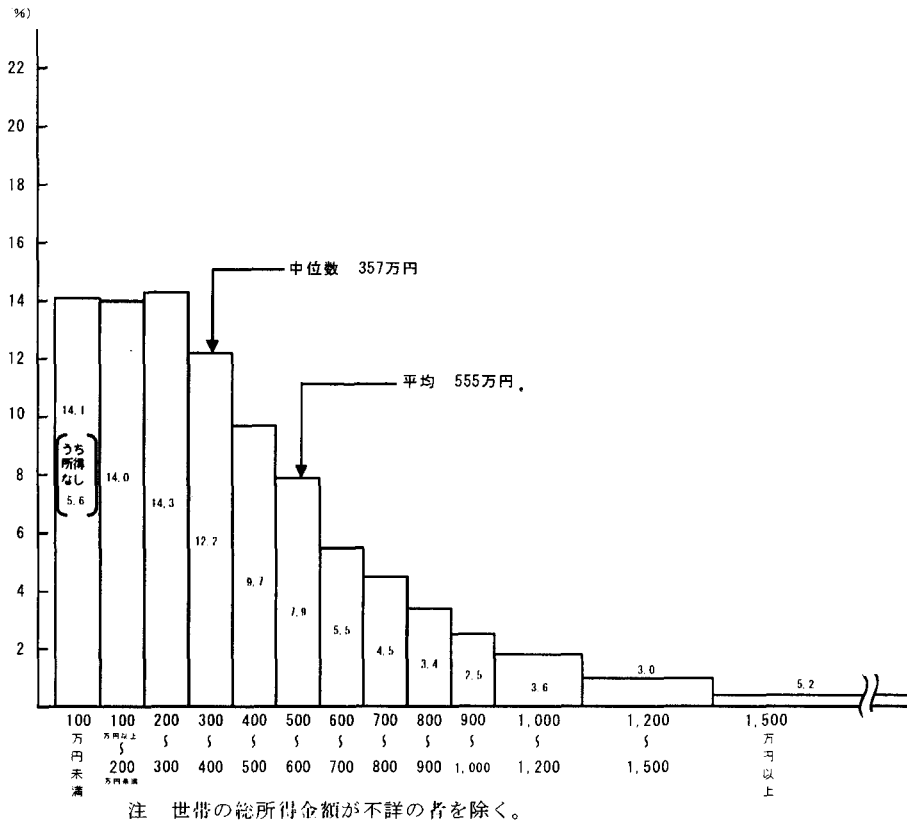
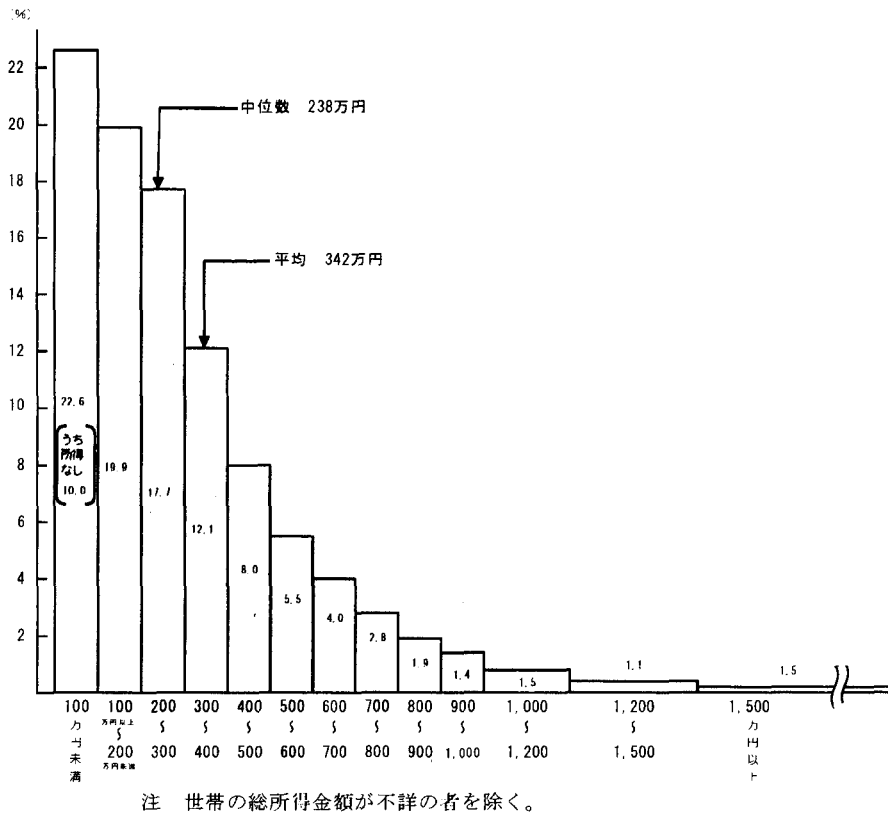


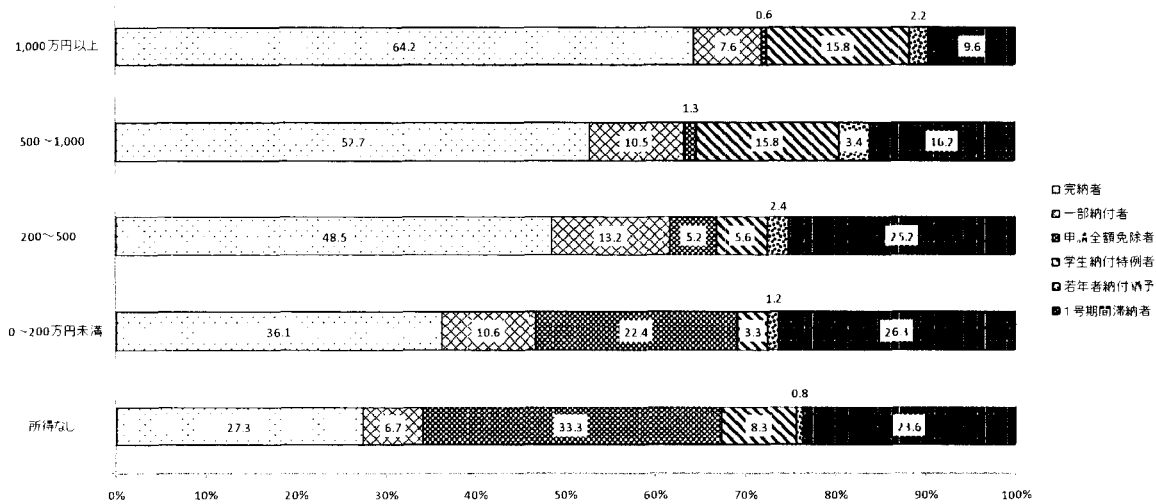
図 13 世帯の総所得金額階級別第 1 号被保険者割合（1 号期間滞納者）



世帯の総所得金額階級別に第1号被保険者本人の保険料納付状況をみると、所得が低いほど1号期間滞納者の占める割合が高くなる傾向があるが、所得が1,000万円以上であっても1号期間滞納者が9.6%いる。

一方、所得が低くなるにつれ申請全額免除者の割合は高くなっているが、所得なしであっても保険料を完納している者が27.3%いる（図14）。

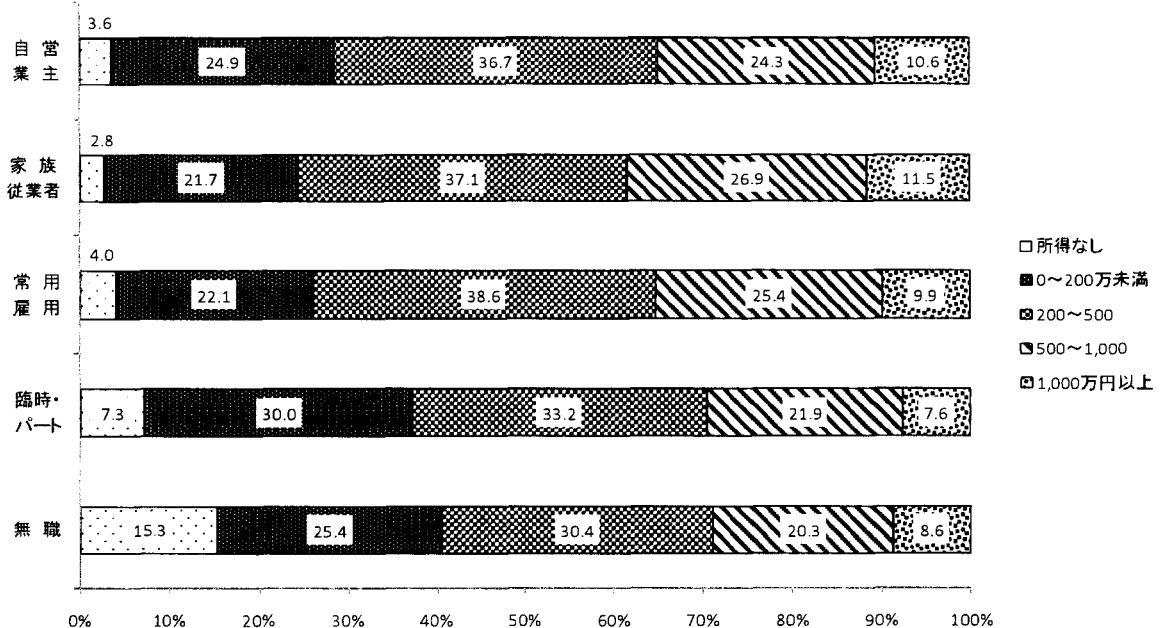
図14 世帯の総所得金額階級別保険料納付状況



注 回答不詳以外の者に対する割合である。

本人の就業状況別に世帯の総所得の状況をみると、臨時・パートや無職において低所得者の割合が高くなっている（図15）。

図15 就業状況別世帯の総所得の状況



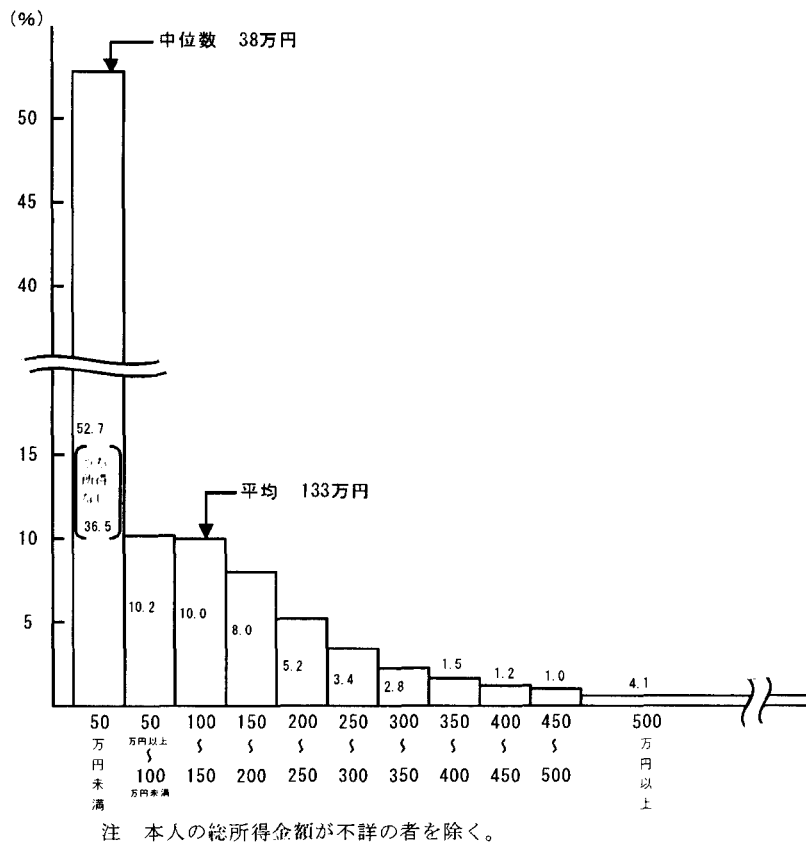
注 回答不詳以外の者に対する割合である。

#### 4. 本人の所得状況

第1号被保険者本人の総所得金額の分布をみると、平均が133万円、中位数が38万円となっており、所得が増加するにつれ割合が低くなる傾向にある。

また、所得が50万円未満の者が約半数を占め、所得なしの者は全体の3分の1以上に達している（図16）。

図16 本人の総所得金額階級別第1号被保険者割合（総数）



保険料納付状況別に第1号被保険者本人の総所得金額の分布をみると、納付者の平均が178万円、中位数が76万円となっているのに対し、1号期間滞納者は平均が113万円、中位数が63万円となっている。

納付者は低所得者の割合が1号期間滞納者に比べ若干低くなっている（図17、18）。

図 17 本人の総所得金額階級別第 1 号被保険者割合（納付者）

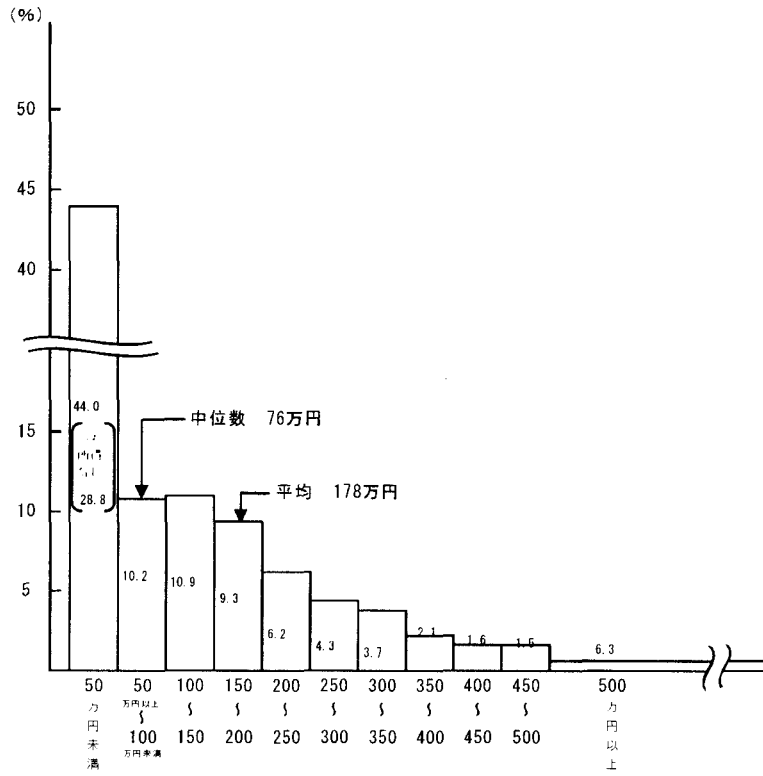
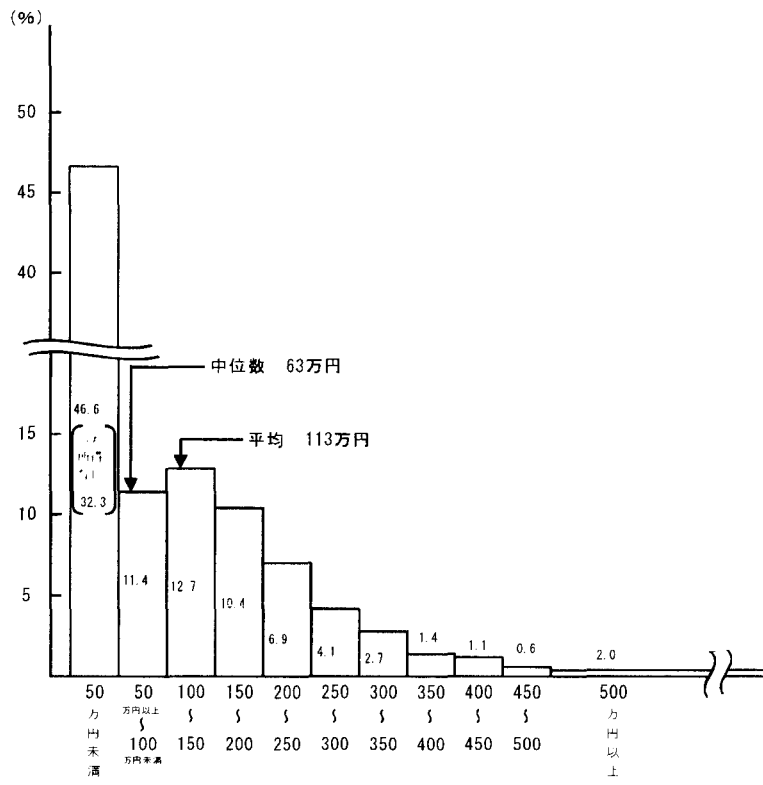


図 18 本人の総所得金額階級別第 1 号被保険者割合（1 号期間滞納者）



保険料納付状況別に第1号被保険者本人の平均総所得金額をみると、完納者が188万1千円、一部納付者が134万1千円、1号期間滞納者が113万1千円、申請全額免除者が42万1千円、学生納付特例者が15万3千円、若年者納付猶予が31万2千円となっている。

また、男女別にみると、男子が185万3千円、女子が80万3千円となっている(表13)。

表13 男女、保険料納付状況別本人の平均総所得金額

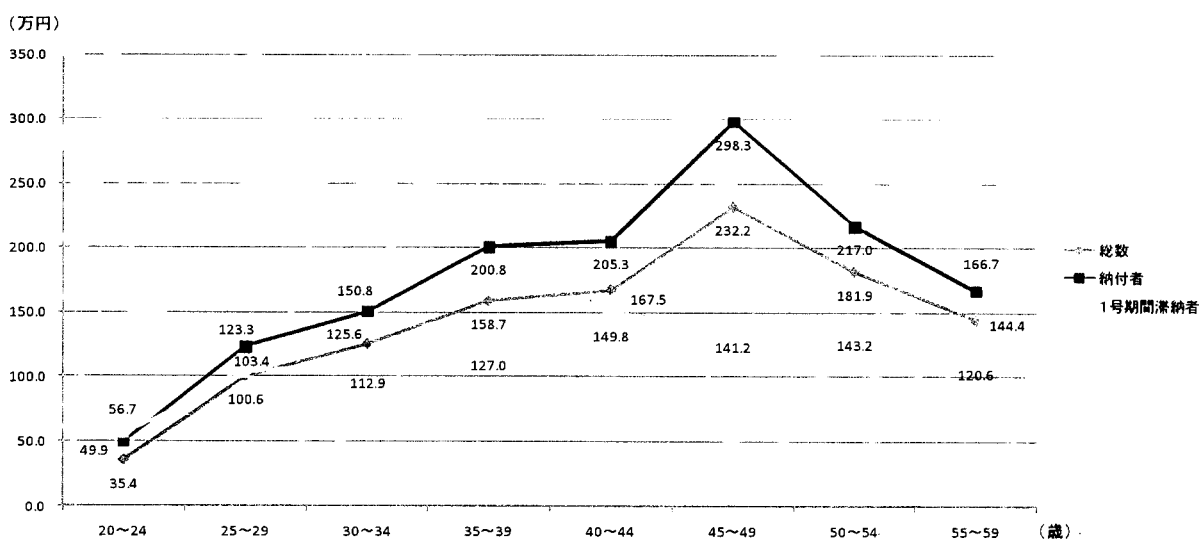
(単位: 万円)

	総数	納付者			1号期間滞納者	申請全額免除者	学生納付特例者	若年者納付猶予
		完納者	一部納付者					
総数	132.5	177.7	188.1	134.1	113.1	42.1	15.3	31.2
男子	185.3	252.8	269.5	188.0	152.1	62.8	17.7	32.5
女子	80.3	107.7	114.5	76.5	62.8	28.3	12.2	30.0

注 本人の総所得金額が不詳の者を除く。

年齢階級別に第1号被保険者本人の平均総所得金額をみると、若年齢層においては納付者と1号期間滞納者とで大きな差はない(図19)。

図19 年齢階級別本人の平均総所得金額



注 本人の総所得金額が不詳の者を除く。



## 第4章 国民健康保険（市町村）の保険料（税）の賦課状況及び納付状況

第1号被保険者のうち国民健康保険（市町村）（以下、「国保」という。）に加入している者は、70.0%となっている。

国保加入者について、国保保険料（税）の賦課状況をみると、「軽減なし」が71.0%、「軽減あり」が29.0%となっている。また、国民年金保険料の納付状況別に「軽減なし」の割合をみると、納付者は79.6%、1号期間滞納者は76.7%、学生納付特例者は71.1%、若年者納付猶予は82.7%となっているのに対し、申請全額免除者は23.4%となっており、申請全額免除者は国保保険料（税）についても軽減措置を受けている割合が高くなっている（表14）。

表14 保険料納付状況別国保保険料賦課状況

(単位：%)

	総数	賦課				(再掲) 賦課	軽減 なし	軽減 あり
		賦課	国保 非加入	転入・ 転出	その他			
総数	100.0	70.0	26.9	1.0	2.1	100.0	71.0	29.0
納付者	100.0	74.3	23.1	0.7	1.9	100.0	79.6	20.4
完納者	100.0	73.6	23.8	0.7	1.9	100.0	79.3	20.7
一部納付者	100.0	77.0	20.3	0.9	1.9	100.0	81.0	19.0
1号期間滞納者	100.0	74.4	22.1	1.4	2.1	100.0	76.7	23.3
申請全額免除者	100.0	84.4	13.0	0.7	1.8	100.0	23.4	76.6
学生納付特例者	100.0	18.4	75.4	2.3	3.9	100.0	71.1	28.9
若年者納付猶予	100.0	44.8	50.1	1.2	4.0	100.0	82.7	17.3

注 賦課状況が「不詳」のものを除く。

また、国保加入者について、国保の保険料（税）納付状況をみると、「全月納付」が82.2%、「一部納付」が10.1%、「全月未納」が7.6%となっている。

国民年金保険料の納付状況別にみると、国民年金の納付者では国保の「全月納付」が94.0%、国民年金の1号期間滞納者では国保の「全月納付」が57.5%となっており、国民年金保険料を滞納していても6割近くは国保の保険料を全月納めている（表15）。

表15 国民年金保険料の納付状況別国保保険料（税）の納付状況

(単位：%)

	総数	納付状況			
		全月 納付	一部 納付	全月 未納	不詳
総数	100.0	82.2	10.1	7.6	0.1
納付者	100.0	94.0	4.3	1.5	0.1
完納者	100.0	96.6	2.4	0.9	0.1
一部納付者	100.0	83.7	12.0	4.1	0.1
1号期間滞納者	100.0	57.5	20.8	21.5	0.1
申請全額免除者	100.0	77.2	14.5	8.1	0.1
学生納付特例者	100.0	89.4	6.7	3.9	0.0
若年者納付猶予	100.0	80.9	11.7	7.2	0.1

注 国民健康保険（市町村）に加入している者についての集計である。

## 第5章 生命保険・個人年金

### 1. 生命保険・個人年金加入状況

生命保険・個人年金の加入状況を見ると、生命保険や個人年金のどちらかに加入している者の割合は全体の56.4%となっている。国民年金保険料の納付状況別にみると、1号期間滞納者の加入割合は納付者に比べ低いものの、5割程度となっている（表16）。

表16 国民年金保険料の納付状況別生命保険・個人年金加入状況 (単位：%)

	総数	加入している	(再掲)	(再掲)	(再掲)	非加入	不詳
			生命保険に加入	個人年金に加入	両方加入		
総数	100.0	56.4	54.0	13.2	10.7	36.2	7.3
納付者	100.0	66.4	63.2	18.5	15.3	25.8	7.8
完納者	100.0	67.5	64.1	20.1	16.6	24.6	7.9
一部納付者	100.0	61.8	59.8	11.9	9.9	30.8	7.3
1号期間滞納者	100.0	48.5	47.0	8.1	6.5	44.7	6.8
申請全額免除者	100.0	49.1	47.3	7.2	5.3	45.2	5.7
学生納付特例者	100.0	31.0	29.8	4.1	2.9	60.9	8.1
若年者納付猶予	100.0	33.8	32.9	3.4	2.4	58.1	8.1

年齢階級別に生命保険・個人年金の加入状況を見ると、年齢が上がるにつれ加入割合が高くなる傾向がある（表17）。1号期間滞納者についてみると、総数の場合に比べほとんどの年齢階級において加入割合は低くなっているが、35歳以上の各年齢階級では5割以上が生命保険や個人年金に加入している（表18）。

表17 年齢階級別生命保険・個人年金加入状況（総数）

	総数	加入している	(再掲)	(再掲)	(再掲)	非加入	不詳
			生命保険に加入	個人年金に加入	両方加入		
総数	100.0	56.4	54.0	13.2	10.7	36.2	7.3
20～24歳	100.0	34.5	33.4	4.1	3.0	57.9	7.7
25～29歳	100.0	47.4	46.3	6.0	5.0	45.6	7.1
30～34歳	100.0	55.4	53.2	10.7	8.5	38.5	6.1
35～39歳	100.0	58.1	55.8	13.3	11.0	33.4	8.5
40～44歳	100.0	67.2	63.4	20.7	16.9	27.6	5.3
45～49歳	100.0	64.9	61.1	19.9	16.2	27.6	7.6
50～54歳	100.0	68.8	66.5	19.9	17.5	23.4	7.8
55～59歳	100.0	70.0	65.8	18.0	13.9	22.2	7.8

表 18 年齢階級別生命保険・個人年金加入状況（1号期間滞納者）

(単位：%)

	総数	加入している	(再掲)	(再掲)	(再掲)	非加入	不詳
			生命保険に加入	個人年金に加入	両方加入		
総数	100.0	48.5	47.0	8.1	6.5	44.7	6.8
20～24歳	100.0	34.9	33.9	4.6	3.6	56.8	8.3
25～29歳	100.0	42.7	41.9	4.9	4.1	50.6	6.7
30～34歳	100.0	49.9	48.8	7.6	6.5	44.5	5.6
35～39歳	100.0	50.3	47.5	10.9	8.1	41.5	8.2
40～44歳	100.0	53.0	51.2	10.8	9.0	40.4	6.6
45～49歳	100.0	54.2	52.5	10.2	8.6	39.5	6.4
50～54歳	100.0	55.7	54.3	8.6	7.3	38.4	5.9
55～59歳	100.0	58.8	55.7	11.2	8.2	35.4	5.8

## 2. 生命保険・個人年金の平均保険料額

生命保険及び個人年金について、それぞれの加入者の1人当たり平均保険料額をみると、生命保険の保険料は月額1万6千円、個人年金の保険料は月額1万9千円となっている。

国民年金の保険料納付状況別にみると、納付者と比較して1号期間滞納者の平均保険料額は低くなっているものの、1号期間滞納者で個人年金に加入している者は平均で1万4千円の個人年金の保険料を支払っている（表19）。

なお、平成20年度の国民年金の保険料は、月額14,410円である。

表 19 本人及び世帯全体の生命保険・個人年金の平均保険料月額

(単位：千円)

	本人の平均保険料		世帯全体の平均保険料	
	生命保険	個人年金	生命保険	個人年金
総数	15.6	19.3	38.2	28.5
納付者	17.7	21.0	43.5	30.0
完納者	18.4	22.1	45.7	30.8
一部納付者	14.6	13.9	33.5	25.6
1号期間滞納者	13.4	14.3	29.3	26.1
申請全額免除者	10.9	11.8	23.0	21.9
学生納付特例者	9.5	14.2	37.7	25.3
若年者納付猶予	8.7	11.6	33.9	28.6

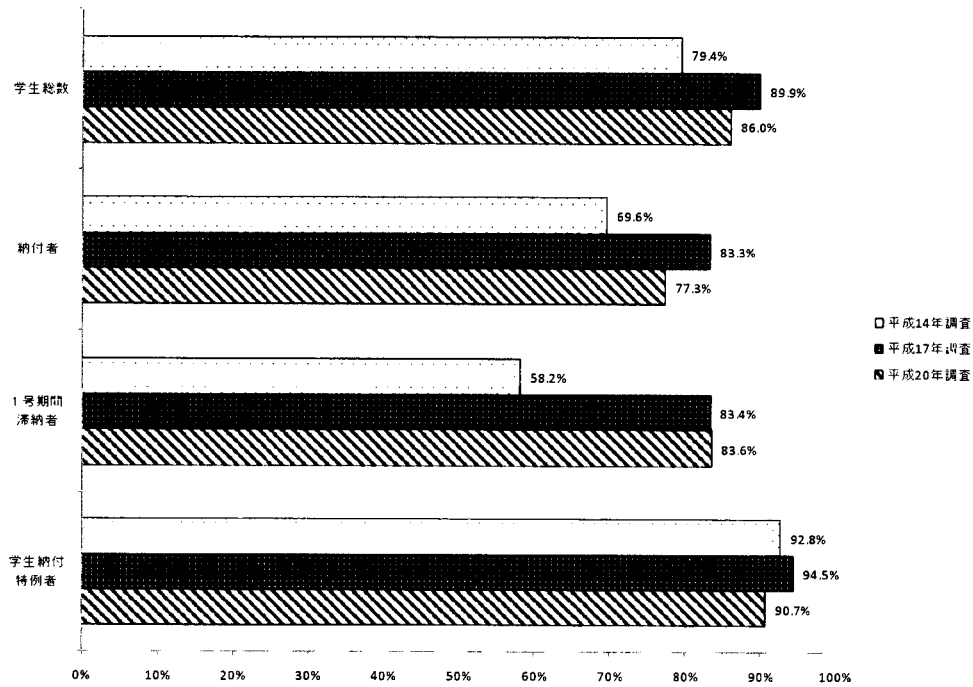
注1. 本人の平均保険料は、生命保険・個人年金の加入者についての平均である。

注2. 世帯全体の平均保険料は、生命保険・個人年金の加入者がいる世帯の平均である。

## 第6章 学生納付特例制度の周知・利用状況

学生は、保険料の納付が経済的に困難な場合は保険料の納付が猶予される学生納付特例制度がある。このことに関する周知度は学生全体で86.0%となっており、前回調査と比較すると減少している（図20）。

図20 学生納付特例制度の周知度



保険料納付状況別に学生納付特例制度を利用しなかった者の理由をみると、1号期間滞納者で「手続きが面倒」の割合が高くなっている（表20）。

表20 学生納付特例制度を利用していない理由

(単位：%)

	総数	所得が多かった	学校が制度の対象外	手続きが面倒	国民年金をあてにしている	保険料を払っている	その他	不詳
学生総数	100.0	5.9	3.4	17.8	2.9	47.9	17.9	4.3
納付者	100.0	4.0	2.0	15.7	2.1	56.4	15.9	3.8
完納者	100.0	3.8	1.5	15.7	2.4	57.5	15.4	3.7
一部納付者	100.0	6.2	7.5	14.9	0.0	46.4	20.1	4.9
1号期間滞納者	100.0	7.9	3.1	37.0	4.3	18.4	24.3	5.1

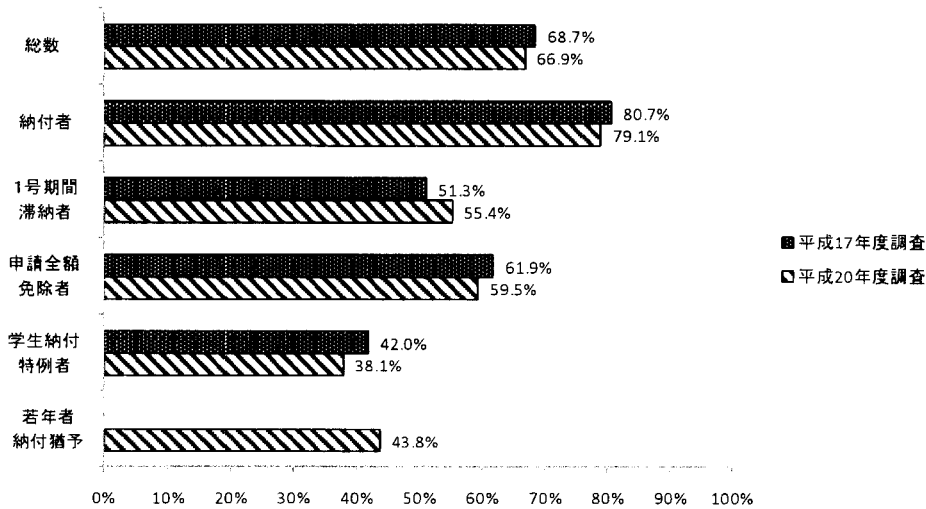
注 学生のうち、学生納付特例制度を利用していない者を総数として集計している。□

## 第7章 保険料の納付方法、保険料を納付しない理由等

### 1. 前納制度の周知度

国民年金保険料を一括して前払いすると、保険料が割引される（平成20年度では1年分一括でおおよそ3,000円の割引）仕組みがある（前納制度）。このことに関する周知度は全体で66.9%となっており、納付者の周知度が約8割となっている（図21）。

図21 前納制度の周知度

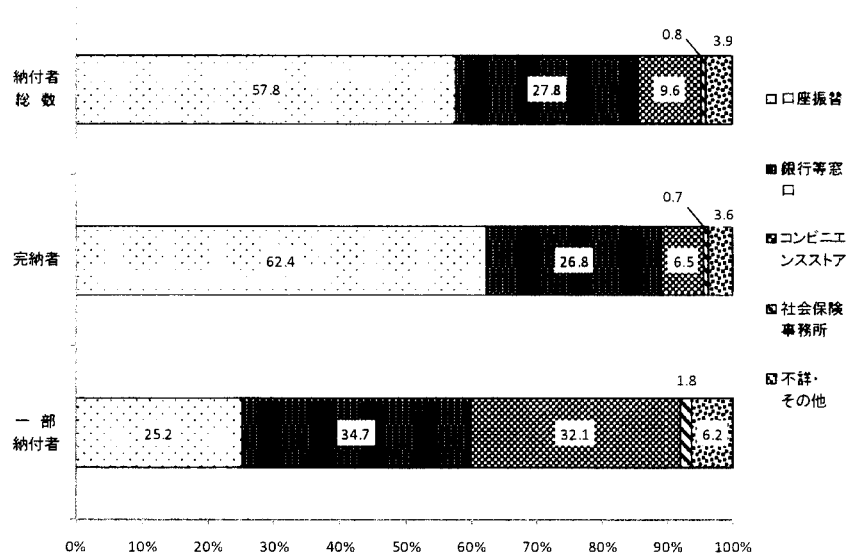


### 2. 納付方法

平成19年度における国民年金保険料の納付方法をみると、納付者総数では口座振替が最も多く利用され、57.8%となっている。納付状況別にみると、完納者は口座振替利用が最も高いが（62.4%）、一部納付者は25.2%となっている。

なお、一部納付者については、銀行等窓口が34.7%、コンビニエンスストアの利用が32.1%となっており、口座振替以外の方法も広く利用していることがわかる（図22）。

図22 保険料納付状況別保険料の納付方法



年齢階級別に納付方法をみると、高年齢層でおよそ6割が口座振替を利用しており、また、若年齢層においてコンビニエンスストアを利用している割合が高い傾向にある（表21）。

都市規模別に納付方法をみると、小都市・町村で口座振替の利用が高くなっている（61.4%）（表22）。

表21 年齢階級別保険料の納付方法

（単位：％）

	総数	納付方法					
		口座振替	銀行等の窓口	コンビニエンスストア	社会保険事務所	その他	不詳
納付者総数	100.0	57.8	27.8	9.6	0.8	2.6	1.3
20～24歳	100.0	40.9	33.8	17.6	2.2	3.6	1.9
25～29歳	100.0	47.0	32.8	13.8	1.5	4.0	0.9
30～34歳	100.0	54.3	28.1	12.1	1.0	3.2	1.3
35～39歳	100.0	53.3	30.3	11.9	0.8	3.1	0.7
40～44歳	100.0	63.1	22.9	8.2	0.2	3.6	2.0
45～49歳	100.0	62.3	28.1	8.0	0.1	1.1	0.4
50～54歳	100.0	64.9	27.2	5.9	0.0	1.5	0.4
55～59歳	100.0	64.4	23.7	6.2	1.1	2.2	2.4

表22 都市規模別保険料の納付方法

（単位：％）

	総数	納付方法					
		口座振替	銀行等の窓口	コンビニエンスストア	社会保険事務所	その他	不詳
納付者総数	100.0	57.8	27.8	9.6	0.8	2.6	1.3
大都市	100.0	55.3	27.6	12.0	0.9	2.8	1.3
中都市	100.0	56.6	30.2	8.5	0.6	2.7	1.5
小都市・町村	100.0	61.4	25.5	8.6	0.9	2.4	1.1

### 3. 口座振替の利用状況

国民年金の保険料については口座からの自動振替を推進しているが、口座振替の周知状況・利用状況についてみると、全体で9割近くが知っている（87.2%）。

納付状況別にみると、納付者の9割以上が知っており、そのうち、完納者の利用は64.8%であるが、一部納付者の利用は32.9%となっている。

また、学生納付特例者においては、周知度は低いものの、利用を希望する割合が最も高くなっている（20.7%）（表23）。

年齢階級別にみると、比較的若い世代で利用を希望する割合が高くなっている（表24）。

表23 口座振替の周知・利用状況

（単位：％）

	総数	周知状況				不詳
		知っている		知らなかった		
		利用したことがある	利用したことがない	利用してみたい	利用したくない	
総数	100.0	38.2	49.0	4.5	7.4	0.8
納付者	100.0	58.6	36.4	1.5	3.0	0.6
完納者	100.0	64.8	31.1	1.2	2.3	0.6
一部納付者	100.0	32.9	58.1	2.5	5.7	0.8
1号期間滞納者	100.0	13.9	66.0	5.0	13.9	1.2
申請全額免除者	100.0	18.6	64.7	4.6	10.7	1.3
学生納付特例者	100.0	9.1	58.3	20.7	11.4	0.5
若年者納付猶予	100.0	13.5	61.6	9.3	14.5	1.1

表 24 年齢階級別口座振替の周知・利用状況

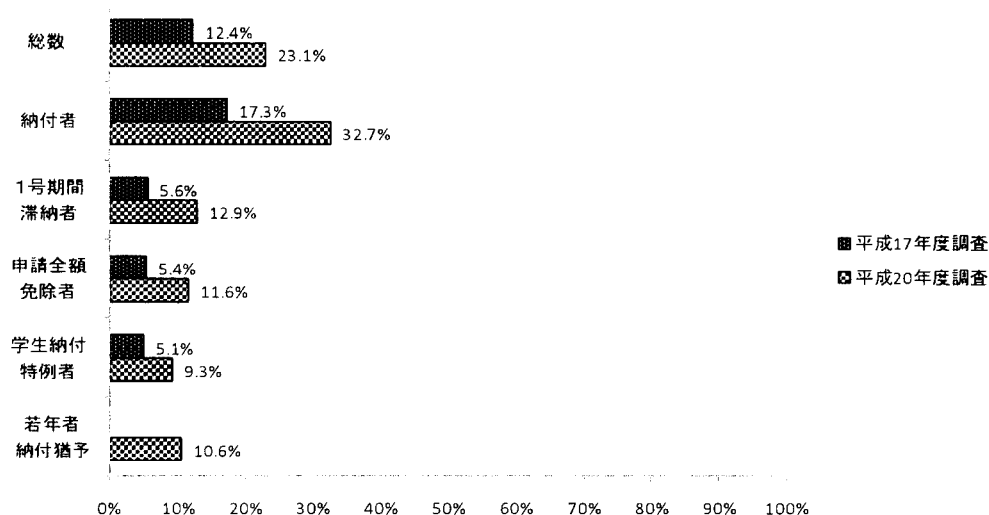
(単位：%)

	総 数	知っている		知らなかった		不 詳
		利用した ことがある	利用した ことがない	利用して みたい	利用 したくない	
		総数	100.0	38.2	49.0	
20～24歳	100.0	19.3	54.8	13.4 (53.2)	11.8 (46.8)	0.8
25～29歳	100.0	28.3	57.6	3.7 (28.5)	9.4 (71.5)	0.9
30～34歳	100.0	37.5	50.5	2.8 (25.4)	8.2 (74.6)	1.0
35～39歳	100.0	37.0	53.0	2.8 (31.0)	6.3 (69.0)	0.8
40～44歳	100.0	45.7	46.1	1.9 (26.8)	5.3 (73.2)	0.9
45～49歳	100.0	42.5	48.9	2.0 (26.8)	5.6 (73.2)	1.0
50～54歳	100.0	51.9	40.5	1.6 (23.5)	5.3 (76.5)	0.6
55～59歳	100.0	53.0	40.6	1.1 (20.7)	4.4 (79.3)	0.8

注 ( ) は口座振替を知らなかった者に対する割合である。

保険料を口座振替によって当月末の引き落としにする（月々の保険料は翌月末が納付の期限となっている）ことにより、割引となる制度がある（早割制度）。このことに関する周知度は 23.1% となっており、前回調査と比較して上昇している（図 23）。

図 23 早割制度の周知度



保険料納付状況別に口座振替を利用しない理由をみると、完納者は「現在の方法で満足だから」が最も高いが（43.6%）、一部納付者は「自分の都合で納めたいから」が最も高くなっている（44.6%）（表 25）。

また、年齢階級別に口座振替を利用しない理由をみると、若年齢層で「手続きが面倒だと思うから」の割合が、高年齢層に比べて高くなっている（表 26）。

表 25 口座振替を利用しない理由

(単位：%)

	総 数	理由					不 詳
		現在の方法で満足だから	手数料がかかると思うから	手続きが面倒だと思うから	自分の都合で納めたいから	その他	
納付者総数	100.0	39.4	2.2	6.7	33.7	7.9	10.2
完納者	100.0	43.6	2.6	6.2	28.6	8.8	10.1
一部納付者	100.0	30.3	1.3	7.7	44.6	5.8	10.3

注 口座振替を利用したことがない・利用したくないと回答した納付者を総数として集計している。

表 26 年齢階級別口座振替を利用しない理由

(単位：%)

	総 数	現在の口座振替を利用しない理由					その他	不 詳
		現在の方法で満足だから	手数料がかかると思うから	手続きが面倒だと思うから	自分の都合で納めたいから	その他		
納付者総数	100.0	39.4	2.2	6.7	33.7	7.9	10.2	
20～24歳	100.0	40.8	1.6	12.2	24.1	9.3	12.1	
25～29歳	100.0	42.4	1.2	9.4	28.4	8.6	10.1	
30～34歳	100.0	37.4	2.6	8.1	34.5	8.9	8.4	
35～39歳	100.0	33.2	2.4	5.9	43.1	7.1	8.3	
40～44歳	100.0	43.1	0.7	6.6	34.6	5.0	10.0	
45～49歳	100.0	35.4	2.8	4.5	37.8	11.1	8.4	
50～54歳	100.0	33.1	4.3	4.9	40.4	6.9	10.3	
55～59歳	100.0	48.8	1.2	2.6	28.5	6.5	12.4	

注 口座振替を利用したことがない・利用したくないと回答した納付者を総数として集計している。

## 4. コンビニエンスストア・インターネットを用いた納付の利用状況

国民年金保険料は、夜間や休日でも利用できるコンビニエンスストアや、インターネット（パソコンや携帯電話から利用可能）によっても納付できるが、このことに対する周知度は50.7%となっている。

保険料納付状況別にみると、納付方法を知らなかったものの「今後利用したい」と回答した割合は学生納付特例者が最も高くなっている（31.2%）（表27）。

表 27 コンビニエンスストア・インターネットによる納付方法の周知・利用状況

(単位：%)

	総 数	知っている		知らなかった		不 詳
		利用したことがある	利用したことがない	利用してみたい	利用したくない	
総数	100.0	15.3	35.4	13.5	33.8	2.1
納付者	100.0	19.1	35.9	9.7	33.7	1.6
完納者	100.0	15.4	37.5	9.5	36.0	1.6
一部納付者	100.0	34.2	29.0	10.8	24.2	1.8
1号期間滞納者	100.0	13.0	35.4	13.9	35.0	2.8
申請全額免除者	100.0	10.5	32.8	15.5	38.2	3.0
学生納付特例者	100.0	5.2	36.4	31.2	25.4	1.8
若年者納付猶予	100.0	10.8	33.9	19.9	33.3	2.1

保険料納付状況別にコンビニエンスストアやインターネットを利用しない理由をみると、「現在の方法で満足だから」が最も高くなっている（64.6%）（表28）。

表 28 コンビニエンスストア・インターネットによる納付を利用しない理由

(単位：%)

	総 数	現在の納付方法を利用しない理由					その他	不 詳
		現在の方法で満足だから	手数料がかかると思うから	手続きが面倒だと思うから	自分の都合で納めたいから	その他		
納付者総数	100.0	64.6	1.7	3.8	11.9	4.3	13.7	
完納者	100.0	66.6	1.4	3.3	10.8	4.0	13.8	
一部納付者	100.0	52.9	3.1	6.7	18.1	5.8	13.4	

注 コンビニやインターネットによる納付を利用したことがない・利用したくないと回答した納付者を総数として集計している。



## 5. 国民年金保険料を納付しない理由

1号期間滞納者について、年齢階級別に国民年金保険料を納付しない理由をみると、すべての年齢階級において「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」が最も高くなっており、また、若年齢層において「年金制度の将来が不安・信用できない」の割合が高くなっている（表29）。

「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」と回答した者の詳細な状況を年齢階級別にみると、中高年齢層は若年齢層に比べ「失業、事故などにより所得が低下したから」及び「保険料より優先度の高い支出が多いから」の割合が高くなっている（表30）。

表29 年齢階級別保険料を納付しない理由（1号期間滞納者）（主要回答）  
（単位：％）

	総数	保険料が高く、経済的に支払うのが困難	受け取れる年金額が分からず、保険料に比べて少ない	これから保険料を納めても加入期間が少なく、年金がもらえない	すでに年金を受け取る要件を満たしている	年金制度の将来が不安・信用できない	社会保険庁が信用できない	その他
1号期間滞納者総数	100.0	64.2	3.9	5.3	1.5	14.3	7.0	4.0
20～24歳	100.0	64.0	5.1	2.0	0.6	13.6	7.3	7.4
25～29歳	100.0	61.5	4.6	1.2	0.7	19.7	7.5	4.8
30～34歳	100.0	68.2	4.4	3.3	0.3	13.6	6.9	3.2
35～39歳	100.0	63.6	2.6	2.7	0.4	19.5	8.2	3.0
40～44歳	100.0	65.2	3.8	5.9	0.2	15.4	6.3	3.2
45～49歳	100.0	64.9	3.3	8.0	0.5	13.1	6.7	3.5
50～54歳	100.0	66.7	3.6	11.8	1.8	8.5	4.4	3.2
55～59歳	100.0	58.8	2.7	12.7	9.7	5.5	7.9	2.6

注 回答不詳以外の者に対する割合である。

表30 年齢階級別保険料を納付しない理由（1号期間滞納者）

（単位：％）

	総数	元々所得が少ないから	失業、事故などにより所得が低下したから	保険料より優先度の高い支出が多いから	その他
1号期間滞納者総数	100.0	56.1	16.3	22.2	5.4
20～24歳	100.0	64.4	7.7	16.8	11.1
25～29歳	100.0	67.5	9.1	18.1	5.4
30～34歳	100.0	56.8	18.3	20.7	4.1
35～39歳	100.0	57.4	17.5	21.2	3.9
40～44歳	100.0	49.1	18.2	28.8	3.9
45～49歳	100.0	48.0	23.3	22.6	6.2
50～54歳	100.0	44.6	21.9	27.6	5.9
55～59歳	100.0	51.5	18.7	27.9	2.0

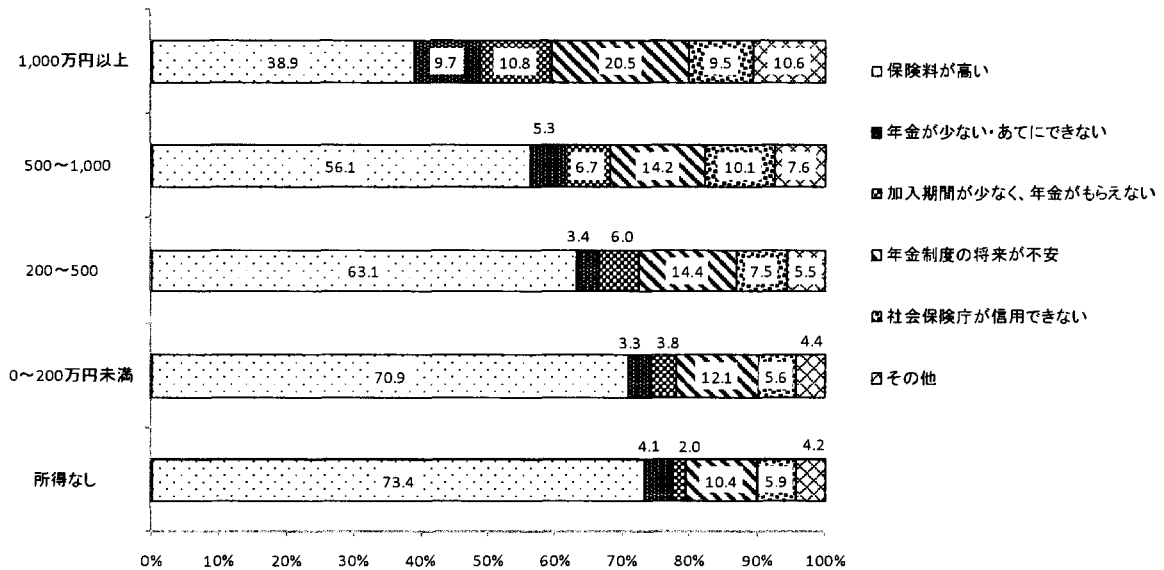
注1. 回答不詳以外の者に対する割合である。

注2. 「保険料が高くて支払うのが困難」と回答した者を総数として集計している。

1号期間滞納者について、世帯の総所得金額階級別に国民年金保険料を納付しない理由をみると、すべての所得金額階級で「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」が最も高い割合となっているが、世帯所得金額が1,000万円以上であっても38.9%が「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」と回答している。

また、所得が上がるにつれ「年金額が少ない・あてにできない」及び「年金制度の将来が不安」の割合が高くなっている（図24）。

図24 世帯総所得金額階級別保険料を納付しない理由（1号期間滞納者）  
（主要回答）



注 回答不詳以外の者に対する割合である。

## 6. 保険料を納付しないことについての意識

1号期間滞納者について、保険料を納付しないことについての意識をみると、「もう少し生活にゆとりができれば保険料を納めたい」と回答している者は63.1%となっている（表31）。

表31 年齢階級別保険料を納めていないことについての意識（1号期間滞納者）

（単位：％）

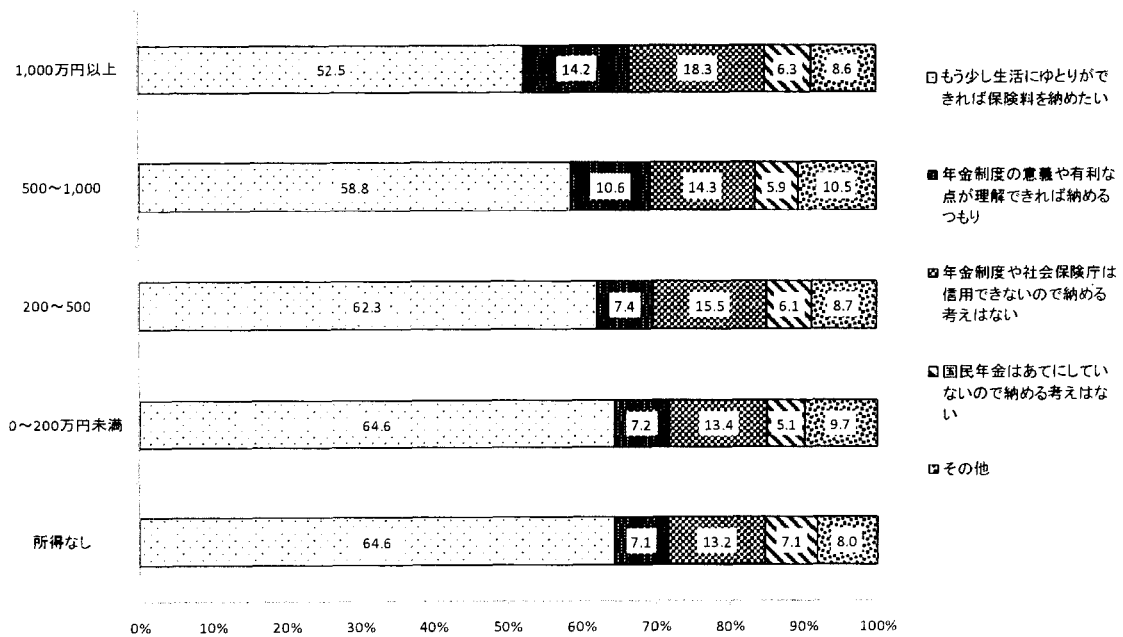
	総数	もう少し生活にゆとりができれば保険料を納めたい	制度の意義や有利な点が理解できれば納めるつもり	年金制度や社会保険庁は信用できないので納める考えはない	国民年金はあてにしているのでも納める考えはない	その他
1号期間滞納者総数	100.0	63.1	7.9	14.0	6.0	9.0
20~24歳	100.0	61.5	9.8	13.2	7.7	7.8
25~29歳	100.0	62.1	9.3	16.0	7.4	5.2
30~34歳	100.0	64.7	7.3	11.3	6.4	10.4
35~39歳	100.0	60.6	9.1	17.1	5.0	8.1
40~44歳	100.0	60.5	6.9	17.6	5.1	9.9
45~49歳	100.0	64.9	6.8	14.1	4.9	9.3
50~54歳	100.0	67.6	6.0	10.5	5.7	10.1
55~59歳	100.0	62.7	6.5	12.9	4.3	13.6

注 回答不詳以外の者に対する割合である。

1号期間滞納者について、世帯の総所得金額階級別に保険料を納付しないことについての意識をみると、「もう少し生活にゆとりができれば保険料を納めたい」とした者の割合は、所得が1,000万円以上で52.5%となっており、その他の階級でも5割を超えている。

また、所得が高くなるにつれ「制度の意義や有利な点が理解できれば納付するつもり」と考えている者の割合は高くなる傾向にある（図25）。

図25 世帯総所得金額階級別保険料を納付しないことについての意識  
(1号期間滞納者)



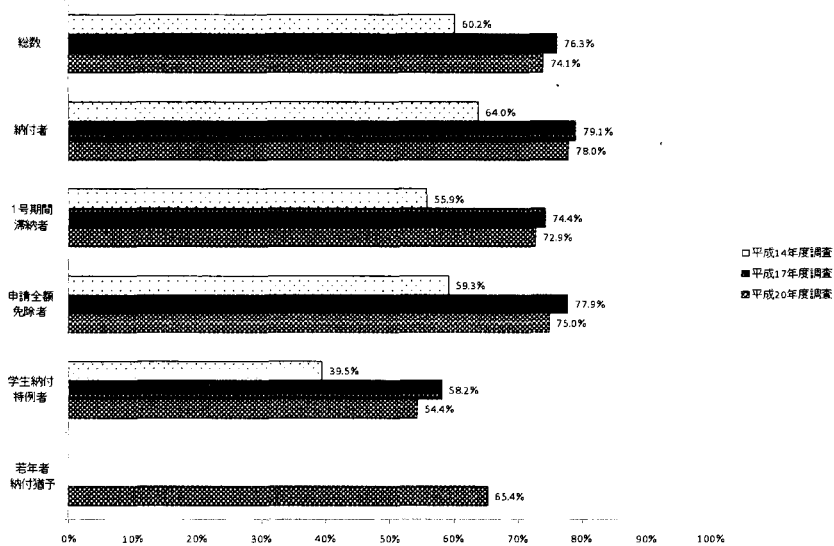
注 回答不詳以外の者に対する割合である。

## 第8章 国民年金制度の周知度

### 1. 年金受給要件の周知度

老齢基礎年金を受給するためには、公的年金に加入し、保険料を納めた期間と保険料を全額免除されていた期間の合計が25年以上必要となる。このことに関する周知度は全体で74.1%となっており、前回調査と比較して減少している（図26）。

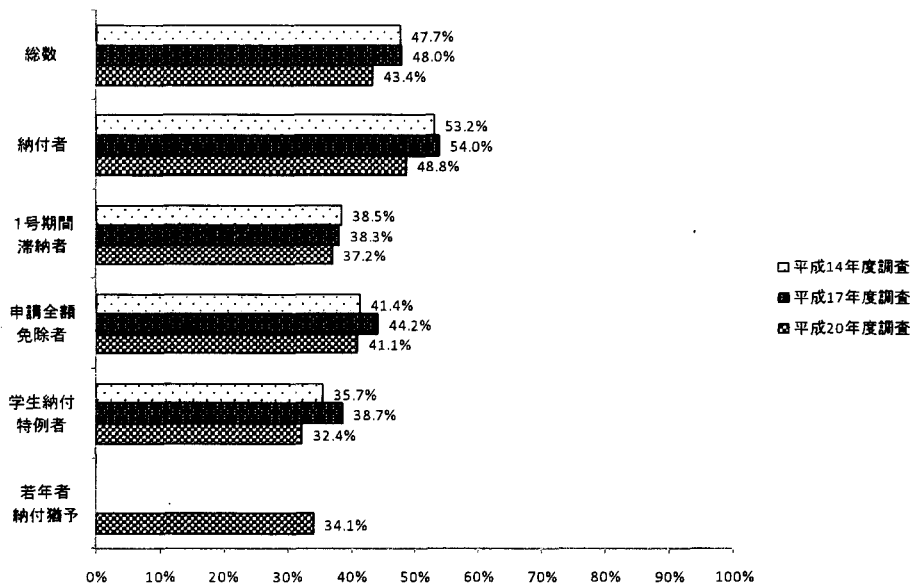
図26 年金受給要件の周知度



### 2. 公的年金の物価水準維持についての周知度

公的年金では、民間保険会社の個人年金とは異なり、物価水準の上昇に応じて年金額が改定され、年金の実質的価値が目減りしないような仕組みが取られている。このことに関する周知度は全体で43.4%となっており、前回調査と比較して減少している（図27）。

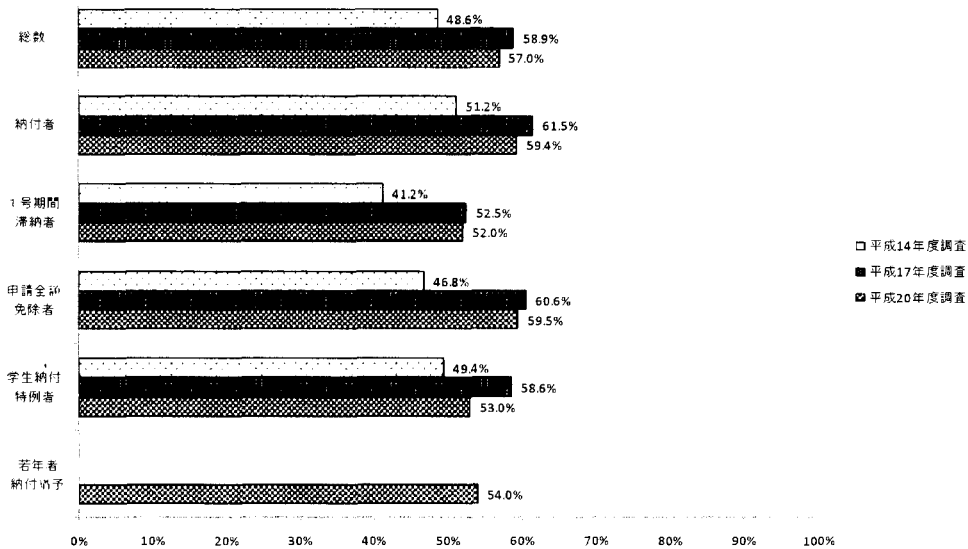
図27 公的年金の物価水準維持についての周知度



### 3. 障害年金の周知度

国民年金では、加入期間中の病気やけが等により一定以上の障害の状態になった場合は、障害年金が支給される。このことに関する周知度は全体で57.0%となっており、1号期間滞納者であっても5割を超えている（図28）。

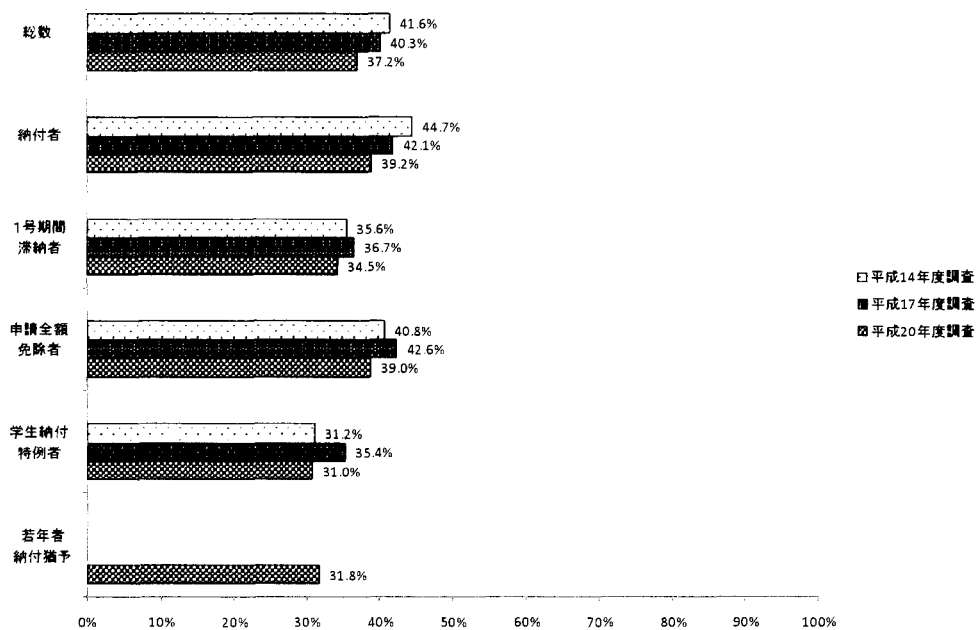
図28 障害年金の周知度



### 4. 基礎年金における国庫負担の周知度

基礎年金は民間の個人年金とは異なり、1/3以上が国庫負担でまかなわれている（平成21年度より1/2）。このことに関する周知度は全体で37.2%となっており、学生納付特例者や若年者納付猶予では約3割となっている（図29）。

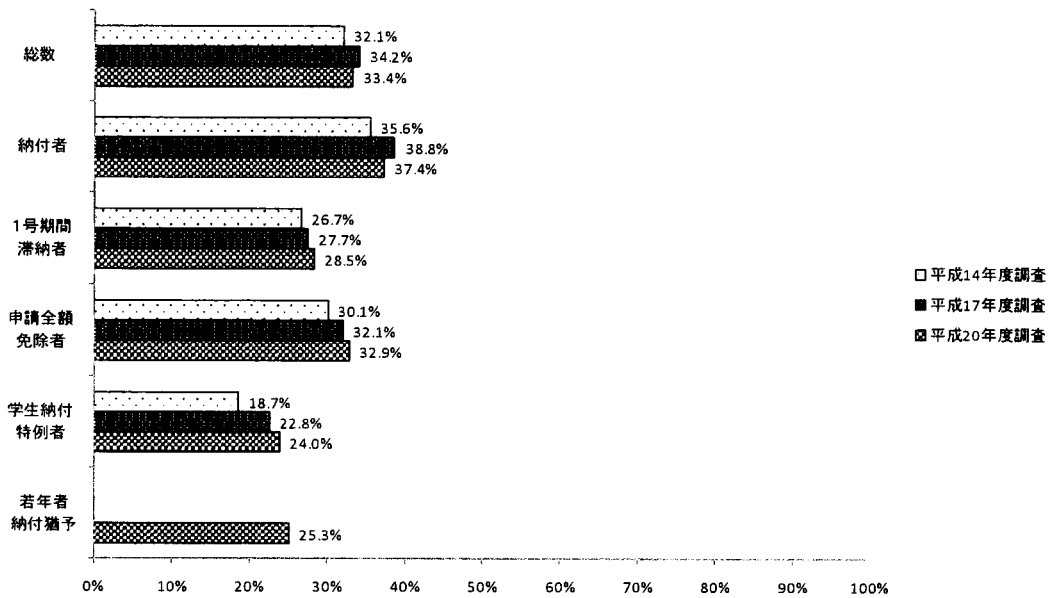
図29 基礎年金における国庫負担の周知度



## 5. 任意加入の周知度

国民年金制度には、60歳までに公的年金加入期間が25年未満であっても、60～69歳の間任意加入することで加入期間を25年以上として受給権を確保することができる（任意加入制度）。このことに関する周知度は全体で33.4%となっており、1号期間滞納者、学生納付特例者、若年者納付猶予では3割を下回っている（図30）。

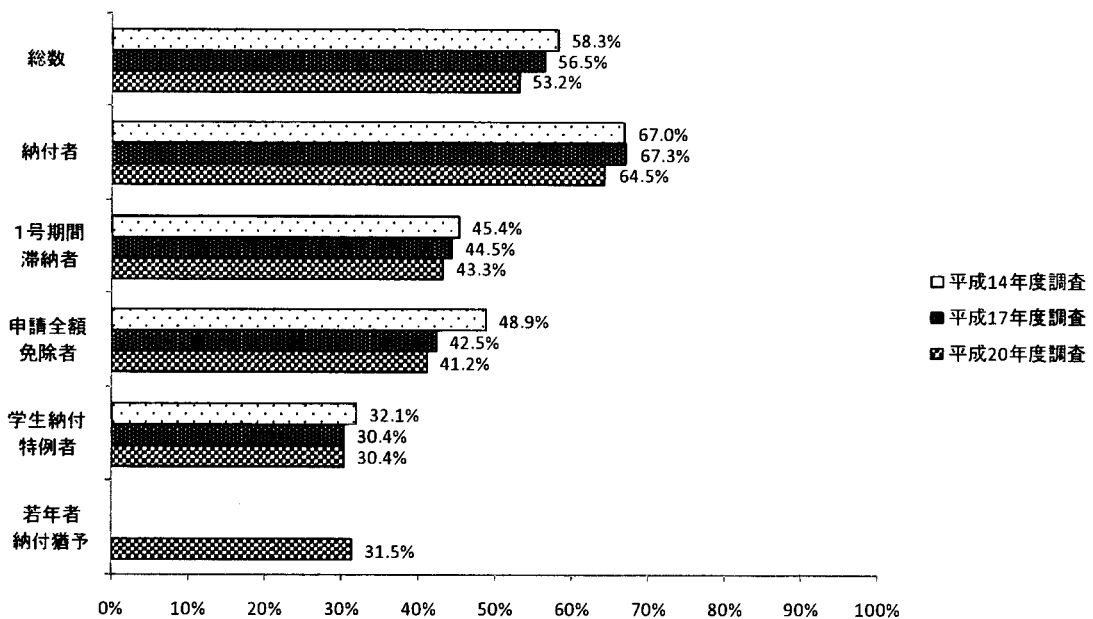
図30 任意加入の周知度



## 6. 所得税における国民年金保険料に係る控除の周知度

国民年金保険料は、所得税額の計算上、全額所得額から控除される。このことに関する周知度は全体で53.2%となっており、納付者以外では5割を下回っている（図31）。

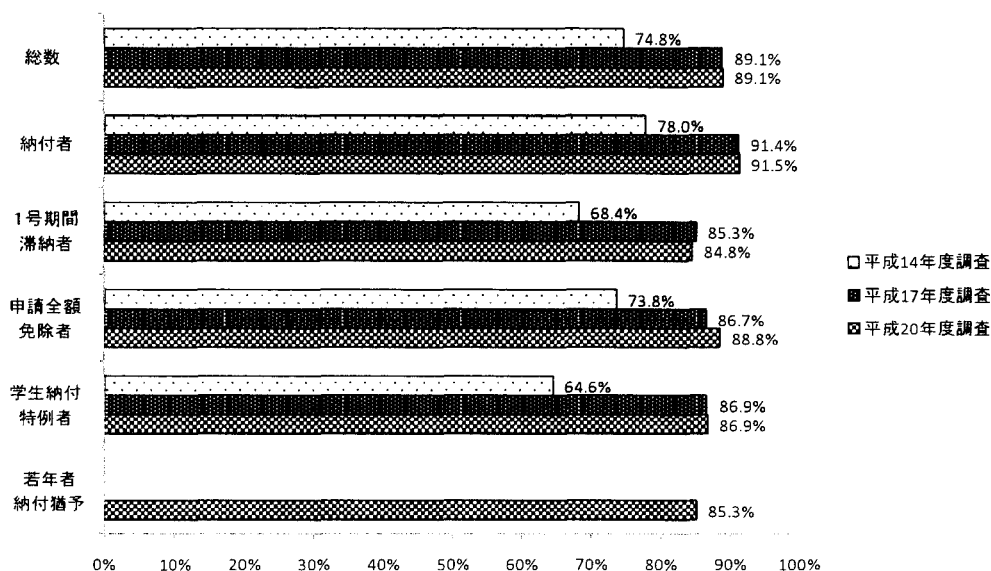
図31 所得税における国民年金保険料に係る控除の周知度



## 7. 保険料納付期間と年金受取額の関係の周知度

老齢基礎年金は、保険料納付期間が短くなると、その分支給額が少なくなる。このことに関する周知度は全体で89.1%となっており、前回調査と比較してほぼ同等に推移している（図32）。

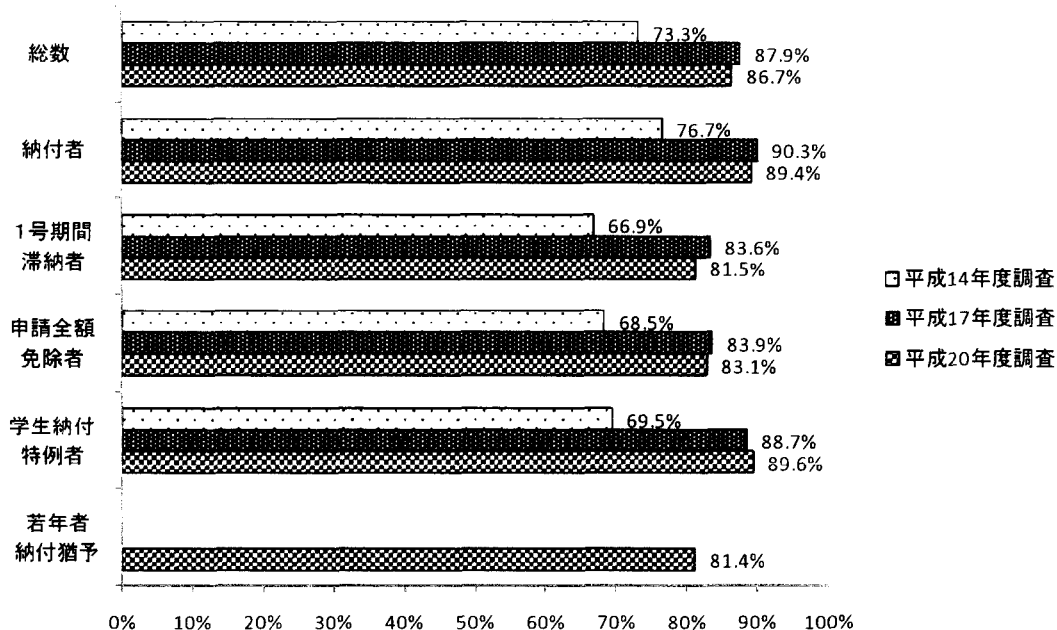
図32 保険料納付期間と年金受取額との関係の周知度



## 8. 世代間扶養の仕組みの周知度

老齢基礎年金は、社会連帯に基づき、現在の現役世代の支払う保険料によって現在の高齢者を支える、世代間扶養の仕組みとなっている。このことに関する周知度は全体で86.7%となっており、前回調査と比較してほぼ同等に推移している（図33）。

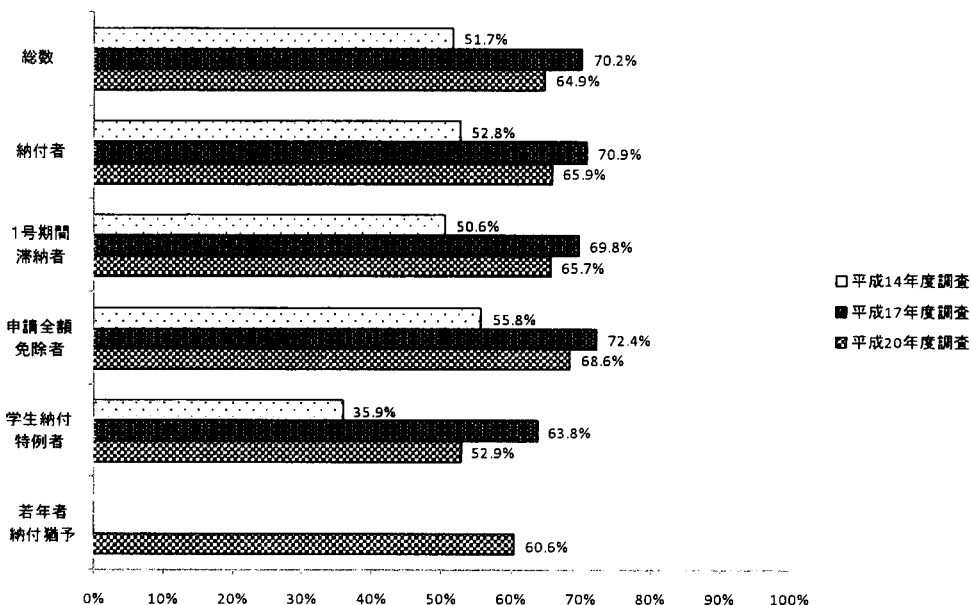
図33 世代間扶養の仕組みの周知度



## 9. 過年度納付の周知度

国民年金保険料は、納め忘れた場合でも過去2年分までを遡って納めることができる。このことに関する周知度は64.9%となっており、前回調査と比較して減少している（図34）。

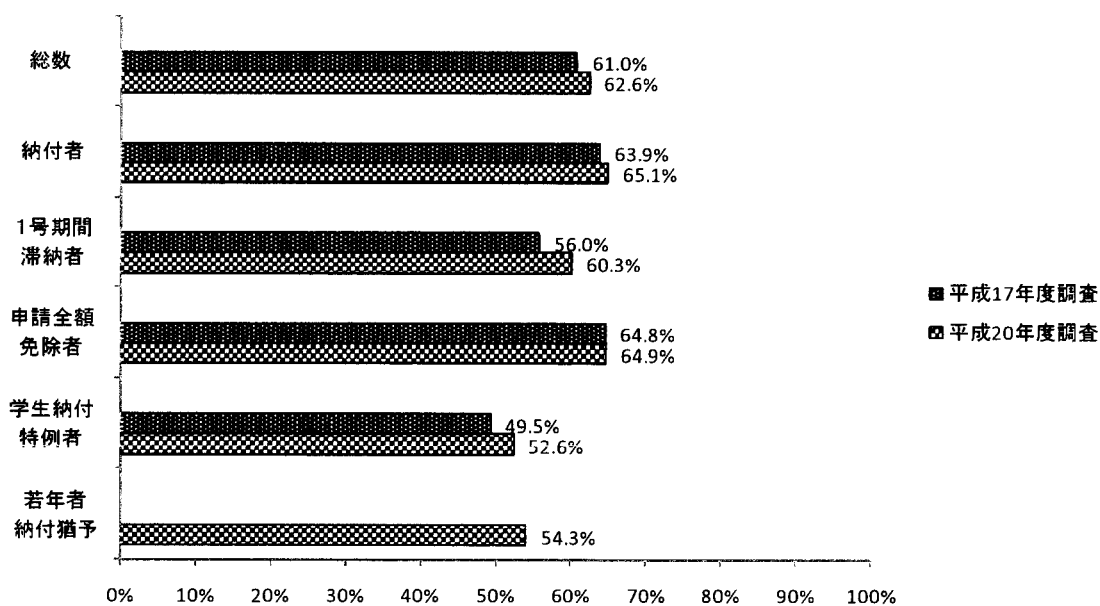
図34 過年度納付の周知度



## 10. 遺族年金の周知度

国民年金では、老齢年金や障害年金のほか、第1号被保険者（被保険者であった者を含む）本人の死亡時に遺族が受けられる遺族年金の制度がある。このことに関する周知度は62.6%となっている（図35）。

図35 遺族年金の周知度



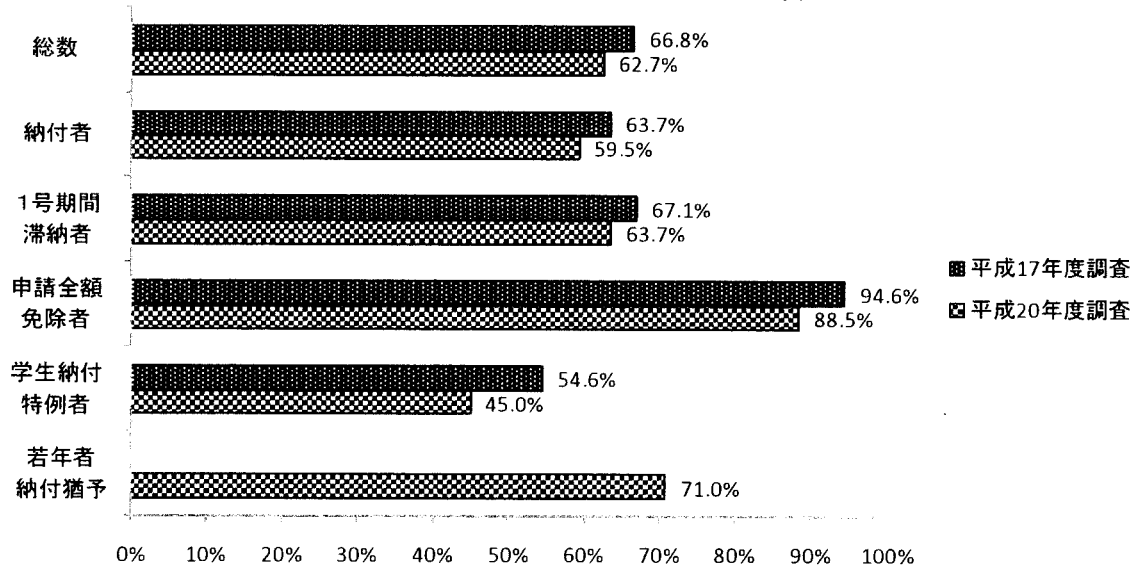


## 第9章 免除・猶予の状況

### 1. 保険料免除制度の周知度

経済的な理由により国民年金保険料の納付が困難な場合には、保険料の全額又は一部が免除される免除制度がある。このことに対する周知度は全体で 62.7%となっており、前回調査と比較して減少している（図 36）。

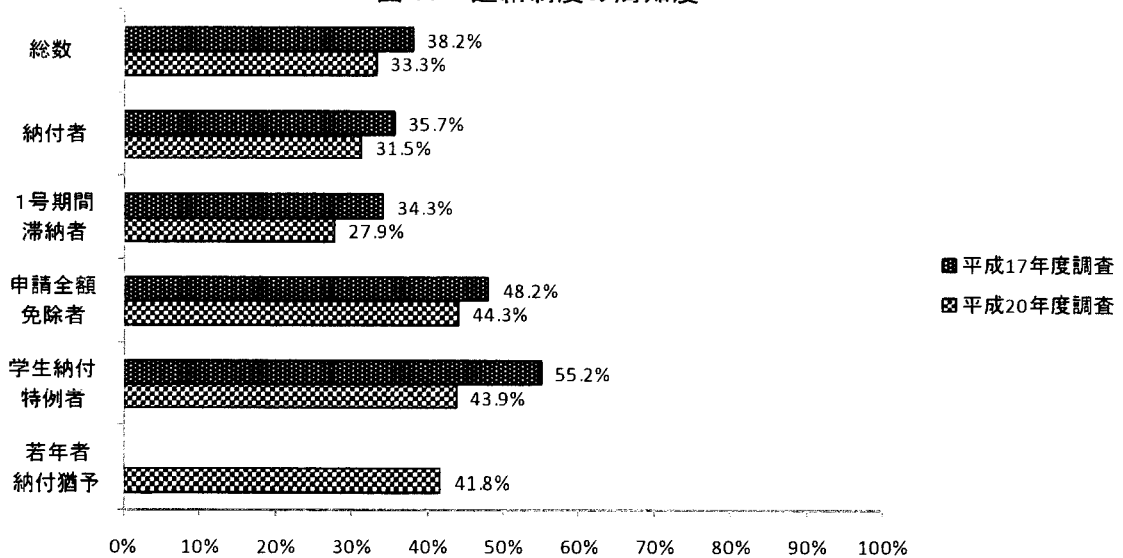
図 36 保険料全額・一部免除の周知度



### 2. 免除保険料の追納制度の周知度

保険料を全額または一部免除された期間のうち、過去 10 年分については、さかのぼって保険料を納付できる、追納制度がある。このことに関する周知度は全体で 33.3%となっており、前回調査と比較して減少している（図 37）。

図 37 追納制度の周知度

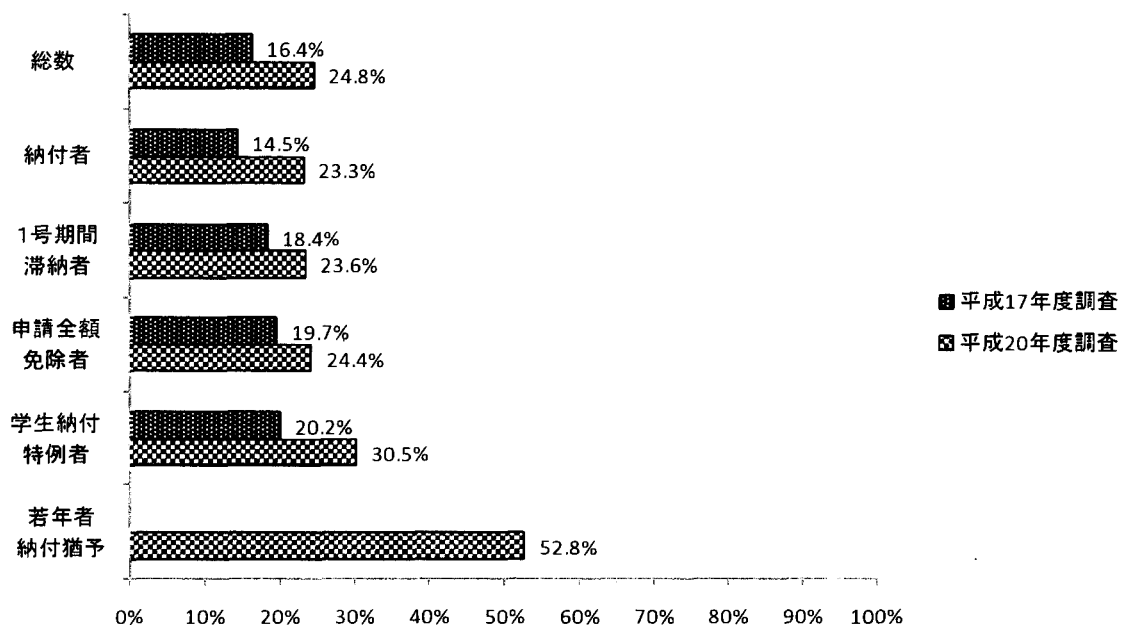


注 保険料全額・一部免除を知っていると回答した者を総数として集計している。

### 3. 若年者納付猶予制度の周知度

学生以外であっても、経済的な理由により国民年金保険料の納付が困難な20歳台の方については、保険料の納付が猶予される若年者納付猶予制度がある。このことに関する周知度は全体で24.8%となっており、前回調査と比較して上昇している（図38）。

図38 若年者納付猶予制度の周知度



(参考資料 1) 世帯総所得金額階級、保険料納付状況別第1号被保険者割合

	総数	納付者			1号期間 滞納者	申請全額 免除者	学生納付 特例者	若年者 納付猶予
		完納者	一部 納付者					
	(単位：%)							
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
100万円未満	21.2	14.1	13.8	15.4	22.6	60.8	14.7	8.0
うち所得なし	9.3	5.6	5.5	5.8	10.0	27.5	9.2	3.4
100～200	15.3	14.0	13.3	17.1	19.9	21.1	5.4	10.9
200～300	13.7	14.3	13.7	17.0	17.7	9.1	5.9	12.5
300～400	10.9	12.2	11.9	13.5	12.1	4.1	7.4	12.8
400～500	8.4	9.7	9.7	9.9	8.0	2.0	8.8	11.9
500～600	6.8	7.9	8.1	7.1	5.5	1.2	9.2	9.8
600～700	5.0	5.5	5.6	5.3	4.0	0.6	8.8	9.0
700～800	4.1	4.5	4.7	3.5	2.8	0.4	9.5	6.5
800～900	3.1	3.4	3.5	2.8	1.9	0.2	8.1	5.2
900～1,000	2.2	2.5	2.7	2.0	1.4	0.1	4.7	3.7
1,000～1,200	3.0	3.6	3.8	2.5	1.5	0.1	7.1	3.8
1,200～1,500	2.4	3.0	3.3	1.7	1.1	0.1	5.2	2.8
1,500万円以上	3.8	5.2	5.9	2.3	1.5	0.2	5.2	2.9
	(単位：万円)							
平均値	469.3	554.9	586.1	423.4	342.0	116.0	681.7	552.8
中位数	298.0	357.0	373.0	303.0	238.0	61.0	582.0	445.0

注 世帯の総所得金額が不詳の者を除く。

(参考資料 2) 本人の総所得金額階級、保険料納付状況別第1号被保険者割合

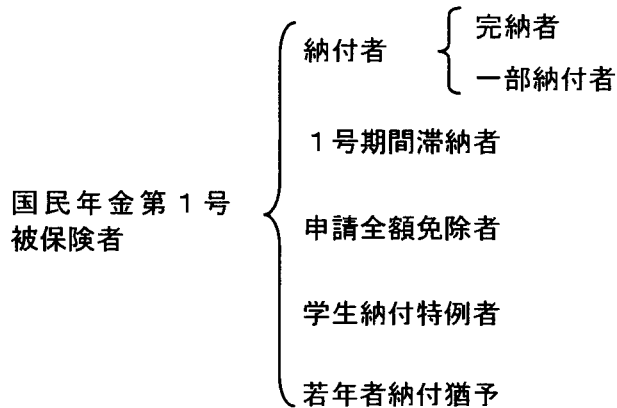
	総数	納付者			1号期間 滞納者	申請全額 免除者	学生納付 特例者	若年者 納付猶予
		完納者	一部 納付者					
	(単位：%)							
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
50万円未満	52.7	44.0	44.7	41.2	46.6	73.1	95.7	79.0
うち所得なし	36.5	28.8	29.5	25.9	32.3	50.5	77.3	62.1
50～100	10.2	10.2	9.8	12.0	11.4	12.9	2.5	10.5
100～150	10.0	10.9	10.3	13.6	12.7	7.3	0.6	6.6
150～200	8.0	9.3	8.9	10.8	10.4	3.4	0.2	2.3
200～250	5.2	6.2	6.0	7.1	6.9	1.4	0.1	0.6
250～300	3.4	4.3	4.2	4.5	4.1	0.6	0.1	0.2
300～350	2.8	3.7	3.8	3.1	2.7	0.5	0.1	0.2
350～400	1.5	2.1	2.1	2.0	1.4	0.2	0.0	0.1
400～450	1.2	1.6	1.6	1.4	1.1	0.1	0.1	0.0
450～500	1.0	1.5	1.6	1.0	0.6	0.1	0.0	0.1
500万円以上	4.1	6.3	7.0	3.3	2.0	0.3	0.6	0.4
	(単位：万円)							
平均値	132.5	177.7	188.1	134.1	113.1	42.1	15.3	31.2
中位数	38.0	76.0	75.0	85.0	63.0	0.0	0.0	0.0

注 本人の総所得金額が不詳の者を除く。

# 用語の解説

## 1. 保険料納付状況

平成18年度及び19年度の国民年金保険料の納付状況を基に、国民年金第1号被保険者（以下「第1号被保険者」という。）を以下のように区分した。



### (1) 納付者

平成18年4月～平成20年3月のうち、納付対象月の保険料を納付したことがある者（(3)～(5)の者を除く。）。

さらに、納付者を以下のように区分した。

#### ① 完納者

平成18年4月～平成20年3月の納付対象月の保険料をすべて納付している者。

#### ② 一部納付者

完納者以外の納付者。

### (2) 1号期間滞納者

平成18年4月～平成20年3月の納付対象月の保険料を1月も納付していない者（(3)～(5)の者を除く。）。

### (3) 申請全額免除者

平成20年3月分の保険料について申請全額免除を受けていた者。

### (4) 学生納付特例者

平成20年3月分の保険料について学生納付特例を受けていた者。

### (5) 若年者納付猶予

平成20年3月分の保険料について若年者納付猶予を受けていた者。

## 2. 都市規模区分

平成20年5月1日現在の市区町村境界及び平成20年3月31日現在の住民基本台帳に基づく人口を基に、以下のように区分した。

- (1) **大都市**  
東京都特別区部及び政令指定都市。
- (2) **中都市**  
(1)以外の人口20万以上の市及び県庁所在市。
- (3) **小都市・町村**  
(1)、(2)以外の人口20万未満の市及び町村。

## 3. 総所得金額

平成20年の市区町村民税課税台帳の総所得金額（平成19年所得）に基づいている。

総所得金額は、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、譲渡所得、雑所得、一時所得からなり、収入金額から必要経費（売上原価、減価償却費等）を除いたものである。

## 4. 届出適用者・手帳送付者

- (1) **届出適用者**  
自らが届出を行い被保険者となった者。
- (2) **手帳送付者**  
加入届が未届である者に対して年金手帳を送付することにより第1号被保険者としたもの。

## 日本年金機構役員の報酬・退職手当の支給基準

### 1. 役員報酬

○ 報酬の種類：本俸、地域調整手当、通勤手当、住居手当、単身赴任手当、期末手当、勤勉手当及び非常勤役員手当

#### ○ 報酬の額

- 本俸は、 956千円～668千円
- 地域調整手当、通勤手当、住居手当及び単身赴任手当は、職員の例に準じて支給
- 期末手当は、《期末手当基礎額×1.50（6・12月の合計割合）》
  - ・ 期末手当基礎額＝（本俸×1.45＋地域調整手当×1.20）
- 勤勉手当は、《勤勉手当基礎額×期間率×厚生労働大臣が行う業績評価結果を踏まえて理事長が決定する割合》
  - ・ 勤勉手当基礎額＝（本俸×1.45＋地域調整手当×1.20）
  - ・ 勤勉手当の総額は、役員の勤勉手当基礎額×0.8を上限とする。
- 非常勤役員手当は、勤務1日につき、35,200円（上限 月額281,600円）

○ 支給日：毎月16日（期末手当及び勤勉手当は6月及び12月）

## 2. 役員退職手当

○ 支給事由：役員が退職し、または解任された場合に、本人（又はその遺族）に支給する。

○ 退職手当の額：在職期間1月につき、本俸の月額×0.125×業績勘案率（0～2.0）

（注）1. 業績勘案率は、業績評価委員会が決定する。

2. 役員が任命権者の要請に応じ国家公務員となった後、引き続いて役員に復帰した場合や、国家公務員が任命権者等の要請に応じ引き続いて役員になった場合には、国家公務員としての期間も在職期間に含む。

○ 起訴中に退職した場合等の退職手当の取扱い

➤ 役員が刑事事件に関し起訴された場合において、その判決の確定前に退職したとき等は、支給しない（禁錮以上の刑に処せられなかったときを除く）。

○ 退職手当の支給の一時差し止め

➤ 退職した者に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき等、その者に対して退職手当を支給することが、業務に対する国民の信頼を確保し、退職手当制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるときは、退職手当の支給を一時差し止めることができる。

○ 退職手当の返納

➤ 退職手当支給後に、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、その全部又は一部を返納させることができる。

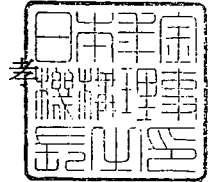
平成22年1月28日

年機構発第 2 号

厚生労働大臣 殿

日本年金機構

理事長 紀 陸



役員に対する報酬及び退職手当の支給基準の届け出について

標記につきまして、日本年金機構法（平成19年法律第109号）第21条  
第2項の規定に基づき届出いたします。



規程第41号  
理事長決定  
平成22年1月1日制定・施行

## 日本年金機構役員報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、日本年金機構（以下「機構」という。）の役員の報酬に関する事項を定めることを目的とする。

### (報酬の種類)

第2条 役員（非常勤役員を除く。以下同じ。）の報酬は、本俸、地域調整手当、通勤手当、住居手当、単身赴任手当、期末手当及び勤勉手当とする。

2 非常勤役員の報酬は、非常勤役員手当、通勤手当とする。

### (報酬の支払)

第3条 この規程に基づく報酬は、その全額を通貨で直接役員に支払う。ただし、法令及び理事長が定めるところにより役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、役員から申出があった場合において、その者に対する報酬の全部又は一部をその者の預金又は貯金への振込みの方法によって支払うことができる。

### (本俸)

第4条 役員の本俸の月額は、次のとおりとする。

- (1) 理事長 956,000円
- (2) 副理事長 809,000円 ただし、理事長が特に認める場合は872,000円とすることができる。
- (3) 理事 773,000円 ただし、理事長が特に認める場合は845,000円とすることができる。また、理事長が経験を勘案して定める場合は719,000円とすることができる。
- (4) 監事 668,000円

### (報酬の支給日)

第5条 1の月の初日から末日までを報酬期間とし、毎月16日（その日が休

日に当たるときは前日、前日が休日に当たるときは、その日以後においてその日に最も近い休日でない日。以下これらの日を「支給定日」という。)に、次の各号に定めるところにより支給する。

(1) 本俸、地域調整手当、住居手当及び単身赴任手当は、その月の報酬期間の分をその月の支給定日に支給する。

(2) 通勤手当は、その支給単位期間に係る最初の月の支給定日に支給する。

2 期末手当及び勤勉手当は、6月及び12月の理事長が定める日に支給する。

(日割計算)

第6条 新たに役員となった者には、その日から本俸及び地域調整手当を支給する。

2 役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの本俸及び地域調整手当を支給する。

3 役員が死亡により退職した場合には、その月までの本俸及び地域調整手当を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により本俸及び地域調整手当を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給及び地域調整手当の額は、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(地域調整手当)

第7条 地域調整手当は、当該地域における賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して日本年金機構職員給与規程(規程第31号。以下「職員給与規程」という。)第21条に定める職員の例に準じて支給する。

(単身赴任手当)

第8条 単身赴任手当は、職員給与規程第24条に定める職員の例に準じて支給する。

(住居手当)

第9条 住居手当は、職員給与規程第37条に定める職員の例に準じて支給する。

(通勤手当)

第10条 通勤手当は、職員給与規程第44条に定める職員の例に準じて支給

する。

(期末手当)

第11条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する役員に対して支給することができる。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合にあっては、100分の65、12月に支給する場合にあっては、100分の85を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在において当該役員の受けるべき本俸及び地域調整手当の月額並びに本俸の月額に100分の25を乗じて得た額並びに本俸及び地域調整手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とする。

4 国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。)が任命権者の要請に応じ、引き続いて役員になるために退職し、かつ、引き続いて役員となった場合には、期末手当の支給に当たり、基準日以前6箇月以内のその者の国家公務員としての引き続いた在職期間を役員としての引き続いた在職期間とみなす。

5 次の各号のいずれかに該当する者には、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第3号に掲げる者においては、その支給を一時差し止めた期末手当)は支給しない。

(1) 基準日から当該基準日の属する月で第6条第2項に規定する期末手当支給日の前日までに日本年金機構法(平成19年法律第109号)第16条の規定に基づく解任(第2項第1号に掲げる事由に該当することによる解任を除く。)の処分を受けた役員

(2) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日の属する月で期末手当支給日の前日までの間に離職した役員(前号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(3) 次項第1号の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

- (4) 基準日前1箇月以内に退職した役員で、その退職に引き続いて国家公務員となったもの
- 6 理事長は、期末手当支給日に期末手当を支給することとされていた役員で当該期末手当支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。
- (1) 離職した日から当該期末手当支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 離職した日から当該期末手当支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対して期末手当を支給することが、機構の公共的使命に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 7 機構は、前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではない。
- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合
- (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合
- (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 8 前項の規定は、機構が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 9 機構は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付

しなければならない。

(勤勉手当)

第12条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在勤する役員及び基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した役員に対して、その者の基準日以前6箇月以内の期間における職務実績等に応じて、支給することができる。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、第4項に規定する役員の在職期間による割合（以下「期間率」という。）を乗じて得た額に、厚生労働大臣が行う業績評価の結果を踏まえて理事長が決定する割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の総額は、それぞれの基準日現在において役員の勤勉手当基礎額に100分の80を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した役員においては、退職し、又は死亡した日現在）において役員が受けるべき本俸及び地域調整手当の月額並びに本俸の月額に100分の25を乗じて得た額並びに本俸及び地域調整手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とする。

4 期間率は、基準日以前6箇月以内の期間における役員の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合とする。

在職期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月15日以上6箇月未満	100分の95
5箇月以上5箇月15日未満	100分の90
4箇月15日以上5箇月未満	100分の80
4箇月以上4箇月15日未満	100分の70
3箇月15日以上4箇月未満	100分の60
3箇月以上4箇月15日未満	100分の50
2箇月15日以上3箇月未満	100分の40
2箇月以上3箇月15日未満	100分の30
1箇月15日以上2箇月未満	100分の20
1箇月以上1箇月15日未満	100分の15
15日以上1箇月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零	0

5 前条第4項から第9項までの規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、「期末手当支給日」とあるのは「勤勉手当支給日」と、前条第3項中「基準日」とあるのは「基準日（次条第1項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。）」と、同条第6号中「第

1項」とあるのは「次条第1項」と読み替えるものとする。

(非常勤役員手当)

- 第13条 非常勤役員手当は、勤務1日につき、35,200円とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、月の勤務日数が8日を超える場合は、281,600円を上限とする。
- 3 第3条、第6条及び次条の規定は、前項の非常勤役員手当の支給について準用する。

(端数の処理)

- 第14条 この規程により計算した金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(改廃)

- 第15条 この規程の改廃については、理事長が決定する。

附 則

この規程は、平成22年1月1日から施行する。

日本年金機構役員退職手当規程

(目的)

第1条 この規程は、日本年金機構（以下「機構」という。）の役員（非常勤役員を除く。以下同じ。）に対する退職手当に関する事項を定めることを目的とする。

(退職手当の支給)

第2条 退職手当は、役員が退職し、又は解任された場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

2 退職手当は、他の法令に別段の定めがある場合を除き、その全額を現金で直接この規程の定めによりその支給を受けるべき者に支払わなければならない。ただし、理事長の定める確実な方法により支払う場合には、この限りではない。

(退職手当の額)

第3条 退職手当の額は、在職期間1月につき、役員が退職し、又は解任された日におけるその者の本俸の月額（日本年金機構役員報酬規程（規程第41号）第4条に規定するものをいう。以下同じ。）に100分の12.5の割合を乗じて得た額に退職手当算出の基礎となる業績勘案率の決定を行う委員会（以下「業績評価委員会」という。）が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額とする。ただし、第5条第1項及び第6条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）の各月の本俸の月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額に業績評価委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額それぞれの額の合計額とする。

(在職期間の計算)

第4条 在職期間及び役職別期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦にしたがって計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じた時は、1月と計算するものとする。

- 2 前条ただし書の規定による場合において、役職別期間の合計月数が、前項の規定により計算した在職期間の在職月数を超えるときは、役職別期間のうち、端数の少ない在職月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

(再任等の取扱い)

第5条 役員が、任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

(国の機関から復帰した役員等に対する退職手当に係る特例)

第6条 役員のうち、任命権者の要請に応じ、引き続き国家公務員（国家公務員退職手当法第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員として在職した後、引き続き再び役員となった者の在職期間の計算については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間は、役員としての引き続きいた在職期間とみなす。

- 2 前項に規定する国家公務員として在職した期間の基本給月額については、国家公務員として在職した期間の役職等を勘案し理事長が別に定める額とする。
- 3 国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き役員となるため退職をし、かつ、引き続き役員となった場合におけるその者の役員としての引き続きいた在職期間には、その者の国家公務員としての引き続きいた在職期間を含むものとする。
- 4 役員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き国家公務員となった場合又は前項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続き国家公務員となった場合には、この規程による退職手当は、支給しない。
- 5 第3項の規定に該当する役員が退職した場合（前項に該当する役員を除く。）の退職手当の額については、その時点で国家公務員に復帰し国家公務員として退職したと仮定した場合の、第3項の役員としての在職期間（国家公務員として引き続きいた在職期間を含む。）を国家公務員退職手当法第7条第1項に規定する在職期間とみなし同法の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。この場合において、役員退職の日における本俸の月額は、当該役員が第3項に規定する役員となるため国家公務員を退職した



日における国家公務員としての俸給月額を基礎に、当該役員の役員としての引き続きいた在職期間等を勘案し理事長が別に定める額とする。

(遺族の範囲及び支給順位)

第7条 第2条第1項に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者(婚姻の届け出をしないが、役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
  - (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者
  - (3) 前号に掲げる者のほか、役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
  - (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しない者
- 2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にし、その他の親族については、役員と親等の近い者を先順位とする。
- 3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(遺族からの排除)

第8条 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- 一 役員を故意に死亡させた者
- 二 役員の死亡前に、当該役員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(起訴中に退職した場合等の退職手当の取扱い)

第9条 役員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限る、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項及び次条第2項において同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職したときは、退職手当は支給しない。ただし、禁錮以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。

- 2 前項の規定は、退職した者に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、その者が在職期間(その退職手当の基礎となる期間をいう。次条及

び第11条において同じ。)中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたときについて準用する。

(退職手当の支給の一時差止め)

第10条 機構は、退職した者に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し退職手当を支給することが、業務に対する国民の信頼を確保し、退職手当制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるときは、退職手当の支給を一時差し止めることができる。

2 理事長は、前項の規定による退職手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第2号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(2) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくその者の退職の日から起算して1年を経過した場合

3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、退職手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

(退職手当の返納)

第11条 機構は、退職した者に対し退職手当の支給をした後において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、その支給した退職手当の全部又は一部を返納させることができる。

(端数の処理)

第12条 この規程の定めるところによる退職手当の計算の結果生じた1円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

(改廃)

第13条 この規程の改廃については、理事長が決定する。

(実施に関し必要な事項)

第14条 この規程の実施に必要な事項は、理事長が別に定める

附 則

この規程は、平成22年1月1日から施行する。